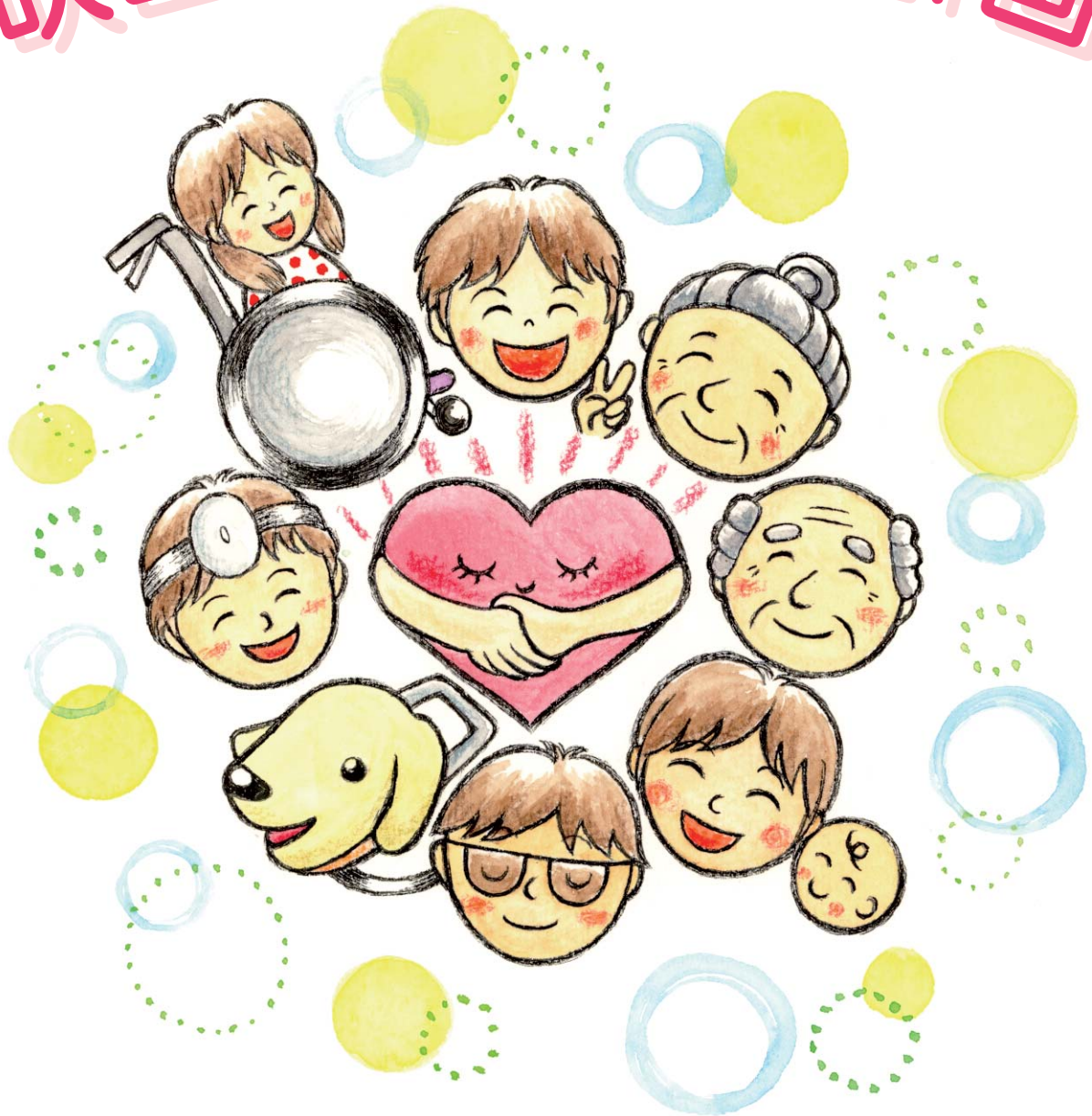


吹田市地域福祉計画



いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

平成18年(2006年)5月

吹田市

ごあいさつ

今日、子育て不安や高齢者の介護負担などが、誰にとっても起こりうる問題となってきました。障害のある人などの自立や社会参加の難しさも見られます。また、地域のつながりが希薄化する中で、問題をかかえながら孤立しがちな人の姿も見られ、ひきこもりや高齢者の孤独死など、新たな課題も出てきています。

今後、本格的な少子高齢社会を迎えることとなりますが、限られた財政のもと、今までの社会福祉の枠組みの中だけでは、こうした問題を解決することが困難となってきました。くらしの場である「地域」で問題をとらえ、解決していくという「地域福祉」の推進が求められています。こうした状況をふまえ、このたび、「吹田市地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標として、市民の皆様が自主的な地域福祉活動を活発化し、行政もその役割を発揮しながら、協働して、市民一人ひとりの地域でのくらしを支えるためのしくみをつくっていかうとするものです。

本計画の策定のプロセスにおきましては、策定委員会への市民委員の参加、市民アンケートや市内33地区で開催した地域検討会（地区の福祉を語るつどい）の実施など、多くの市民の皆様にご参画いただき、たくさんの貴重なご意見や、すでに各地域において実践されている数々の取り組みの成果を反映させながら、計画を策定することができました。

本計画の推進にあたりましては、より多くの市民の皆様との連携・協力が必要となります。そのため、市民参画と協働のまちづくりのしくみづくりを一層進めながら、市民と行政のパートナーシップをなによりも大切に、誰もが生き生きと輝き、安心して暮らしていけるまちづくりをめざし、全力で取り組んでまいりたいと存じます。今後とも皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心なご議論とご提言をいただきました吹田市福祉審議会、吹田市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、吹田市社会福祉協議会、同地区福祉委員会の皆様や、実態調査、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）の実施にご尽力をいただきました多くの市民の皆様、関係団体の方々に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成18年（2006年）5月



吹田市長 阪口 善雄

吹田市地域福祉計画目次

I. 吹田市地域福祉計画の策定にあたって	
1. 地域福祉計画とは	2
(1) 計画策定の背景	
(2) 地域福祉とは	
(3) 計画策定の目的	
(4) 地域福祉計画における重要な視点	
2. 計画の性格と位置づけ	5
3. 計画の期間	6
4. 市民の参加・参画による計画策定の取り組み	6
(1) 市民の参画を基本とした策定体制	
(2) 市民アンケート「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の実施	
(3) 地域検討会（地区の福祉を語るつどい）の開催	
(4) 地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等へのヒアリングの実施	
(5) パブリックコメントの実施	
II. 吹田市の地域福祉に関する状況－現状と課題－	
1. 吹田市の変化と地域特性	10
(1) まちの成り立ちと特色ある地域の形成	
(2) 人口動向	
(3) 少子高齢化の急速な進行	
(4) 不均衡に進む各地域での変化	
(5) 高齢化の進行、年少人口にも地域差	
2. 「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」によって明らかになったこと	18
(1) 健康状態	
(2) 生活問題	
(3) 家計状況	
(4) 介護問題	
(5) 介護保険・社会福祉サービス（行政サービス）の利用状況	
(6) ボランティア・地域福祉活動の利用状況	
(7) ヨコのつながり	
(8) 健康・福祉にかかわる相談窓口の周知及び利用状況	
(9) 地域活動・学習会活動	
(10) 地域活動拠点の整備課題	
(11) 居住期間及び定住意識	
(12) 安心して暮らしていけるまちづくりの課題	
(13) 地域生活問題	
(14) 地域類型別にみた特性	
3. 「地域検討会（地区の福祉を語るつどい）」によって明らかになったこと	33
(1) 子どもへの支援について	
(2) 障害のある人への支援について	
(3) 高齢者への支援について	
(4) 福祉意識の向上や福祉の相談窓口について	
(5) 地域活動・ボランティアについて	
(6) 交流の場について	
(7) 福祉に関する情報について	
(8) 駐車・駐輪について	
(9) 道路・バリアフリーについて	
(10) 安全（防災・防犯）について	
4. くらしの実態と地域福祉推進の現状と課題	40
(1) 地域住民のくらしの実態と要望	
(2) 地域福祉活動の今後の方向性（住民への期待）	
(3) 地域福祉推進上の課題（行政の役割）	

Ⅲ. 吹田市地域福祉計画の基本方向

1. 目標と目標達成の基本的枠組み

(1) 本計画の目標	54
(2) 目標達成の基本的枠組み	55

2. 地域福祉推進の基本方策

(1) 地域福祉推進の基本方策	57
(2) エリア（圏域）設定の必要性－5層構造－	59

3. 地域福祉計画の体系図

4. 具体的施策の展開

(1) 地域福祉活動推進の条件整備	63
(2) 地域福祉活動への参加の促進	74
(3) 地域で活動する諸団体の活動への支援	78
(4) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	82
(5) 保健・医療、社会福祉制度の充実	94
(6) 関連施策の充実	112

5. 地域福祉計画の推進に向けて

施策の整備エリア及び担い手一覧	129
-----------------	-----

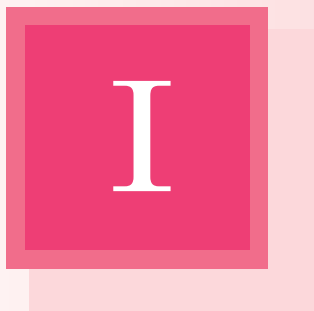
巻末資料	
吹田市地域福祉計画策定委員会委員名簿	132
吹田市地域福祉計画策定庁内検討委員会・同作業部会を構成する部室課	133
吹田市地域福祉計画策定委員会設置要領	134
吹田市地域福祉計画策定委員会開催状況	136
吹田市地域福祉計画策定委員会作業部会開催状況	137
吹田市地域福祉計画策定庁内検討委員会・同作業部会開催状況	138
吹田市地域福祉計画策定地域検討会（地区の福祉を語るつどい）開催状況	139
用語集	140
市内施設一覧表	148
市内施設一覧地図（コミュニティ施設・児童福祉施設等・障害のある人の施設・高齢者福祉施設）	

巻末資料の用語集に掲載している用語は、初出の際に※をつけています

コラム一覧

コラムでは、具体的な実践例をご紹介します。

コラム① 「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」自由回答欄から	32
コラム② 地域通貨「いつぼ」	48
コラム③ 地域支援あいネットワーク整備推進モデル事業が始まります！	65
コラム④ 吹田市ボランティアセンター	65
コラム⑤ ボランティア・NPOをご紹介します！	81
コラム⑥ 当事者組織をいくつかをご紹介します！	81
コラム⑦ 福祉オンブズパーソンって知ってますか？	90
コラム⑧ 地域福祉権利擁護事業（社会福祉協議会）	90
コラム⑨ 高齢者見守り・支援マニュアル	109
コラム⑩ ふれあい喫茶「さくらんぼ」	123
コラム⑪ 自主防災組織	125



吹田市地域福祉計画の策定にあたって

I . 吹田市地域福祉計画の策定にあたって

この章では、吹田市地域福祉計画の策定の背景と必要性、目的と基本的視点、性格や既存の計画との関係・位置づけ、計画策定の取り組みについてまとめました。

1. 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に新たに規定された市の行政計画で、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する計画です。

社会福祉法第107条の規定により地域福祉計画に盛り込むこととされた事項

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（サービスの利用促進）
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（サービス基盤整備）
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（地域福祉活動への住民参加の促進）

(1) 計画策定の背景

多くの市民は住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしを続けたいと願っています。しかしながら、長引く経済の停滞、依然厳しい雇用環境やリストラの進行などの中で、暮らしは不安定さを増しています。また、少子化と高齢化が急速に進んでおり、高齢者の生活不安や介護の問題、障害のある人の自立や社会参加の難しさ、子育て家庭の孤立化や子育て不安など、ひとりで解決できない困難な問題が、誰にとっても起こりうる問題となって広く見られるようになってきています。

一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、若年単身世帯といった小規模世帯が増えており、家族による扶養機能が弱まっています。また、高層集合住宅やワンルームマンションが増えるなど、居住形態にも変化が見られます。生活の価値観の揺らぎの中で、近隣との付き合いを負担に感じ敬遠する人や「お互いに必要以上の干渉はしない」といった人が増えるなど、市民意識にも変化が見られます。そして、これらのことがあいまって地域コミュニティ[※]のあり様にも影響を与え、お互いのつながりが希薄になっており、地域の助け合いの力や機能が弱まっています。こうしたもとで、地域の中で孤立しがちな人が増えており、児童虐待や高齢者虐待、ひきこもり[※]やひとり暮らし高齢者の孤独死[※]といった、把握や発見の困難な問題が深刻な社会問題となって表面化してきています。

今後さらに進行する少子高齢化の状況や5年後、10年後の地域社会の変化を予測しながら、問題の軽減・解決に向けて総合的に対応していくことが必要となっています。

(2) 地域福祉とは

社会福祉の諸制度は、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉に代表されるように分野別になっており、それぞれが個人を対象に個別的に福祉サービスを提供することを目的として運営されています。一方、私たちのくらしは、世帯を単位に、一定の地域を基盤に営まれています。市民のくらしは、社会福祉諸制度の整備を抜きにしては支えることができず、行政のさまざまな施策を必要としています。今日、くらしの問題が複雑・深刻化する中で、対象者ごとの行政施策を中心としたこれまでの社会福祉の枠組みでは、くらしの問題の解決が困難となっています。

「地域福祉」は、今日、子ども、障害のある人、高齢者の問題などがますます拡大・深刻化しており、そういった生活上の困難や不安（くらしの問題）を軽減・解決するために提起されている考え方です。これらの生活上の課題を、子ども、障害のある人、高齢者といった「対象者」ごとに考えるのではなく、住民のくらしの場である「地域」を、くらしの問題の発生する場であると同時に、その問題を解決する場としてとらえ、「地域」を基盤として、一人ひとりの生活を総合的に支える仕組みをつくろうとする営みです。

また、「地域福祉」は、住民一人ひとりの主体的な参加・参画と住民自治を基盤にした取り組みでもあり、地域での住民の主体的な活動の積み重ねの中でくらしの問題を明らかにし、地域を基盤に、その課題の改善や問題の解決を「公」「民」の役割の発揮と協働^{*}で図っていくとするものです。

「地域福祉」は、住民の身近なくらしのエリア、交流・連帯のエリアである「地域（自治会、小学校区単位などのコミュニティ）」に根ざした、「公」（行政）と地域住民、事業者等の「民」が協働した、地域福祉施策及び福祉サービスの提供や地域福祉活動の総合的・計画的な展開、まちづくりの取り組みといえます。

(3) 計画策定の目的

地域福祉計画は、第一に、地域福祉推進のための活動への地域住民や社会福祉関係団体、事業者等の参加・参画の促進、活動を支える人材・専門職員の配置と育成の支援、交流の場・活動拠点の確保、必要な情報の提供、財政的支援、連携の促進など、地域福祉活動推進の条件整備を進める上での行政の役割を明らかにします。

第二に、市民のくらしの課題や地域の特性に応じた社会福祉・保健、生活関連諸分野の施策・サービスの整備とその連携による、総合的・体系的な生活保障、行政の支援機能の強化を図ることを目的としています。

第三に、これらを通じてコミュニティの再生と自治の発展を図るとともに、市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりを進めます。

(4) 地域福祉計画における重要な視点

地域福祉計画は、地域福祉の問題解決を図っていくときの大切な視点である次の四つの視点を大切に策定しました。

視点 ① 地域に暮らすみんなの問題として主体的に取り組む

福祉は、限られた人だけにとってのものではありません。加齢や心身の状態や生活環境の変化で、誰もが支援を必要とする状態になる可能性があります。福祉を一人ひとりの問題としてとらえていくことが必要です。

地域で生活する市民一人ひとりが単に社会福祉施策の対象としてではなく、自ら地域の福祉のあり方を考えて創っていく主体として、福祉サービスの提供や活動に主体的に参加し、運営を行っていく、必要な場合には行政と協働して社会福祉制度の改善を求めていくといったように、市民が主体的に参加し住民自治を発揮していくことを大切にしていくといった視点

視点 ② 誰もが自立して共に暮らしていける社会をめざす

…人権尊重、ノーマライゼーション※、ソーシャル・インクルージョン※

お互いの人権を尊重し合う社会、ハンディキャップがあってもごく普通に生活を営むことができる社会、すべての人々を社会の構成員として包み支え合い、市民の誰もが自立して共に暮らしていけるような社会をめざすといった視点

視点 ③ 「公」と「民」の役割を明確にして協働して取り組む

地域の問題解決には「公」（行政）の施策だけでは不十分であり、地域住民をはじめ、社会福祉関係団体・事業者、ボランティア・NPO※（民間非営利団体）等の「民」との協働、つまり「公」「民」の役割分担と「公」「民」協働の考え方に基づく取り組みが欠かせないといった視点

視点 ④ 暮らしの場である地域に着目して総合的・体系的に対応していく

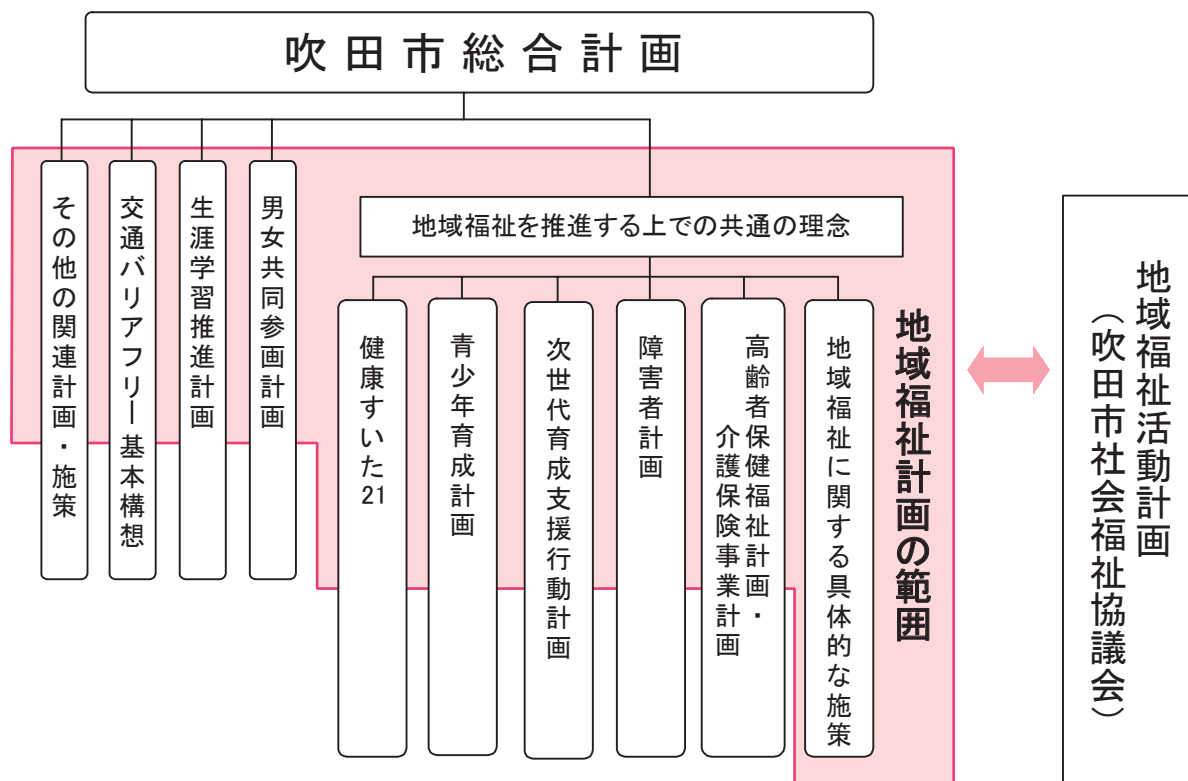
社会福祉制度にとどまらず、労働問題対策（雇用・就労、労働条件等）、保健・医療、社会教育（生涯学習）、住宅、生活環境施設、防災など、生活関連領域を含む総合的・体系的な生活保障を暮らしの場である地域に着目して、いかに展開していくかという視点

2. 計画の性格と位置づけ

地域福祉計画の性格は、吹田市総合計画において示している本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた^{まち}」の実現に向けて、総合計画の理念・施策の基本方向に基づき、福祉の観点からそれを具現化していくものであり、地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性を示すものです。

地域福祉計画は、図 I-1 に示したように、吹田市総合計画を上位計画としながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、男女共同参画計画、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画で示されている内容を地域福祉の視点で再整理したものといたします。さらに民間団体（社会福祉法人）である吹田市社会福祉協議会で策定された地域福祉活動計画[※]と密接な関係にあり、互いに連携して進める関係にあります。したがって、地域福祉計画に基づいて施策や事業が単独で立案され展開されるというのではなく、個別計画との整合性を図りつつ、重なる内容については個別計画に具体化を委ねるなど、関係部署との協力・連携を図りながら具体化していくことが重要となります。

図 I-1 地域福祉計画とその他の既存計画との関係



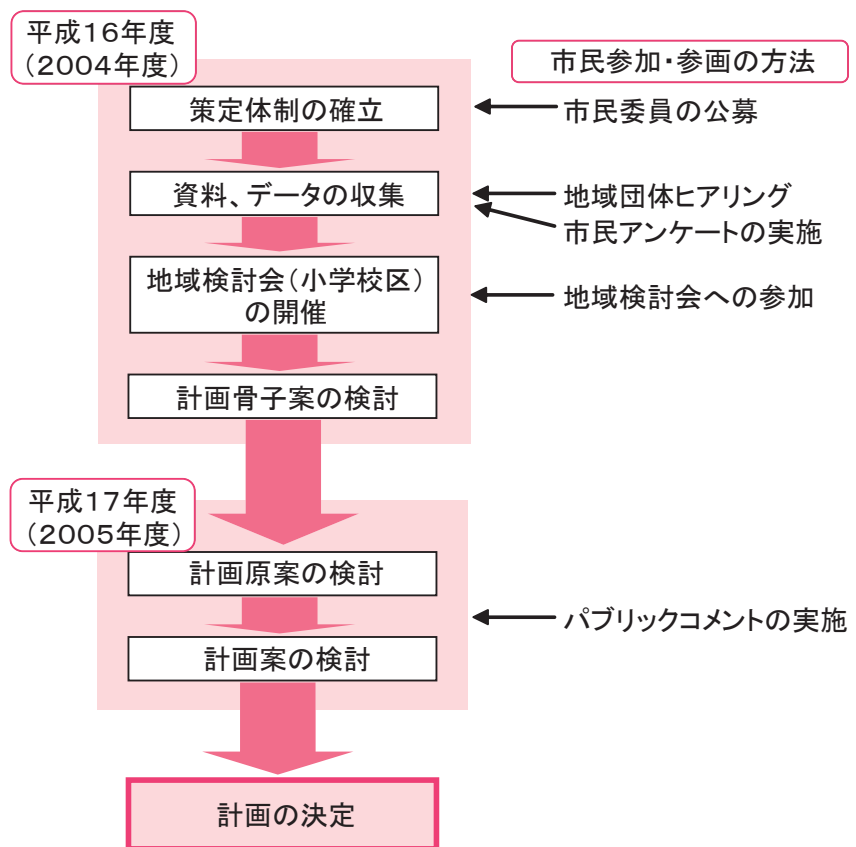
3. 計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5か年です。適宜、進行管理と必要に応じた見直しも図っていきます。

4. 市民の参加・参画による計画策定の取り組み

図I-2に示したようなプロセスによって計画策定を行いました。特に、市民アンケート「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」、小学校区単位を基本として開催した地域検討会（地区の福祉を語るつどい）などによる市民参加・参画の方法を大切にしました。

図 I - 2 吹田市地域福祉計画策定の流れと市民参加・参画の方法



(1) 市民の参画を基本とした策定体制

計画策定にあたっては、市民、社会福祉関係団体・事業者、関係機関等の参画により、幅広く意見を聴き、検討を進めるため、「学識経験者」(3名)、「市民(公募委員)」(4名)、「市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者」(7名)、「関係行政機関の職員」(1名)の計15名で構成される「地域福祉計画策定委員会」を設置しました。15名の策定委員の内4名を公募の市民委員として公募市民の参画比率を高めるとともに、市民委員を中心とした「作業部会」を設置して、計画策定のための基礎調査活動や計画案作成・検討作業に参加していただくなど、公募市民をはじめとした市民の参画に努めました。

なお、8回の策定委員会と15回の策定委員会作業部会を開催しました。

(2) 市民アンケート「吹田市民の暮らしと地域福祉に関する実態調査」の実施

市民の暮らしの状態、地域活動・ボランティア活動など地域(福祉)活動への関わりや意識、福祉に関するニーズや行政に対する意見等を調査するため、平成16年(2004年)9月13日から20日までの8日間をかけて市民アンケート「吹田市民の暮らしと地域福祉に関する実態調査」を行いました。

調査は、大学の研究者で構成された吹田地域福祉調査研究会に委託し、調査員による訪問聴き取り方式で実施しました。調査活動には、大学の研究者に加え社会福祉を学んでいる学生(大学院生を含む)が、学習・研究活動の一環として位置づけて参加し、3回の事前学習会にも取り組みました。

人口密度と世帯数の増減状況をもとに区分した8地域類型の中から、市の地域整備の区分である7ブロック区分(万博・阪大地域を除いて6ブロック、平成16年(2004年)9月現在)を考慮して調査対象地域を選んで調査を行い、対象665世帯の内、548世帯から回答を得ました。回収率は82.4%でした。結果は、「吹田市民の暮らしと地域福祉に関する実態調査報告書」(別冊)にまとめています。

(3) 地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の開催

地域福祉活動計画を策定中の吹田市社会福祉協議会及び地区5か年計画を策定中の同協議会各地区福祉委員会[※]と連携し、共催の取り組みとして地域検討会(地区の福祉を語るつどい)を開催しました。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)では、地域の住民や関係団体、地域に所在する施設・事業所等の職員に参加を呼びかけ、参加者によるワークショップ[※](グループ討論)方式で行いました。地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の中では、地域住民の視点から、くらしや福祉についての困りごと(くらしの問題)や取り組むべき課題を出し合ってもらい、その解決に向け住民自身が取り組めること、社会福祉協議会の取り組みや行政の施策・取り

組みとして要望していくことなどについて検討してもらいました。各地区の地域検討会（地区の福祉を語るつどい）終了後には、それぞれの検討会で出された意見や要望をテーマごとに整理してまとめ、引き続き地域での取り組みに活かしてもらえよう、情報提供を行いました。

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）は、小学校区単位の開催を基本として、市内33か所（33地区福祉委員会の全地域）で平成16年（2004年）11月から平成17年（2005年）2月までの期間をかけて開催しました。参加者人数は延べ1,419名でした。結果は、「吹田市地域福祉計画策定地域検討会（地区の福祉を語るつどい）報告書」（別冊）にまとめています。

(4) 地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等へのヒアリングの実施

「地域福祉活動計画」の策定にあたって吹田市社会福祉協議会が取り組まれた地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等に対するヒアリングに参加しました。

① 地区福祉委員会ヒアリング

- （期間） 平成16年（2004年）1月から3月まで
- （対象と実施） 33地区福祉委員会中、32地区福祉委員会で実施
- （地区福祉委員会からの参加者数） 延べ676名

② 社会福祉関係団体等のヒアリング

- （期間） 平成16年（2004年）3月から8月まで
- （対象） 延べ17団体、222名
 - ・ 高齢者・障害のある人等のニーズを抱える当事者組織 5団体
 - ・ 民生・児童委員協議会、ボランティア・NPOなど
支援活動を担っている住民組織 5団体
 - ・ サービス提供事業者の組織 4団体
 - ・ その他の地域組織（自治会連合協議会など） 3団体

また、地域福祉計画策定委員会作業部会により、平成17年（2005年）6月に、吹田コスモスの会（認知症家族の会）、9月に、NPO法人友一友の地域通貨^{*}「いっぽ」の活動のヒアリングを実施しました。

(5) パブリックコメント^{*}の実施

「地域福祉計画案」に対する意見を募るため、平成18年（2006年）3月6日から31日まで、市内の公共施設で「地域福祉計画案」（概要版）を配布するとともに、吹田市ホームページにも計画案（全文）を掲載し、パブリックコメントを募集しました。7件のご意見をいただき、ご意見に対する対応の検討結果を吹田市ホームページで公開するとともに、吹田市地域福祉計画策定委員会において報告しました。



**吹田市の地域福祉に関する状況
—現状と課題—**

II. 吹田市の地域福祉に関する状況 —現状と課題—

地域福祉計画を策定するにあたっては、地域の特性やそこでの住民のくらしの実態や課題を浮き彫りにし、その中から地域住民・行政が取り組む地域福祉の課題を明らかにしていくことが、まず第一に必要となってきます。

本章では、既存の統計資料や地域福祉計画策定の過程で取り組んできた「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」「地域検討会（地区の福祉を語るつどい）」等の結果から浮かび上がってくる地域福祉の課題について、検討を加えていきます。

1. 吹田市の変化と地域特性

(1) まちの成り立ちと特色ある地域の形成

本市は、水の豊かさや水運などの交通の利便性から、古くから人々の生活が営まれ、産業や交通の要衝として発達してきました。

近代以降も、鉄道の敷設や国鉄吹田操車場の操業開始、大阪市の商工業の発展に伴い市街化が進み、近郊住宅地として鉄道駅周辺・幹線道路周辺に、それぞれ特色のある市街地が形成されてきました。

昭和30年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設や日本万国博覧会の開催に伴い、広域幹線道路や鉄道網など都市基盤が整備され、これを背景に、大阪都心と直結された江坂地区での商業、業務施設の集積が進み、江坂地区は周辺都市から多くの通勤者を受け入れるまちとなりました。その後も、山田地域を中心とした民間分譲マンションや住宅団地の立地が進みました。

近年では、佐井寺地区の土地区画整理事業などに伴う住宅開発でファミリー向け民間賃貸マンションの建設が進み、また市域の中・南部を中心に単身者向け住宅の建設も多く目にとまるようになり、市域の市街化がほぼ完了した状況となっています。

さらに現在、千里丘地域をはじめ特定の地域で企業所有地の売却に伴う大規模なマンション開発が進んでいます。

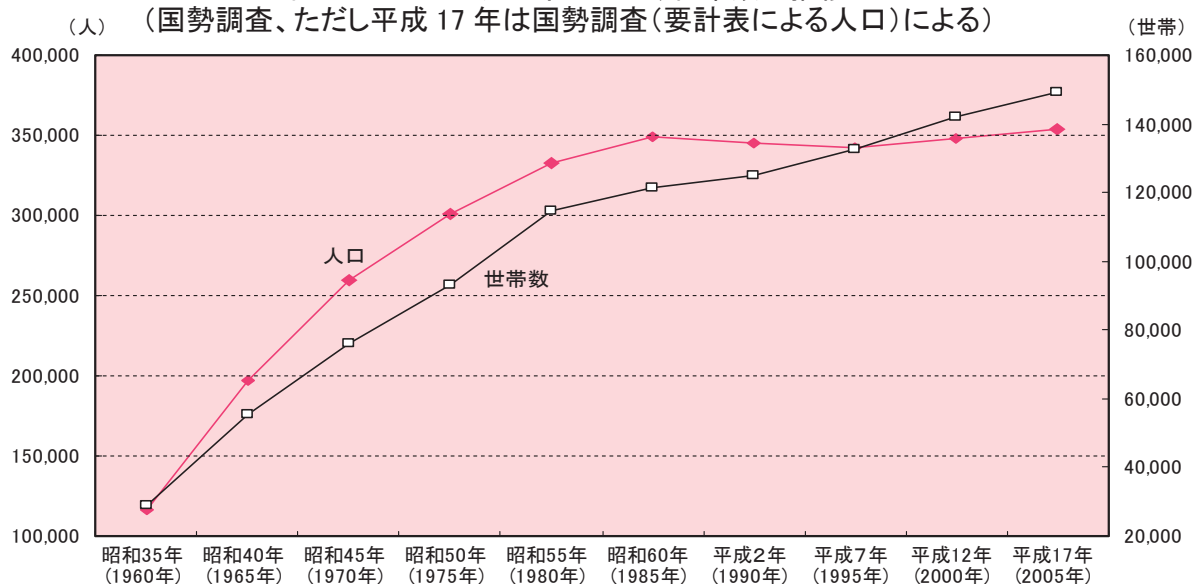
このように、本市の市街地はそれぞれの地形的条件とともに、それぞれの時代の要因を背景とした形成の経緯をもっており、地域に特色のあるまちなみや個性あるコミュニティが形成されています。そのことが住民同士のつながりや住民活動のあり様に、また地域福祉の現状にも少なからず影響を与えています。

(2) 人口動向

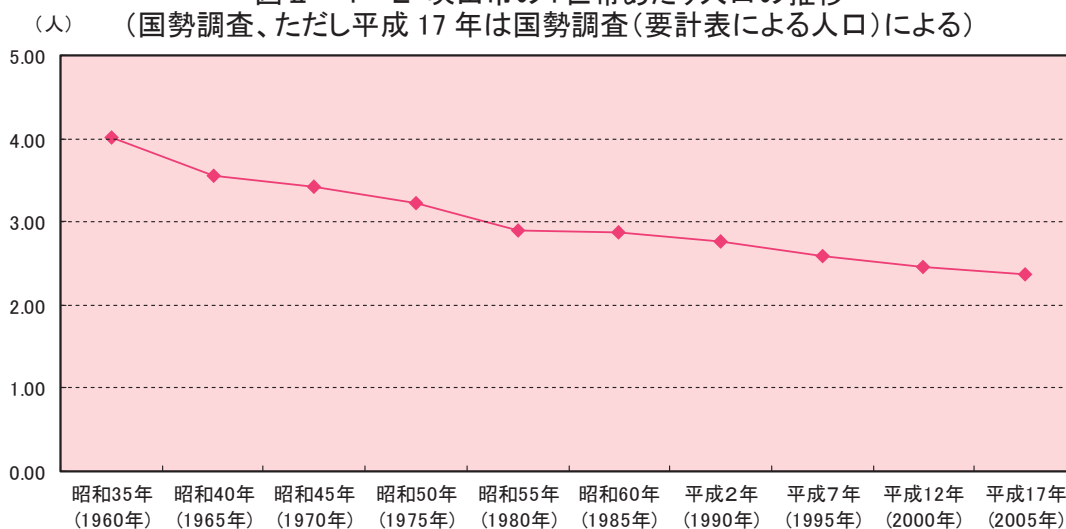
高度経済成長期以降の吹田市の人口、世帯数の変化をみると、昭和35年（1960年）の国勢調査では116,765人（29,080世帯）であったものが、平成12年（2000年）には347,929人（141,846世帯）と、人口で2.98倍、世帯数で4.89倍と大幅に増加しています。一方1世帯あたりの人員は、4.02人から2.45人と大きく減少し、平成12年（2000年）には1人又は2人の小規模世帯が6割近くを占めており、この間の核家族化の進行を物語っています。（図Ⅱ-1-1、図Ⅱ-1-2）

近年の人口の状況をみると、昭和62年（1987年）をピークにそれ以降減少に転じていた人口が、平成6年（1994年）以降再び増加に転じ、近年は微増傾向となっています。また、世帯数も増加傾向にあり、周辺都市と比べても突出した伸びとなっています。この間の人口流入は高層マンション建設など住宅建設戸数の増加に連動したもので、特定地域に集中し、またファミリー層の増加が目立っており、生活施設の不足や環境問題、教育や子育て支援をはじめとしたさまざまな課題の発生が予測されます。

図Ⅱ-1-1 吹田市の人口、世帯数の推移



図Ⅱ-1-2 吹田市の1世帯あたり人口の推移



(3) 少子高齢化の急速な進行

吹田市の高齢化率（65歳以上人口の割合）は、16.36%（「住民基本台帳」平成17年（2005年）9月末現在）となっており、全国で20.0%（総務省統計局「人口推計月報」平成17年（2005年）10月1日現在）や府下で17.53%（総務省統計局「日本統計年鑑」平成16年（2004年）10月1日現在）の率を下回っているものの、人口の多い団塊の世代が高齢期を迎える時期には一気に高齢化が進行し、10年後の平成27年（2015年）には22.7%に達すると推計されています。

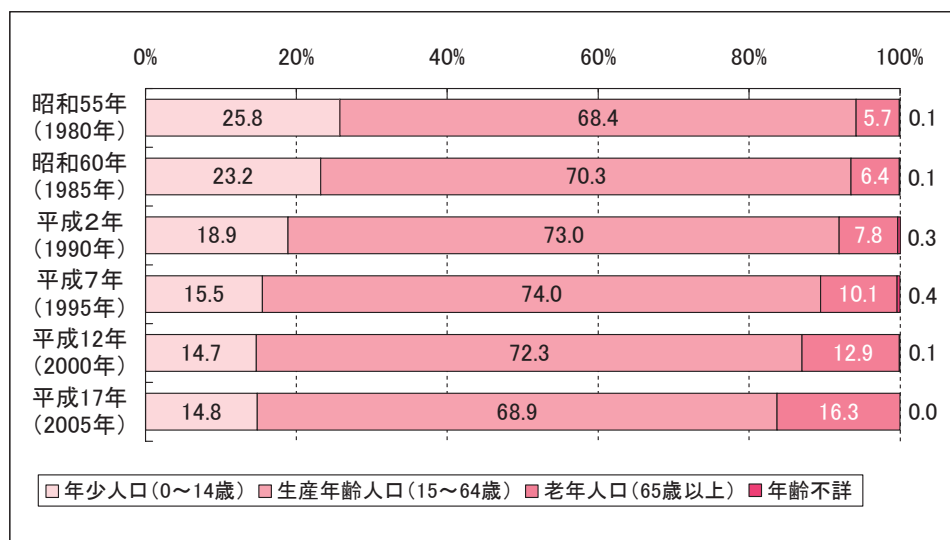
また、先に述べた核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の比率も増加しており、平成15年（2003年）9月現在では、70歳以上のひとり暮らし高齢者は5,605人（総人口に占める割合1.60%）、高齢者のみの世帯は4,431世帯（総世帯数に占める割合3.01%）、翌平成16年（2004年）9月には、ひとり暮らし高齢者は6,049人（総人口に占める割合1.72%）、高齢者のみの世帯は4,888世帯（総世帯数に占める割合3.30%）と、それぞれ増加傾向が続いています。

一方、15歳未満の年少人口の割合は14.76%（「住民基本台帳」平成17年（2005年）9月末現在）となっており、昭和55年（1980年）の25.8%から大きく減少しており、少子化傾向が早い速度で進んできていることがうかがわれます。

これらのことから、今後の地域福祉を考える上で、少子高齢化と核家族化の急速な進行の中での地域での施策展開、とりわけひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対する支援のあり方、また、孤立しがちな子育て家庭への支援のあり方などが大きな課題となって提起されてくることが予想されます。（図Ⅱ-1-3）

図Ⅱ-1-3

吹田市の年齢3区分別人口推移（国勢調査、ただし平成17年は住民基本台帳による）



(4) 不均衡に進む各地域での変化

このような吹田市での人口や世帯数の変化が各地域でどのように現れているのかを調べるため、吹田市の183町丁（人口0の町丁除く）を人口密度と世帯数の増減に着目して表Ⅱ-1-1のとおり8つの類型に分類しました。地図に表わすと図Ⅱ-1-8のとおりです。

昭和50年（1975年）から平成12年（2000年）までの25年間の世帯数の推移を見た場合、著しく増加（2倍以上）している町丁が54地区ありましたが、市域の7つのブロック区分（図Ⅱ-1-7）での内訳をみると、JR以南地域で1地区、片山・岸部地域で5地区、豊津・南吹田地域で11地区、千里山・佐井寺地域で18地区、山田・千里丘地域で15地区、千里ニュータウン地域で4地区となっています。

また逆に世帯数が低下（1倍未満）している町丁35地区では、JR以南地域で3地区、片山・岸部地域で9地区、豊津・南吹田地域で5地区、千里山・佐井寺地域で3地区、山田・千里丘地域で1地区、千里ニュータウン地域で14地区と、地域によって大きな違いがあることがわかります。

表Ⅱ-1-1 地域類型

75～00年 世帯数 人口密度	著しく増加 2.0以上	増加 1.1～2.0未満	横ばい 1～1.1未満	低下 1.0未満
高 10,000人以上	①39町丁 43,807世帯	②40町丁 34,991世帯	③12町丁 10,386世帯	④25町丁 20,799世帯
低 10,000人未満	⑤15町丁 8,498世帯	⑥33町丁 13,524世帯	⑦9町丁 5,406世帯	⑧10町丁 2,722世帯

(5) 高齢化の進行、年少人口にも地域差

図Ⅱ-1-4で明らかなように各ブロックの高齢化の進行にも大きな差があり、開発されてから40年を経過した千里ニュータウン地域で25.4%と最も進行が著しく、続いて古くからの中心市街地を含むJR以南地域で22.4%となっています。

高齢化率を町丁別にみた場合、25.0%以上（人口の4分の1以上が65歳以上の高齢者）の33町丁のうち22町丁が千里ニュータウン地域で占められ、桃山台3丁目が41.4%など、千里ニュータウンの一戸建て住宅の区域で高い数字を示しています。（いずれも「住民基本台帳」平成17年（2005年）9月末現在）

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯についてみれば、図Ⅱ-1-5、図Ⅱ-1-6に示したとおりいずれも千里ニュータウン地域、JR以南地域で高い割合を示していることがわかります。

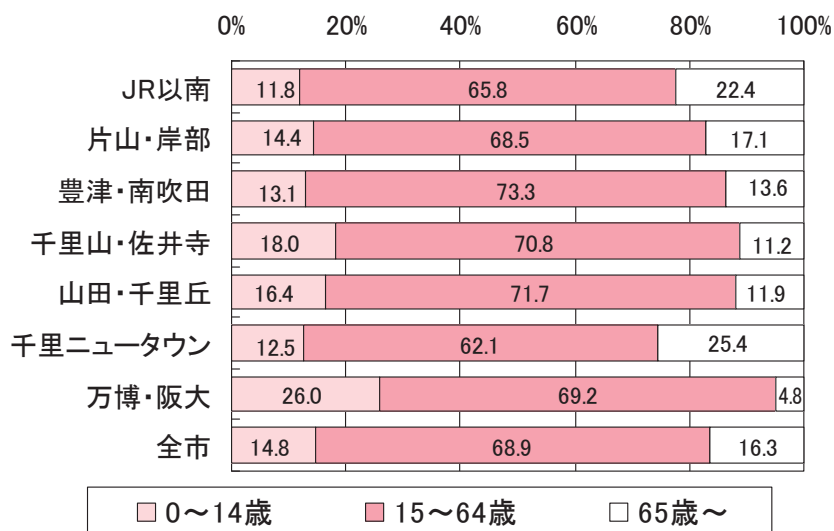
一方、年少人口においては、近年、高層住宅などが建設され人口流入が著しい千里山・佐井寺地域で18.0%、山田・千里丘地域で16.4%と高い数字となっています。

このように、それぞれの地域のまちの成り立ち、形成された時期の違いや住宅形態の違いによって地域ごとで人口構成や世帯構成に大きな違いがみられ、高齢化の状況や子育て家庭の割合の違いとなって現れており、こうした地域の変化の差異が取り組むべき課題の違いをもたらしています。

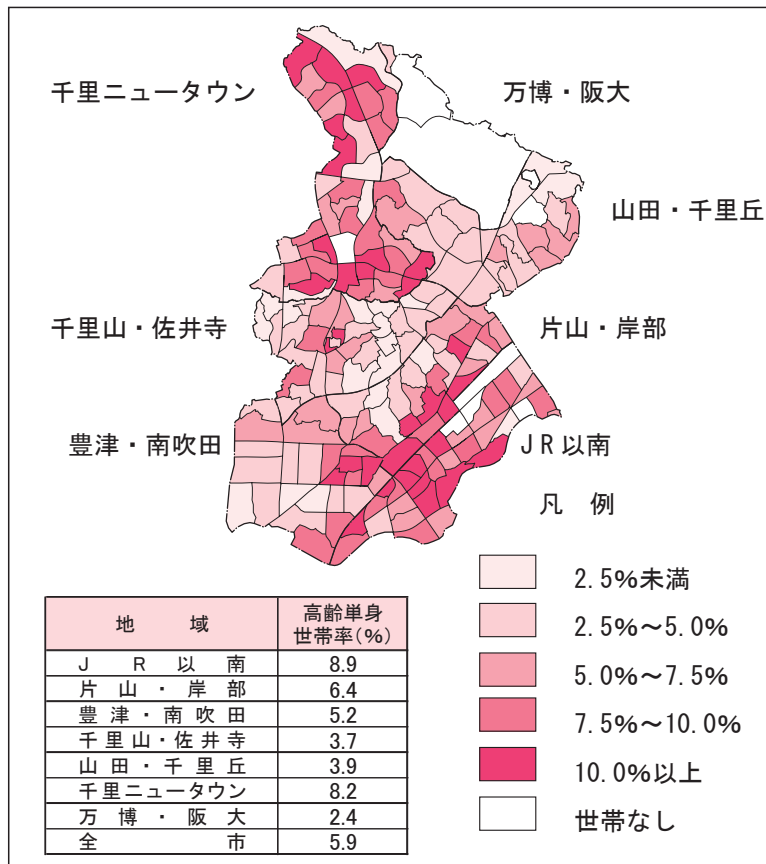
以上のことを踏まえ、次項以降で述べる「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」「地域検討会（地区の福祉を語るつどい）」等の結果を通じてその内容を明らかにしていく必要があります。

図Ⅱ-1-4

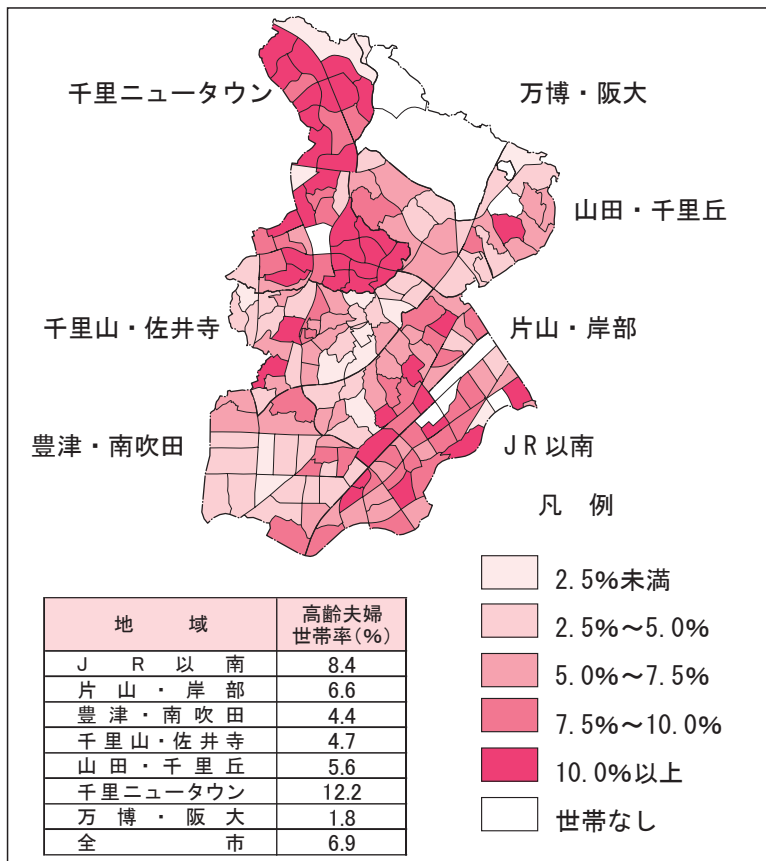
地域別年齢3区分別の人口割合（「住民基本台帳」平成17年（2005年）9月末現在）



図Ⅱ-1-5 高齢単身世帯率の地域別分布図 世帯数に占める高齢単身世帯数の割合

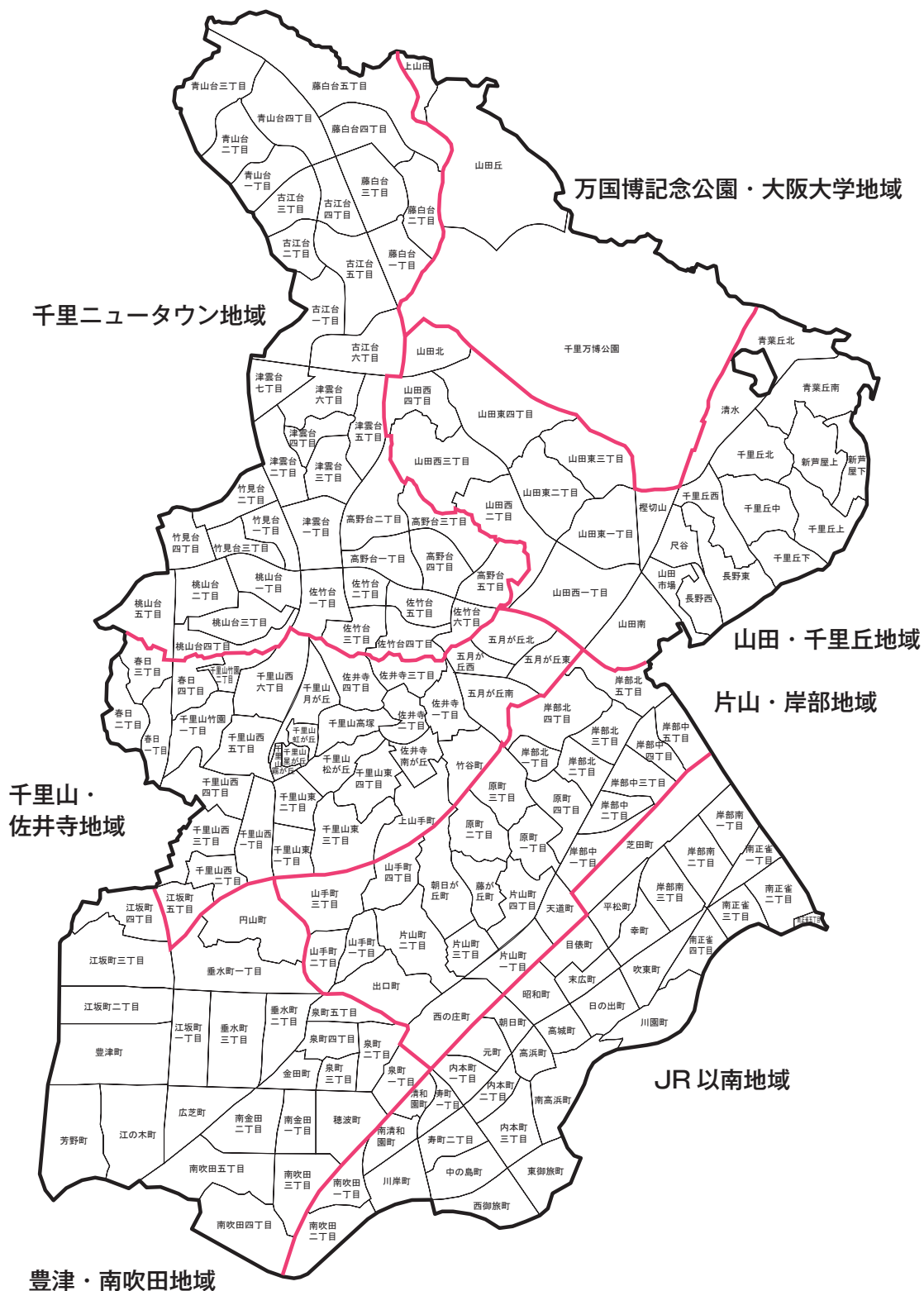


図Ⅱ-1-6 高齢夫婦世帯率の地域別分布図 世帯数に占める高齢夫婦世帯数の割合

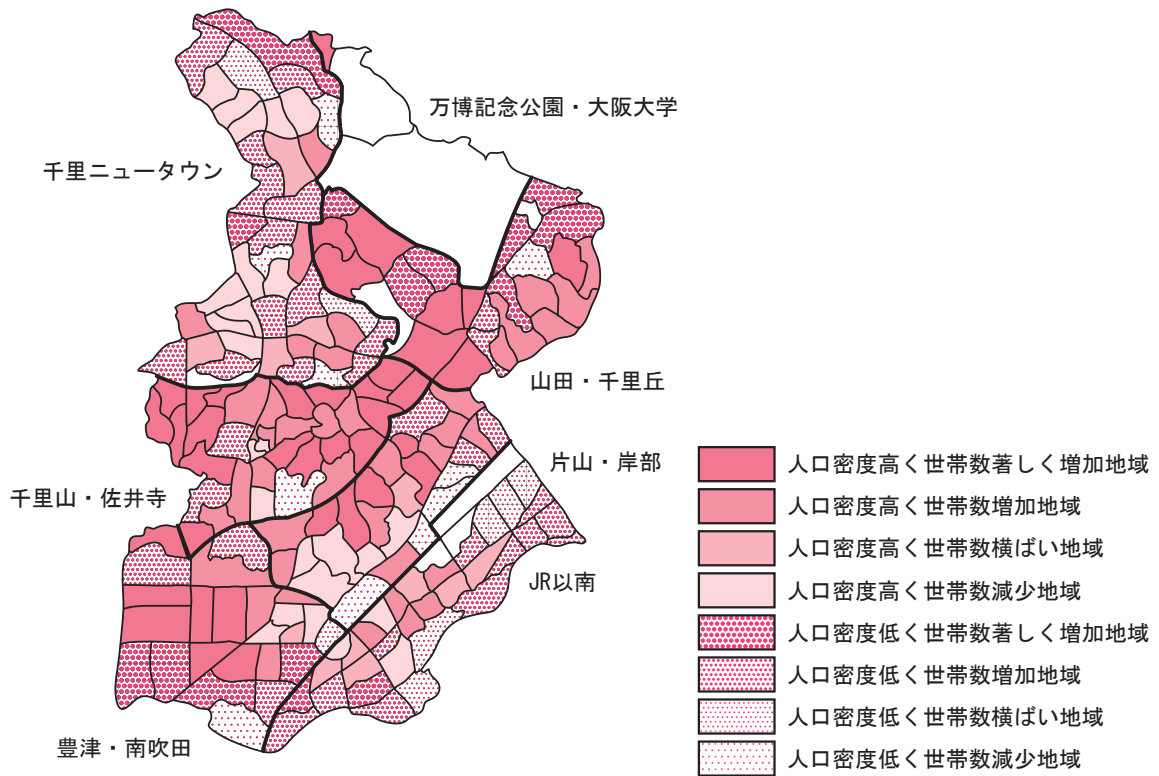


図Ⅱ-1-5、図Ⅱ-1-6ともに平成12年(2000年)国勢調査による

図Ⅱ-1-7 7ブロック町丁図(調査時点)



図Ⅱ-1-8
8類型分布地図



※地図中、色が塗られていない地域については、以下のとおりです。

目俵町、平松町、芝田町…2000年現在、居住者がいないため

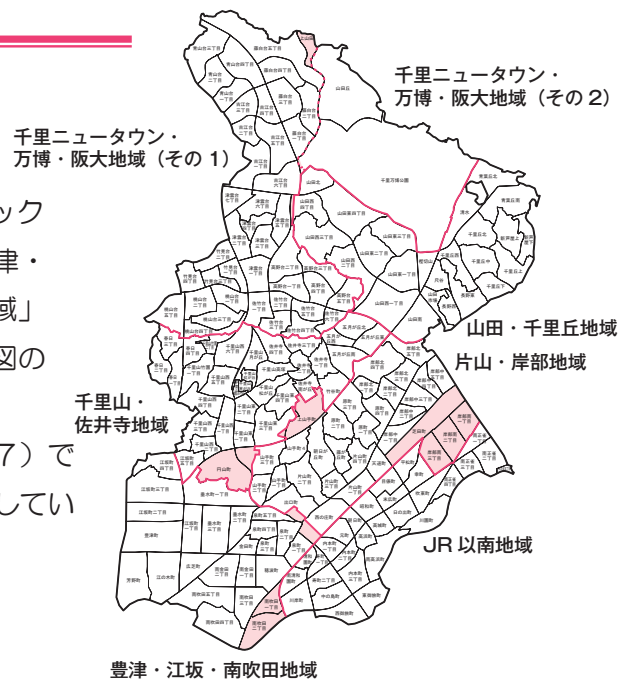
山田西2丁目、千里万博公園、山田丘、桃山台4丁目

…1975年当時に居住者がなく、世帯数の増減率を出すことができないため

注 ブロック地図について

平成18年(2006年)4月1日から、ブロック割が6ブロックに変更になり、あわせて、豊津・南吹田地域の名称も「豊津・江坂・南吹田地域」に変わりました。変更後の地図については右図のとおりです。

本計画の調査時は7ブロック(図Ⅱ-1-7)であったため本文では7ブロックの地図を掲載しています。



部分：ブロックの区割りの変更地域

2. 「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」によって明らかになったこと

平成16年（2004年）9月13日（月）から20日（月・祝）までの8日間、調査員が一軒ずつ訪問し聞き取るといった方法によって「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」を実施しました。

調査対象世帯の抽出は、まず町丁ごとで人口密度と世帯数の増減状況をもとに、8つの地域類型に区分しました。その8類型の中から特にその地域類型を顕著にあらわしていると思われる町丁を類型ごとの世帯数比率に基づいて案分し、市の6ブロック区分（7つの地域区分から万博・阪大地域を除く）も考慮しながら抽出しました。本調査の回収状況は、82.4%（回収548世帯／対象665世帯）でした。

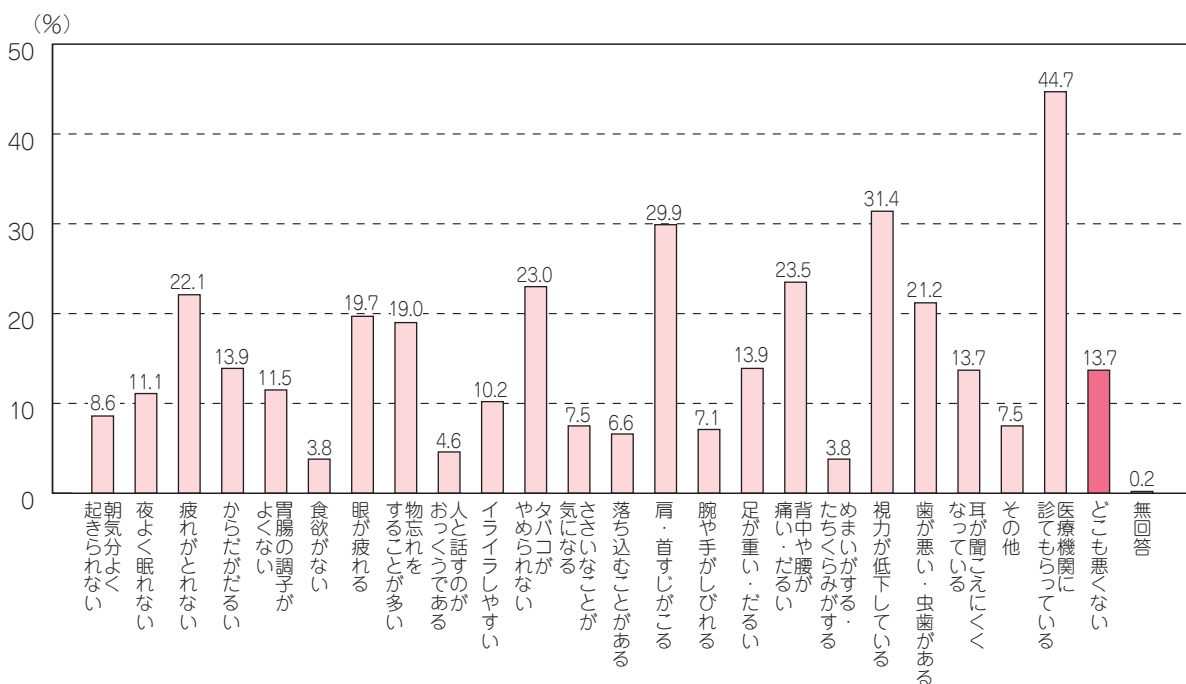
以下、実態調査によって明らかになったことを述べます。

(1) 健康状態

生計中心者の健康状態は、「どこも悪くない」との回答は13.7%にとどまり（図Ⅱ-2-1）、8割強が何らかの自覚症状を訴えており、健康状態が良くないといった状況となっています。健康状態はくらしの実態を顕著にあらわしている指標といえますが、くらしの厳しさがうかがわれます。

階層別にみると、「疲れがとれない」といったストレスがらみの自覚症状の訴えの比率が、経営者層で28.6%、ホワイトカラー層で34.3%、ブルーカラー層で40.7%、不安定雇用者層で28.1%といったように雇用労働者層において、かなり高くなっています。

図Ⅱ-2-1 生計中心者の健康状態

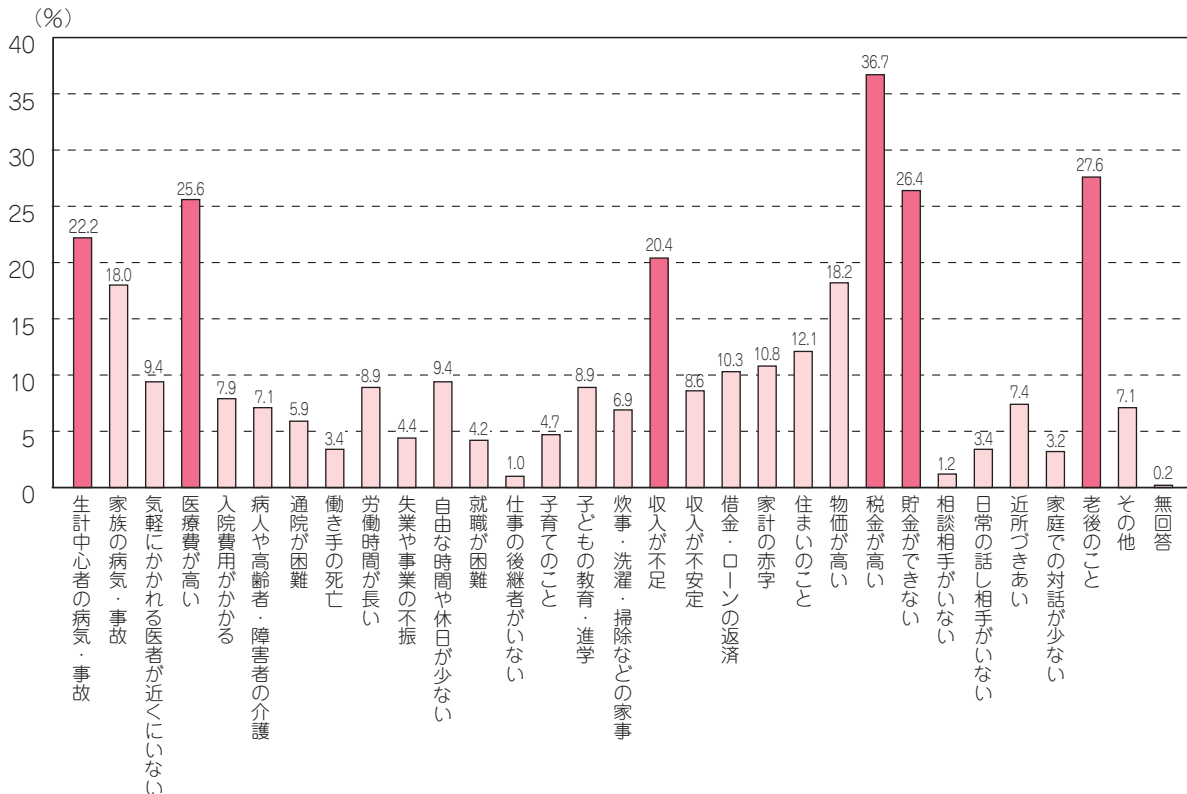


(2) 生活問題

「お宅のくらしや医療の面での困りごとや日頃何とかしなければと思っていることがありますか」との問いに対して、「ある」といった回答が74.1%を占めていました。

具体的にみると（図Ⅱ-2-2）、「税金が高い」「貯金ができない」「収入が不足」といった生活費に関すること、老後のこと、病気及び医療費負担に関する比率が上位を占めています。家族構成別にみると、単身世帯（高齢者が多い）において、「日常の話し相手がない」が12.5%と相対的に高くなっています。特に高齢単身世帯の「孤立」解消策が求められているといえます。

図Ⅱ-2-2 くらしや医療の困りごと



中学生以下の子どものいる世帯で、「労働時間が長い」（14.8%）「自由な時間や休日が少ない」（17.0%）、「子育てのこと」（18.2%）「子どもの教育・進学」（25.0%）、「借金・ローンの返済」（15.9%）「貯金ができない」（35.2%）といった項目の比率が高くなっています。特に、子どもを持つ親の働き過ぎを是正していくことが求められています。子育てにとって親の労働時間の短縮が大きな課題といえます。また、2～6歳の子どものいる世帯で「医療費が高い」が31.6%と高率となっています。

65歳以上の高齢者のいる世帯では、「収入が不足」「物価が高い」といった項目の比率が65歳以上の高齢者のいない世帯に比べて高率になっています。65歳以上の高齢者のいる世帯における経済的な厳しさがうかがわれ、年金制度も含めた所得保障の必要性が問われています。

教育、老後、住宅に関する困りごとについては自由回答を集計しました。教育問題は、「教育費が高い」の比率が33.3%と高くなっています。

老後のことについては、「年金などの収入不足」が22.3%でトップです。それに次いで「急に倒れたとき・病気になったとき」(17.9%)「介護が必要になったときの不安」(16.1%)が続いています。

住まいの問題は、「老朽化」(24.5%)と「手すりをつけるなどの住宅改修」(22.4%)の比率が高くなっています。介護予防の観点からも住宅改修の必要性があるといえます。

(3) 家計状況

「毎月のくらしの中で支出がかさむものがありますか」との問に対して、かさむものが「ある」との回答が80.3%でした。

無業者層で、かさむものの項目として「医療費・薬代」(42.8%)、「公的年金や医療保険などの保険料」(31.4%)、「交際費」(22.6%)、「交通費・タクシー代」(17.0%)が高くなっているのが特徴的です。

「毎月のくらしの中で支出を切りつめているものがありますか」との問に対して、切りつめているものが「ある」との回答が67.2%でした。

無業者層で、切りつめているものの項目として「交際費」(32.3%)・「交通費・タクシー代」(18.8%)が相対的に高くなっています。無業者層は高齢者が多い階層ですが、高齢者の移動保障の充実策として、「福祉バス」の周知・改善等が求められているといえます。

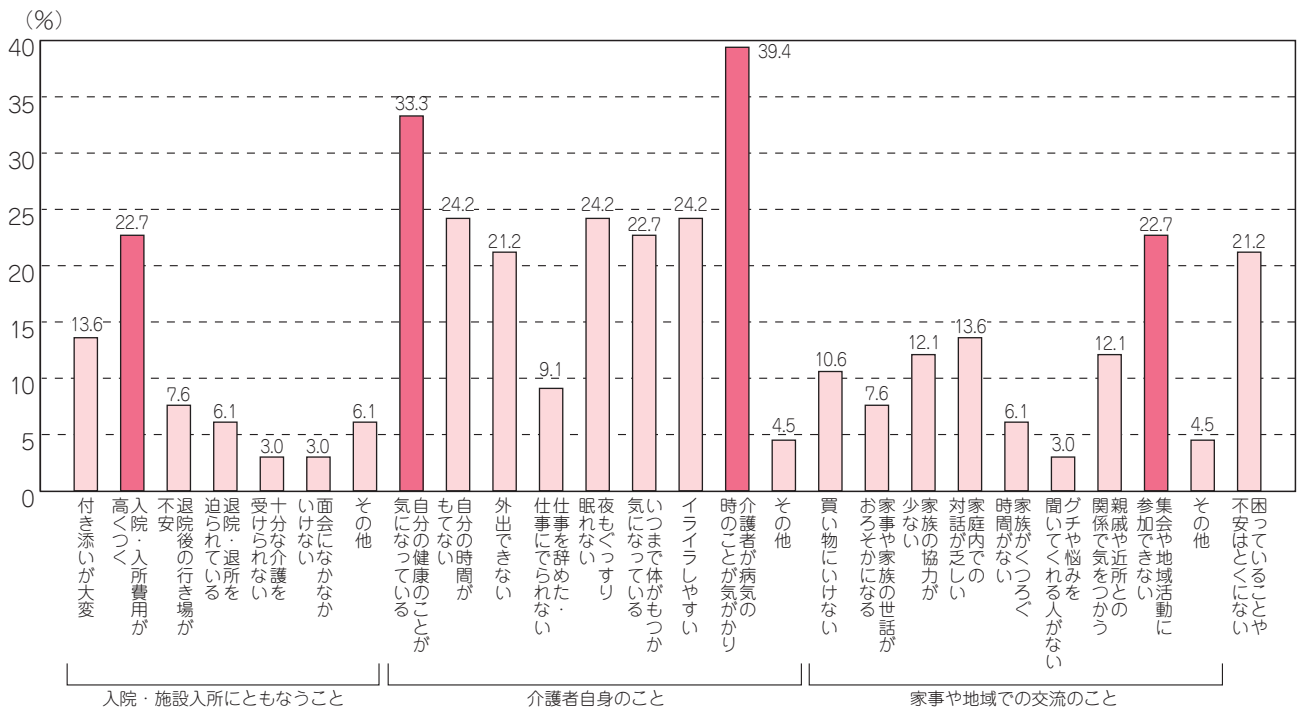
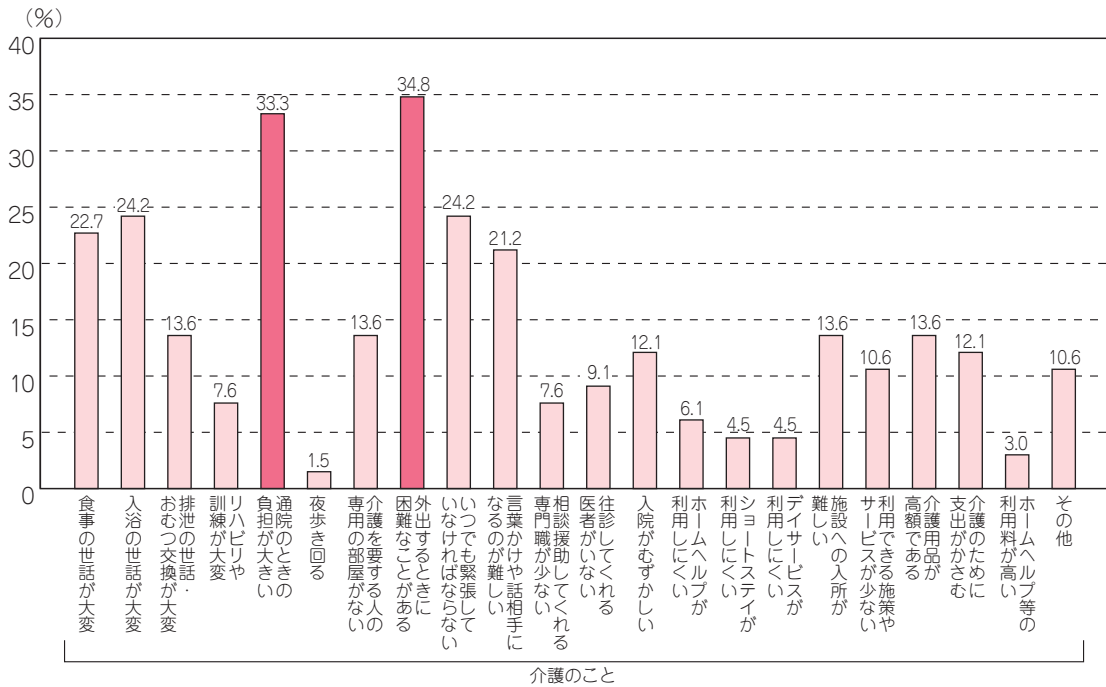
(4) 介護問題

「一緒に暮らしている(いた)ご家族に病気や障害、高齢のために介護を要する人はいますか」との問に対して、介護を要する人が「いる」との回答は12.0%でした。そして、介護を要する人は、「在宅」が71.2%、「施設」が18.2%、「病院」が10.6%、となっていました。

その中でも、「夫婦のみ」の世帯では、「在宅」が61.1%と他の世帯に比べて低くなっており、要介護者をみる条件が乏しい結果といえます。それに対して、三世帯世帯では、「在宅」が85.7%と高率となっています。これは家庭で要介護者をみる条件が、他の世帯に比べてあるということを示しているといえます。

介護のことで困っていることや不安に思っていることをたずねた結果は、図Ⅱ-2-3に示したとおりです。介護のことに関しては、「外出」と「通院」が大変であるといった比率が34.8%、33.3%と高くなっています。要介護者の外出・通院保障の充実が求められています。

図Ⅱ-2-3 要介護者のいる世帯における困りごとや不安



介護者自身のことに関しては、「介護者が病気の時のことが気がかり」（39.4%）、「自分の健康のことが気になっている」（33.3%）との指摘をはじめ、「自分の時間が持てない」「夜もぐっすり眠れない」「イライラしやすい」（いずれも24.2%）といった厳しい実情がうかがわれます。

家族構成別に困りごとについてみると、三世帯世帯において「イライラしやすい」（57.1%）、「自分の時間がもてない」（42.9%）などが高い比率となっており、かなりの無理をしている状況がうかがわれます。介護を家庭で抱え込まないよう、社会的介護の考え方を普及していくことによって、介護者の負担の軽減を図っていくことが求められています。また、介護家族の会の活動の充実を図り、必要な情報交換や介護上の問題点の整理・提案をしていくことが必要です。

（5）介護保険・社会福祉サービス（行政サービス）の利用状況

「お宅では、現在、介護保険や社会福祉サービス（行政サービス）を利用されていますか」との問に対して、在宅の要介護者がいる世帯に限定してみると、「利用している」は57.4%となります。42.6%が「利用していない」との回答でした。

在宅の要介護者がいる世帯において利用していない理由は、「今は必要ないから」が80.0%、「行政の世話になりたくない」が20.0%、「利用方法がわからない」「利用料が負担になるから」が共に10.0%となっています。介護・福祉サービスを受けることへの心理的抵抗感を取り除いていく工夫が必要です。また、サービスに関する情報の提供など周知方法の工夫、在宅介護支援センター[※]や居宅介護支援事業所[※]の運営のあり方を含めた相談窓口のあり方の検討、特に行政がいかに関わるかが問われているといえます。さらに、利用料の低所得者対策のさらなる充実が求められているといえます。

（6）ボランティア・地域福祉活動の利用状況

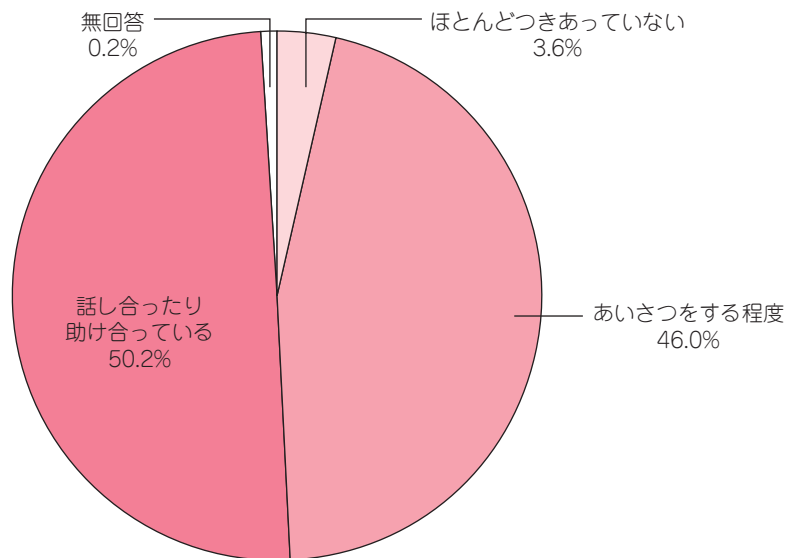
「お宅では、現在、地域で取り組まれている昼食会・茶話会・サロン活動など（住民の自主的なボランティア・地域福祉活動）を利用されていますか」との問に対して、在宅の要介護者がいる世帯に限定してみると、「利用している」は12.8%となっています。

在宅の要介護者がいる世帯において利用していない理由は、「今は必要ないから」が39.0%あるものの、「気をつかうのがイヤだから」が22.0%、「見ず知らずの人と交流するのがイヤだから」が17.1%あり、集団の中に入ることへの抵抗感がかなりあるといえます。また、「活動場所まで行くのが大変だから」が14.8%あります。住民の自主的な活動の限界ともいえますが、送迎については配慮すべき課題といえます。

(7)ヨコのつながり

くらしを営んでいく上で、日常的な協力・共同といったヨコのつながりは、くらしを支える条件として重要な指標です。近所づきあいの程度について今回の調査結果からみると（図Ⅱ-2-4）、「ほとんどつきあっていない」が3.6%、「あいさつをする程度」が46.0%、両者を合わせて約半数が近所づきあいが希薄になっているといえます。

図Ⅱ-2-4 近所づきあいの程度



家族構成別にみると、単身世帯において「ほとんどつきあっていない」が8.2%と相対的に高くなっています。

「日頃、くらしや医療・福祉のことで相談する相手はどなたですか」との問に対する回答は、「配偶者」（52.9%）、「子ども」（35.4%）の比率が上位を占めています。次いで「知人・友人」（31.4%）となっています。「近所の人」は11.1%にとどまっています。また、「かかりつけの医者」は27.6%とかなりの比率を占めていますが、「市役所の福祉保健相談窓口の職員」（8.6%）、「保健センターの職員」（2.7%）など行政機関の比率は低くなっています。

家族構成別に相談相手類型をみると、単身世帯において「身近にいない」が14.1%と相対的に高くなっています。

以上の調査結果からいえることは、近所づきあいを深める方策や頼りになる隣人をいかにつくるかが問われているといえます。特に単身世帯の場合、その必要性が高いといえます。

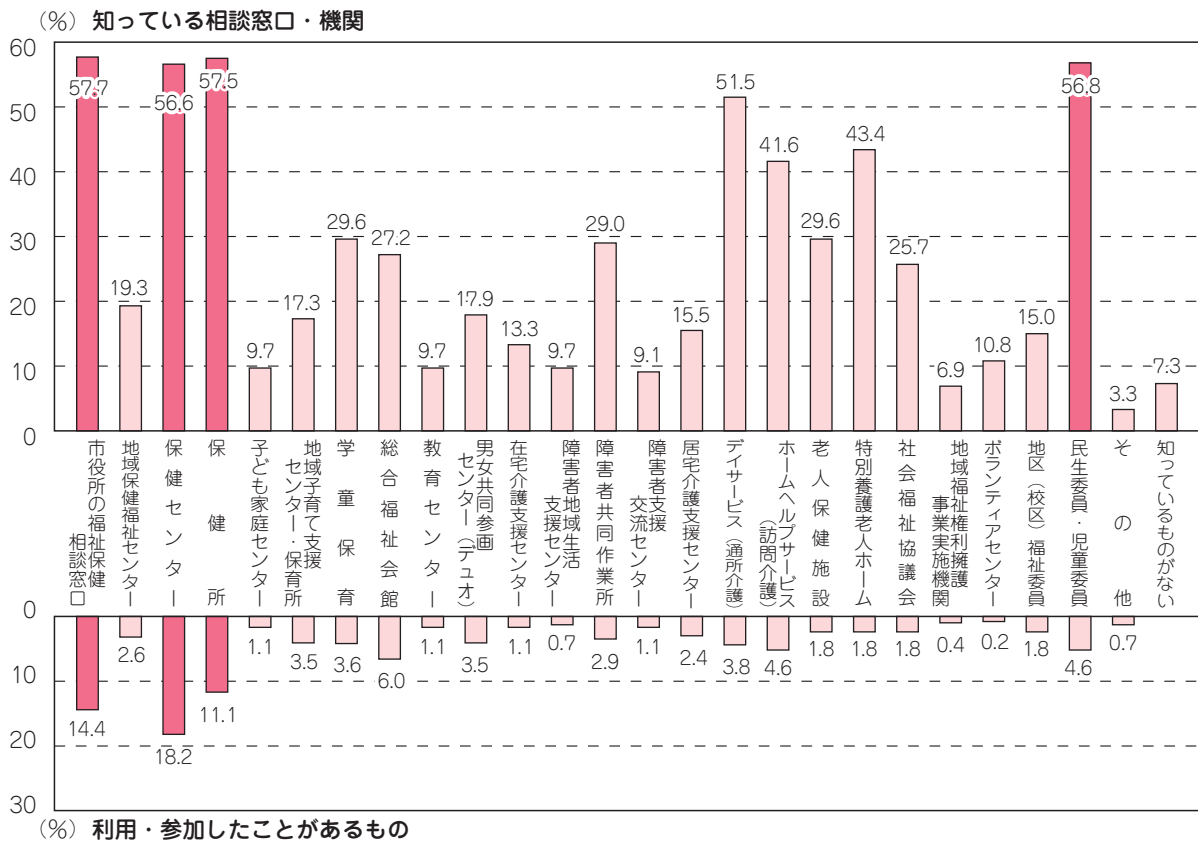
(8) 健康・福祉にかかわる相談窓口の周知及び利用状況

くらしや健康、福祉にかかわる相談窓口や機関・施設の周知状況、及びそれらの利用・参加状況については図Ⅱ-2-5に示したとおりです。

知っている相談窓口や機関・施設では、「市役所の福祉保健相談窓口」(57.7%)、「保健所」(57.5%)、「保健センター」(56.6%)などの行政関係機関が高率となっているほか、「民生委員・児童委員[※]」も56.8%とかなりの率を占めています。一方、「社会福祉協議会」(25.7%)、「地区(校区)福祉委員会」(15.0%)、「ボランティアセンター[※]」(10.8%)など、地域福祉活動を進めようとしている窓口の周知は現状では低率となっています。「地域福祉権利擁護事業実施機関」は6.9%と非常に低率です。

利用・参加した相談窓口や機関・施設では、「保健センター」(18.2%)、「市役所の福祉保健相談窓口」(14.4%)、「保健所」(11.1%)と行政関係機関が二桁の数値を示していますが、他は、低い利用率にとどまっています。必要性との兼ね合いがあるでしょうが、行政関係機関以外の利用・参加についての促進策を検討していくことが必要です。

図Ⅱ-2-5 健康・福祉にかかわる相談窓口の周知及び利用状況

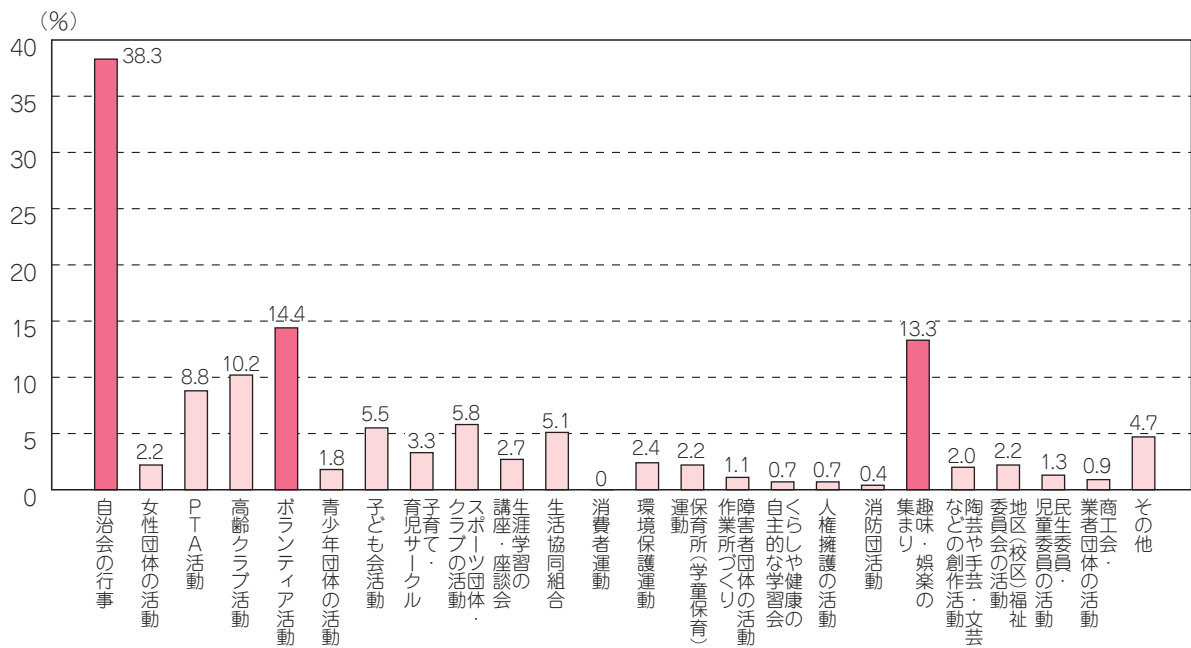


(9) 地域活動・学習会活動

「お宅では、どのような地域活動・学習会活動に参加されていますか」との問いに対し、「参加していない」が42.7%、「参加している」は57.1%でした。

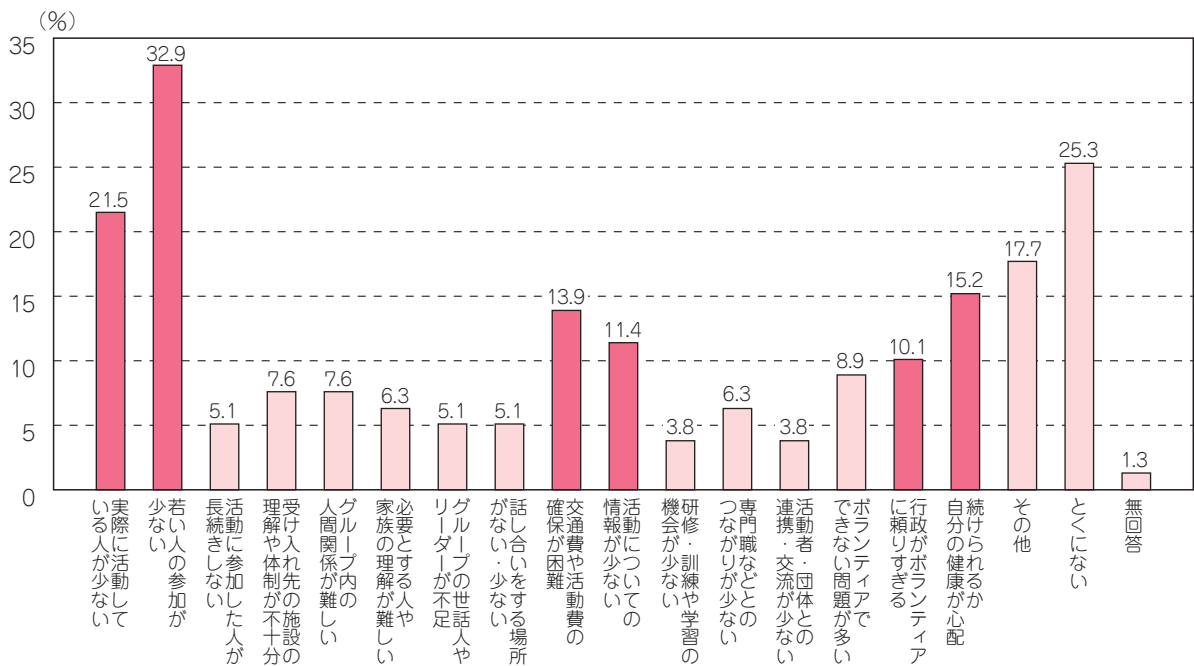
具体的な活動内容は図Ⅱ-2-6に示したとおりです。「自治会の行事」が38.3%と最も高率です。「ボランティア活動」への参加率は14.4%となっています。「地区（校区）福祉委員会の活動」への参加率は2.2%でした。ボランティア活動と社会福祉協議会地区福祉委員会の活動とは、今日注目されている住民同士の助け合いといった点で、類似した意義と役割を有しており、お互いの連携と協力が求められているといえます。両者の接点を地域レベルでどのように形成していくかが大切であるといえます。

図Ⅱ-2-6 地域活動・学習会活動で参加しているもの



「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること、悩んでいることは何ですか」とたずねてみました。これは、ボランティア活動を推進していく上での課題が示されているといえます。その結果は（図Ⅱ-2-7）、「若い人の参加が少ない」（32.9%）、「実際に活動している人が少ない」（21.5%）といった参加者の少なさの指摘がまずは目にとまります。次に、「交通費や活動費の確保が困難」（13.9%）、「ボランティア活動についての情報が少ない」（11.4%）といった指摘があります。「行政がボランティアに頼りすぎている」（10.1%）との指摘もあります。

図Ⅱ-2-7 ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること



(10) 地域活動拠点の整備課題

「日頃地域で集まったり話し合ったりする場所はどこですか」との問に対する回答では、「自治会館・集会所」(31.6%)、「地区公民館」(27.4%)が高い比率となっていました。

地域で集まったり話し合ったりするために主に利用する場所について、不便を感じていることをたずねました。その結果では、「とくにない」との回答が57.6%を占め、比率はあまり高くありませんが、次のような指摘がありました。「駐車場がない・狭い・遠い」が11.6%とトップで、次いで「集会室が少ない・狭い」(7.4%)、「利用できる時間帯が合わない」(6.2%)、「利用の手続きがめんどう」(5.6%)、「他の行事や活動があると利用できない」(5.6%)等が指摘されています。

主に利用する場所別にみると、地区公民館で「駐車場がない・狭い・遠い」(19.5%)、地区市民ホールで「階段が大変」(31.3%)、小学校・中学校で「冷暖房の設備が不十分」(11.1%)といった改善点がそれぞれ指摘されています。

(11) 居住期間及び定住意識

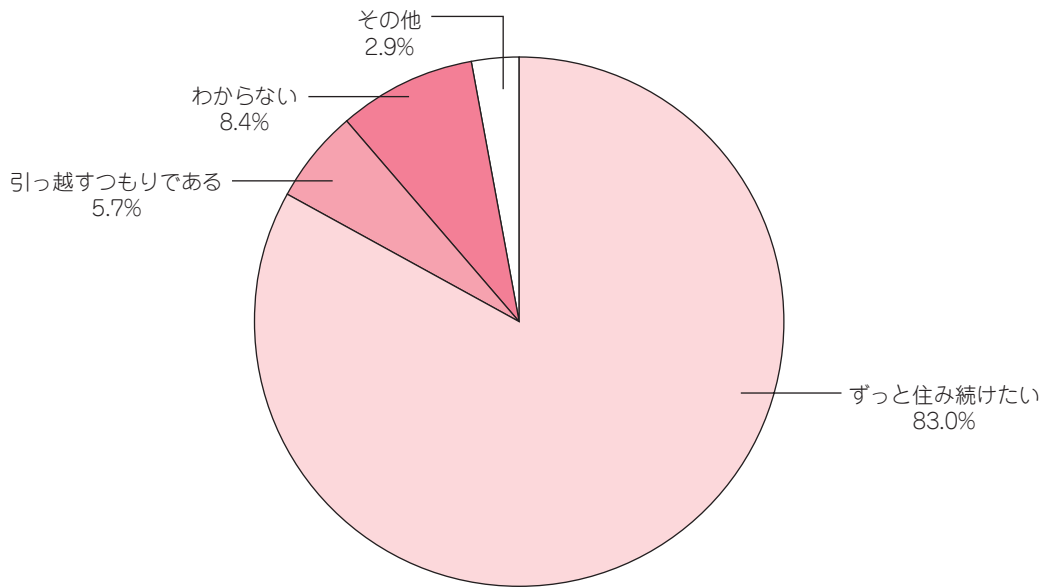
「現在のところにはいつ頃からお住まいですか」との問に対する回答は、「親の代から」が22.6%、「現在の生計中心者の代になってから」が77.4%でした。現在の生計中心者の代になってからという世帯において居住期間を聞いた結果は、20年以上が53.5%、5年未満が26.6%となっていました。

「現在住んでいる地域に住みつづけたいですか」との問に対する回答は図Ⅱ-2-8に示したとおりです。「ずっと住み続けたい」との回答が83.0%と非常に高くなっています。「引っ越すつもりである」は5.7%、「わからない」は8.4%です。

住み続けたい理由は、「自分の土地・家があるから」(61.3%)、「鉄道や道路などの交通網が便利だから」(50.5%)、「買い物が便利だから」(38.2%)が上位にきています。

引っ越したい理由は、「家の住み心地が悪いから」(19.4%)、「通勤・通学に不便だから」(16.1%)、「親と同居しなければならないから」(16.1%)が上位にきています。

図Ⅱ-2-8 定住意識

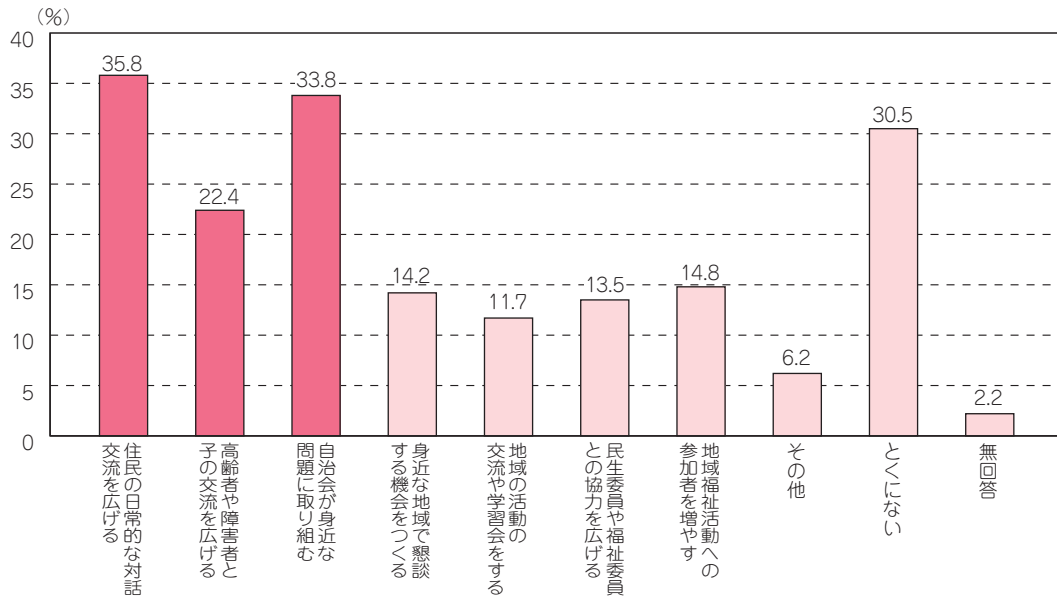


(12) 安心して暮らしていけるまちづくりの課題

「お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくりをすすめる上で何とかしなければならないと思っていることは何ですか」との問に対する回答は、図Ⅱ-2-9・10に示したとおりです。

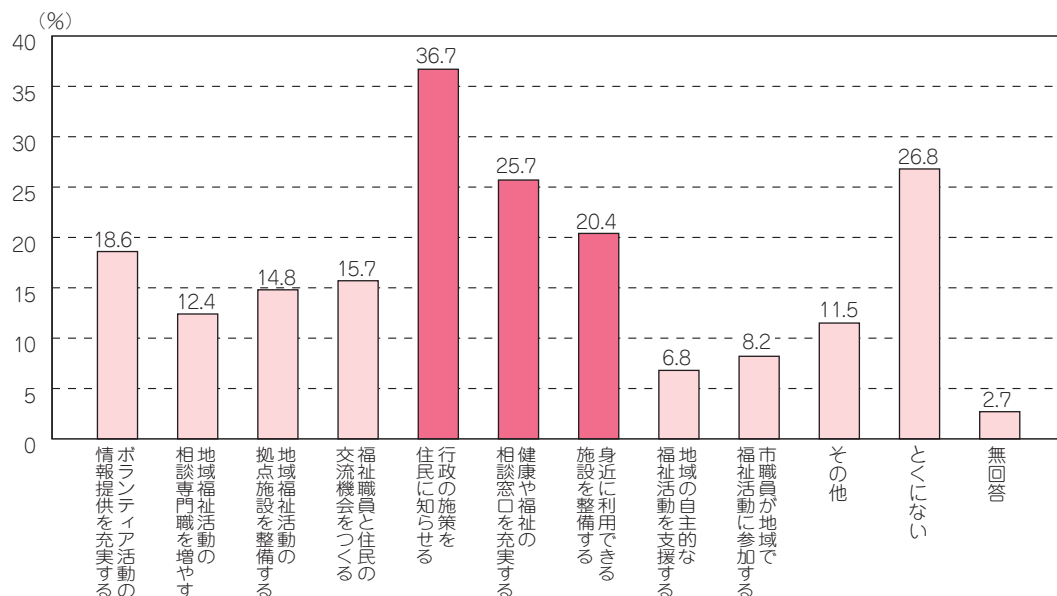
住民が主体的に取り組むこととしては、「住民相互の日常的な対話・交流を広げる」(35.8%)、「自治会が住民の身近なくらしや健康、安全・防犯などの問題に取り組む」(33.8%)、「高齢者や障害者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」(22.4%)が上位にきています。日常的なつながりや交流を強化していくことを、特に自治会に求める意見が多いといえます。

図Ⅱ-2-9 安心して暮らしていけるまちづくりの課題(住民が取り組むこと)



行政に取り組んでほしいこととしては、「行政の施策を分かりやすく住民に知らせる」(36.7%)、「くらし・健康や福祉に関する相談窓口を充実する」(25.7%)、「身近な地域に障害者や子ども、高齢者等がいつでも利用できる施設を整備する」(20.4%)が上位にきています。身近でわかりやすい相談窓口・情報提供や施設整備を求める意見が多いといえます。

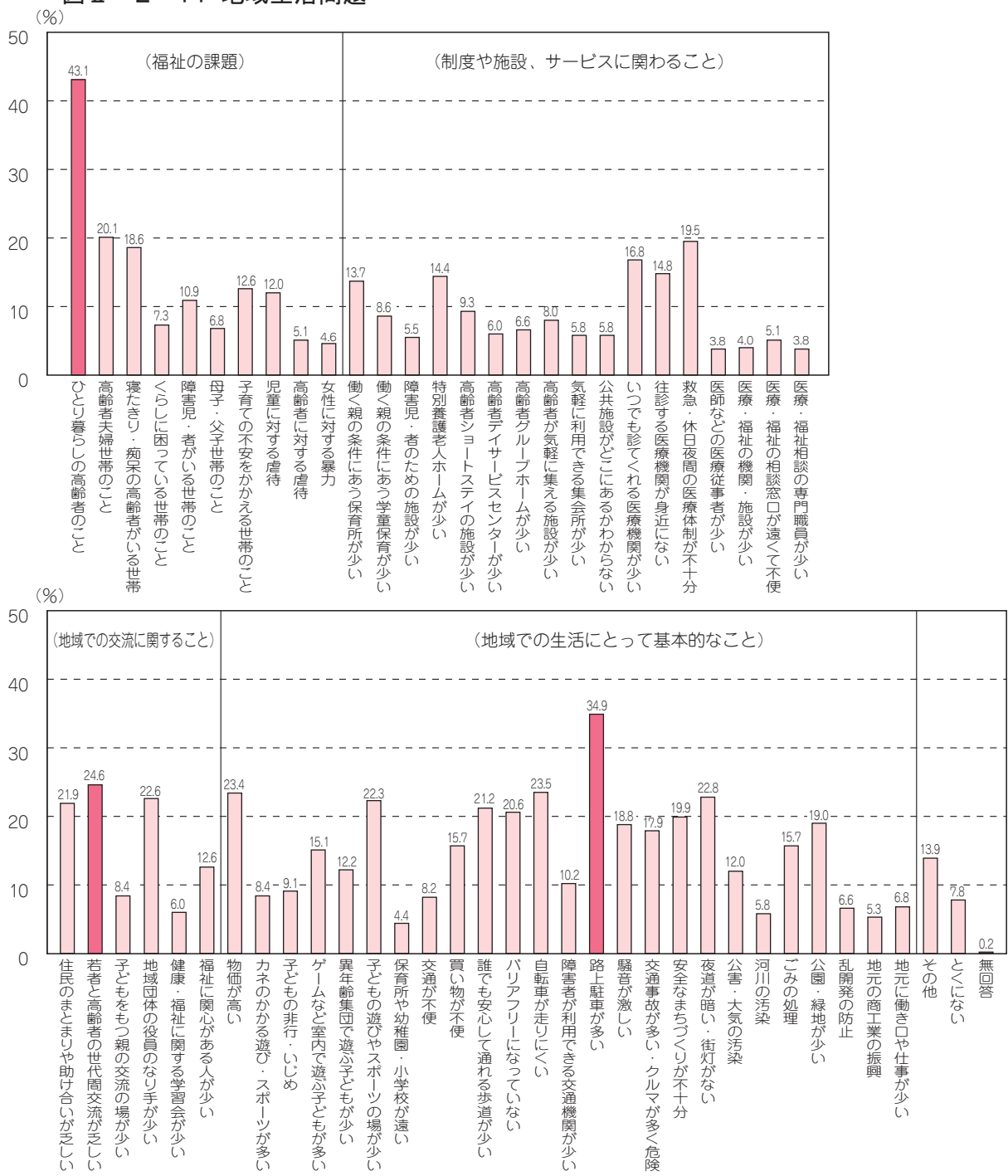
図Ⅱ-2-10 安心して暮らしていけるまちづくりの課題(行政が取り組むこと)



(13) 地域生活問題

「あなた（と家族）が住んでいる地域で、日頃、何とかしなければならないと思っていることは何ですか」との問に対する回答は図Ⅱ-2-11に示したとおりです。比率の高いものから順にあげれば、①ひとり暮らしの高齢者のこと（43.1%）、②路上駐車が...

図Ⅱ-2-11 地域生活問題



中学生以下の子どもが「いる」世帯においては、「子どもの遊び場やスポーツをする場所が少ない」が44.4%、「ゲームなど室内で遊ぶ子どもが多い」が30.6%、「誰でも安心して往き来できる歩道が少ない」が29.6%、「公園・緑地が少ない」が26.9%、「異年齢集団で遊ぶ子どもが少ない」が25.9%となっており、遊び環境の改善を求める指摘の比率が高くなっています。また、「救急・休日・夜間の医療体制が不十分」(32.4%)、「いつでも診てくれる医療機関が少ない」(25.9%)といった医療供給体制の不備の指摘も高率です。さらに、「子どもをもつ親同士の交流の場が少ない」といった指摘も21.3%と相対的に高くなっています。特に0~1歳の子どもがいる世帯では46.2%と非常に高率です。また、0~1歳の子どもがいる世帯では、「子育ての不安をかかえる世帯のこと」が46.2%と高率で、子育てに対する不安感がうかがわれ、「働く親の条件に合う保育所が少ない」も53.8%となっており、働きながら子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。

また、65歳以上の高齢者の有無では結果に著しい差はなく、高齢者福祉サービスに関しても、どの世代からも関心を集めているといえます。

(14) 地域類型別にみた特性

今回の調査で使った地域類型別の主な調査結果についてみると以下のとおりです。

- ①「世帯数著しく増加地域」及び「世帯数増加地域」では、日常的なつながりの強化が求められています。また、子育て支援も求められています。
- ②「世帯数著しく増加地域」及び「世帯数増加地域」では、児童福祉施設[※]・医療機関をはじめ、生活環境施設の整備が求められています。
- ③「世帯数横ばい地域」及び「世帯数減少地域」では、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯への対策が求められています。

また、この調査結果において、ボランティア活動への参加者の比率が、コミュニティセンターが設置されているJR以南地域と山田・千里丘地域の中の調査地域で高くなっており、コミュニティ施設の整備がボランティア活動の活性化につながっていることがうかがえ、文化学習活動やボランティア活動等の市民の多様な地域活動を促進する機能を持ったコミュニティ施設の必要性を示しているといえます。

コラム 1

「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」自由回答欄から

調査員である学生たちが、一軒一軒、訪問し聞き取りをするという方法で行った「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」では、多くの生の声が寄せられました。

調査票の最後の質問、「国や市の行政に対する要望や意見、この調査に対する意見などをお聞かせください」に寄せられた市民の声の一部をご紹介します。

（回答全文は、別冊の実態調査報告書に掲載しています）

- * 地域がさびれてきている。若い人が活躍して活性化してほしい。
- * 同年代くらいの子どもを持つ親との交流の場がない。
- * どのような時どんな施設やサービスが利用できるか、どこに相談したらいいかなどを載せている情報がほしい。忙しくて探すことができない。
- * 1つのテーマで住民同士が意見をたたかわせるディスカッションのような機会がほしい。
- * 吹田市の特色である福祉や医療を守って、暮らしやすいまちにしてほしい。
- * 夜9時を過ぎると人の気配がなくなる。帰りが遅くなると怖い。パトロール等の対策をしてほしい。
- * 戦争の心配がある。若い人には経験させたくない。
- * 新住民を積極的に巻き込んだまちづくりも必要ではないか。
- * こういう調査が実際のサービスに結びついていくように願っています。意見を言える機会がもっとほしいです。
- * 役所が住民の中に入ってきてほしい。
- * この調査は、地域福祉計画をたてるのに使うだけでなく、日々の市政や仕事に役立ててほしい。



3. 「地域検討会（地区の福祉を語るつどい）」によって明らかになったこと

平成16年（2004年）11月から平成17年（2005年）2月まで、小学校区単位の開催を基本として、市内33か所（33地区福祉委員会の全地域）で、社会福祉協議会及び同協議会各地区福祉委員会との共催で地域検討会（地区の福祉を語るつどい）を開催しました。参加者人数は延べ1,419名でした。

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）は、参加者によるワークショップ（グループ討論）方式で行われ、以下の3つのテーマについて話し合いました。

- くらし・福祉をめぐる課題
- 住民が取り組めること
- 市や社会福祉協議会にのぞむこと、取り組んでほしいこと

ここでは、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）で出された意見の中から主な課題について、公・民協働による解決に向けて、住民が取り組めること、市や社会福祉協議会が取り組むことを整理していきます。

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）で多かった意見としては、以下のよう なものがありました

（子ども・障害のある人・高齢者等の福祉をめくって）

- ・子育てに不安をもつ親への支援
- ・子どもの見守り、子どもの安全
- ・身近な地域で気軽に相談できる場所
- ・障害者世帯の地域生活のサポート、精神障害者への支援
- ・ひとり暮らし高齢者の増加、その見守り・支援のこと
- ・高齢者夫婦世帯や昼間独居※世帯への支援が少ないこと
- ・地域活動等に誘っても参加されない高齢者への対応、孤独死の問題
- ・介護している家族への支援
- ・特別養護老人ホーム※等の施設整備

（地域コミュニティ、地域活動やその条件をめくって）

- ・住民、特に新しいマンションでの住民の交流が少ない、助け合いに乏しい
- ・自治会・地区福祉委員会等の地域団体の役のなり手が少ない
- ・地域活動における若い担い手の確保
- ・自由に集える場所、活動や交流のできる場所の確保
- ・（その場所として）地区公民館・地区市民ホール等の施設や設備の改善、バリアフリー化
- ・福祉（サービス）やボランティア等に関する分かりやすい情報
- ・ボランティアの養成、ボランティアコーディネーターの養成・配置

（地域の環境をめくって）

- ・子どもが遊べる安全な公園
- ・緑地が少ない
- ・中高生の居場所づくり
- ・路上駐車・放置自転車で通行が危険、改善してほしい
- ・道路、駅周辺のバリアフリー化 など

(1) 子どもへの支援について

①子育て支援

子育ての孤立化が社会的な問題となる中、子育てに関する課題や意見も数多く出されました。

☆自治会の回覧板で子育ての情報をまわそう
 ☆世代間交流による育児の支え合いをしよう
 ☆子育てを応援できるネットワークづくりをしよう
 ☆子どもは社会の宝、みんなで注目、みんなで注意

- ★特技のある人やボランティアのできる人の希望と、ボランティアを頼みたい人の要望をコーディネート※してほしい
- ★地域の子育て支援センターを中心に、もっと地域で活動している仲間との連携強化を進めてほしい

「地域みんなで子育てを」と、子育てサロン※や子育て支援の方法について、いろいろなアイデアが出ました。

☆のついた意見は「住民が取り組めること」、★のついた意見は「市や社会福祉協議会にのぞむこと、取り組んでほしいこと」です。(以下同様)

②子どもの安全

子どもの安全を守るにはどうすれば良いかについて多くの意見が出ました。

☆「安全パトロール」隊をつくろう
 ☆子どもの登下校にあわせて外に出たり、ベランダから注意して見守ろう
 ☆こども110番の旗を大きくするなど、充実しよう
 ☆見守りの際、帽子や腕章をつけよう

- ★小学校に日中の警備員を配置してほしい
- ★保育園や小学校にキッズセーバー※を配置してほしい
- ★地域で見守りをしているとわかるよう、ジャンパーなどをつくってほしい

警備員の配置など必要ですが、日常生活の中で子どもたちを見守る方法についても多くの提案がありました。

(2) 障害のある人への支援について

障害のある人への理解と支援

障害のある人への支援も徐々に広がってきていますが、地域における理解がもっと必要との声が多くありました。

☆自治会との協力で精神障害に関する勉強会を開こう
 ☆障害のある人と小学校との交流をしよう
 ☆障害者施設にボランティアとして参加するなど、行事を共催しよう

- ★講座を開催するなど、障害のある人を知ってもらうための啓発活動を積極的に行ってほしい

また、障害のある人が地域におられても分からない、どのように支援すれば良いのかなどの意見もありました。

(3) 高齢者への支援について

①ひとり暮らし高齢者への支援

ひとり暮らし高齢者への支援は各地区から課題として出され、また実際に多くの取り組みがされています。

☆住民のネットワークによる見守り・声かけをしよう
 ☆安否確認のため、新聞販売店等と連携しよう
 ☆情報のキーステーションづくり
 ☆「お元気ですか」コールや「こんなことやってます」コールをしよう

- ★ひとり暮らし高齢者への市の関わりを強化する
- ★市や保健所がひとり暮らし高齢者を訪問する
- ★ひとり暮らし高齢者に何か起こった際の対応マニュアルを早急につくってほしい
- ★地域ケア会議を強化してほしい

「見守り・声かけ」の方法にも地域での工夫が数多くみられました。

②昼間独居・高齢者夫婦世帯への支援

ひとり暮らし高齢者だけではなく、昼間独居の方や高齢者夫婦世帯への支援も求められています。

☆高齢者夫婦世帯にも昼食会をし、会場を2か所に
 ☆ボランティアの裾野を広げよう
 ☆高齢者夫婦世帯にも配食サービスをしよう

- ★ふれあい昼食会※、いきいきサロン※の補助金を拡大してほしい

地域で現在行われている活動の対象を広げるためには、行政の財政的な支援は不可欠という意見が多くありました。

(4) 福祉意識の向上や福祉の相談窓口について

①福祉の関心を広げよう

福祉に関心がない人が多いことから、福祉への関心をいかに広げるかについても話し合いが進みました。

☆自治会単位で福祉に関する勉強会を開こう
 ☆人に関わるのが福祉だという気持ちで、向上心を高めていこう

- ★福祉に関する勉強会に人材派遣をしてほしい
- ★公民館などを利用して福祉のPRをしてほしい
- ★住民に社会福祉協議会のことを知ってもらう取り組みをしてほしい

地域で開く勉強会に行政から人材派遣をしてほしいという依頼です。学習も公・民協働の取り組みが必要です。

②相談窓口が欲しい

福祉についてどこに相談すれば良いかわからない、などの理由から、総合相談窓口をという意見が多く出ました。

☆「高齢者119番の家」をつくろう
☆医療・生活・介護などについて住民による相談窓口をつくろう

- ★高齢者の相談室を設置してほしい
- ★総合的な相談窓口の設置と支援・指導制度を確立してほしい
- ★相談窓口をPRしてほしい

行政に相談窓口ができることも重要ですが、より身近な地域で、住民同士での相談をという声もあがりました。

(5) 地域活動・ボランティアについて

①ボランティアが少ない

ボランティアが目される中、ボランティア参加者の少なさが指摘されました。

☆ボランティアを増やし、一緒に活動することで仲間になろう
☆ボランティア募集と情報を多く流そう
☆休日などに子どものボランティア参加を促そう
☆地域通貨を利用しよう

- ★住民がボランティア参加しやすい場を提供して
- ★市報でわかりやすくボランティアの紹介をしてほしい
- ★ボランティアコーディネーターを充実してほしい（ボランティアセンター）
- ★地区ボランティアの養成講座を開催してほしい

ボランティア情報の充実などのほか、シニア世代や若者のボランティアへの積極的な参加を求める声が多くありました。

②住民同士の交流がもっとほしい

地域コミュニティのつながりが希薄になりつつあり、もっと住民同士で交流したい、助け合いをとの声が多くありました。

☆隣近所や商店の人とあいさつし、顔なじみになろう
☆近所に関心を持つようにしよう
☆地域の機関紙をつくろう
☆イベントを企画し、人の輪を広げよう
☆コミュニティの連帯をつくる活動をしよう

- ★地域のホームページ作成の支援をしてほしい
- ★地域食堂をつくってほしい
- ★コミュニティセンター等をつくって人のつながりを図ってほしい

まずは住民同士があいさつをし合うなど、日頃からつながりをつくるのが大切ですが、行政の支援も必要です。

③地域のネットワークづくりを進めたい

地域にはさまざまな団体がありますが、その団体同士での連携やネットワークづくりが必要になっています。

☆地域の活動団体や自治会、民生委員・児童委員、地域の人、医療・福祉事業者との連携をとろう
☆施設職員と各地区委員との定期的な交流会を開こう

- ★地域のNPOなど福祉団体の紹介をしてほしい
- ★市や社会福祉協議会が地域に入り、連携した取り組みを
- ★行政側から担当者を決めて地域交流を進んでやってほしい

地域で活動する住民団体だけではなく、行政の関係機関とも連携をとって、地域交流を進めていく必要があります。

(6) 交流の場について

気軽に集まれる場所がほしい

住民が気軽に集まれる場所が身近にほしいという声が多くあがりました。

☆地域の人たちの集まりの場を楽しくするため、ティーコーナーをつくろう
☆小さな単位の地区で集まれる場所を確保しよう
☆公共施設の利用方法を心得て、積極的に活用しよう
☆コミュニケーションが図れる街かどステーションを

- ★高齢者・障害者・青少年などの区別なく、住民が気軽に集まれる場所をつくってほしい

「場所」は行政に要望しますが、その中身をつくるのは住民自身であるということで、いろいろな意見が出されました。

(7) 福祉に関する情報について

福祉の情報が欲しい

福祉サービスに関するだけでなく、地域の福祉活動についての情報などの充実を求める声が多く出ました。

☆「ふくし新聞」をわかりやすくし、年2~3回発行し、住民に読んでもらえるよう工夫しよう
☆各自治会の活動行事や展望など、地区でまとめて発表できることを考えよう

- ★市の広報誌で、デイサービスセンターの情報や各種相談窓口の詳細をわかりやすく紹介してほしい
- ★制度の説明会を開いてほしい
- ★福祉施設や福祉活動の情報を記した機関紙を発行してほしい

行政からの発信と地域からの発信が必要ですが、その発信方法についてもさまざまな工夫が意見として出ました。

(8) 駐車・駐輪について

路上駐車・駐輪が多い

どうしたら路上駐車・駐輪がなくなるか、市民啓発の点からも意見が活発に出了ました。

☆1 km以内は自転車はやめて、歩く習慣をつけよう
 ☆もっと公共交通機関を利用するようにしよう
 ☆地域の諸団体が連携し、見回りをして違法ステッカーを貼ろう
 ☆駐車場がない時は乗っていかないようにしよう

- ★市や警察が不法駐車・駐輪をもっと取り締まって
- ★市営の駐車場や駐輪場をつくってほしい
- ★自転車の無料貸出をしてみても

江坂駅前や千里山駅前の駐輪問題の意見が多く出了ました。バリアフリーの点からも多くの意見が出了ました。

(9) 道路・バリアフリーについて

① 駅や道路をバリアフリーに

駅や道路のバリアフリー化は多くの地域で出された意見でした。

☆各自が地域の危険箇所を調査しよう
 ☆バリアフリーマップをつくろう
 ☆バリアの写真撮って意識改革をしよう

- ★バリアについての写真展を市役所ロビーでしてみても
- ★駅や道路のバリアフリーを進めてほしい

どこがバリアフリーになっていないかは、その地域に暮らす住民がいちばん知っている、という意見が多くありました。

② 道が暗くてこわい

防犯灯が少なく、道が暗いために夜間の外出が危険であるとの意見が多くありました。

☆街灯（防犯灯）の電球切れや暗いものを見かけたらすぐ連絡できるように街灯（防犯灯）に連絡先を貼っておこう
 ☆夜間、自宅の街灯や門灯をともしようにし、それを各自治会の防犯委員が徹底しよう

- ★街灯（防犯灯）を水銀灯に交換してより明るく
- ★街灯（防犯灯）を増やしてほしい

防犯灯を設置するだけでなく、家の門灯を使ってまちを明るくするというのはひとつのアイデアです。

(10)安全(防災・防犯)について

①災害時の対応を

災害時には、地域による助け合いと行政による救援活動の両方が必要となります。

☆要援護者の居住地マップと名簿をつくろう
 ☆近隣者で避難場所の確認をし、避難経路を歩いて確かめるなど、日頃からシミュレーションを
 ☆自主防災活動の推進
 ☆「第一次対応」を住民全員が知っておこう

- ★防災マニュアルを作成して、周知してほしい
- ★防災資材置場のPRをしてほしい
- ★自主防災活動への支援をしてほしい
- ★高齢者にもわかりやすい災害マップの作成を

災害発生時に一人で避難できない高齢者など支援を要する人への対応には関心が高く、多くの意見が出ました。

②防犯対策

悪質な訪問販売や空き巣、不審者の目撃などがあり、地域の防犯への関心が高まっています。

☆防犯の勉強会を開き、意識づけしよう
 ☆自治会単位でパトロールをしよう
 ☆小さなことでも交番に届けよう
 ☆火の用心や夜間の見回りを強化しよう

- ★警察によるパトロールをしてほしい
- ★情報をもっと早く流してほしい

地域における取り組みで、犯罪を未然に防ぐことも大切です。

4. くらしの実態と地域福祉推進の現状と課題

(1) 地域住民のくらしの実態と要望

「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」（以下「実態調査」）と地域検討会（地区の福祉を語るつどい）等から、地域住民のくらしの実態と要望について以下のことが見えてきました。

① 日常的な協力・共同とヨコのつながりが必要

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）において「くらし・福祉をめぐる課題」として指摘の多かった意見は、「ひとり暮らし高齢者のこと」「高齢者夫婦世帯への支援が少ない」「住民同士のあいさつ・交流が少ない」「マンションでのコミュニケーションが悪い」「自治会の加入率が低い」というものでした。

実態調査でも、「ほとんどつきあっていない」「あいさつ程度」といった世帯が約半数となっており、近所づきあいの希薄さが明らかとなっています。特にひとり暮らし高齢者が孤立しがちであり、「日常の話し相手がいない」「相談相手がいない」といった比率が高くなっています。また、要介護者のいる世帯において介護者が外出も困難で強いストレスを感じていたり、乳児のいる世帯で「子どもをもつ親同士での交流の場が少ない」といった指摘が半数に達しているといった実態もあります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯など、高齢者世帯の孤立化、介護者のストレス、乳児のいる世帯の孤立化などの状況があり、住民同士の協力・共同（助け合い）の関係づくりが地域の課題として浮かび上がってきています。

一方、住民同士の交流や協力・共同としての取り組みの実態について見ると、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では、「地域福祉活動への参加が少ない」といった意見や、「ボランティアの高齢化」の指摘が目立ちました。実態調査によると、参加している地域活動の中で「ボランティア活動」への参加率は、「自治会の行事」に次いで2番目に高く、14.4%でした。かなりの比率となっているものの十分とはいえません。ボランティア活動をしている方からの声としては、「若い人の参加が少ない」といった指摘が多くなっています。

住民同士の交流や協力・共同が求められているにもかかわらず、その担い手、特に若い担い手が少ないことが課題になっていることがわかりました。

②地域福祉活動推進の条件整備が必要

今日求められている住民同士の交流や協力・共同である地域福祉活動を推進・発展させていくには、さまざまな条件整備が必要であるということが明らかとなりました。

人員配置に関して、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では「ボランティアコーディネーターが必要である」という声が多く出されていました。

交流の場・活動拠点の整備に関して、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では「地区公民館の入り口の段差解消」「地区公民館を新しく広くしてほしい」「地区市民ホールの建て替え・バリアフリー化」「気軽に集まって交流できる場がほしい」といった意見が多く出されました。実態調査においても、地区公民館の駐車場不足、地区市民ホールの階段の大変さを指摘する意見が目につきました。

活動資金に関して、実態調査においては、ボランティア活動における交通費・活動費の確保が困難であるという指摘が目にとまりました。

活動の情報に関して、実態調査において、ボランティア活動についての情報が少ないという指摘がありました。

以上のように、「ヒト」「モノ」「お金」「情報」に関する条件整備が、地域福祉活動の推進・発展には欠かせないということが明らかとなりました。

③くらし及び健康の保持・増進には、総合的・体系的な生活保障が必要

<労働問題対策>

実態調査によると、生計中心者の8割が「健康状態が良くない」という結果でした。特に、雇用労働者層ではストレスがらみで健康状態が良くない状態が目につきます。子どもを持つ親の長時間労働を問題とする回答も多くなっていました。これらの点から、労働時間の短縮をはじめ労働条件の改善が求められているといえます。

<保健・医療体制>

地域生活問題として、中学生以下の子どもがいる世帯において「救急・休日・夜間の医療体制が不十分」「いつでも診てくれる医療機関が少ない」といった回答が2～3割と高率になっています。地域検討会（地区の福祉を語るつどい）でも「夜間・救急の小児診療」を求める声が多く、医療体制の充実が求められています。

<住宅>

実態調査によると、住宅の老朽化について多くの指摘があり、住宅改修を求める回答も多くありました。くらしの器である住宅の改善が求められています。

＜生活環境施設＞

実態調査によると「路上駐車が多い」「自転車が走りにくい」「夜道が暗い・街灯がない」「子どもの遊び場やスポーツをする場所が少ない」「安心して往き来できる歩道が少ない」「段差などがありバリアフリーになっていない」が2～3割と高い割合となっています。

生活環境施設に関しては、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）でも、「子どもが安全に遊べる公園・緑地が少ない」「子どもの室内あそび（ゲーム）が多い」「子どもの見守りが必要」「安心して通れる歩道が少ない」「路上駐車・駐輪が多い」「交通量が多くて危険」「坂道が多く、外出に不便」「街灯が少ない・夜道が暗い」「駅周辺の歩道が狭い」「バリアフリー化が必要」といった意見が多く出されました。安全な歩道や公園の整備等、生活環境施設の改善を求める意見がとても多くありました。

＜社会福祉施設・サービス＞

実態調査によると、就学前の子どものいる世帯で医療費が高い、教育費が高い、老後については年金などの収入が不足といった回答が目につきました。高齢者の回答として、「交通費・タクシー代の負担が大きい」「要介護者の外出・通院が大変」という指摘も高くなっていました。

介護の必要な方がいる世帯であるにもかかわらず、サービスを利用していない世帯が4割程度おられました。サービスを利用しない理由として、「行政の世話になりたくない」との回答が2割ありました。また、「利用方法がわからない」「利用料が負担になるから」がそれぞれ1割ありました。

くらしや医療・福祉に関する相談相手として、「行政の福祉保健相談窓口」は数パーセントといった実態でした。

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）では、「高齢者介護・福祉施設が少ない」という声が特に強くありました。

以上のように、くらし及び健康の保持・増進には、労働問題対策、保健・医療、住宅対策、生活環境施設をはじめ、社会福祉施設・サービスなど、総合的・体系的な生活保障が求められているといえます。

(2)地域福祉活動の今後の方向性(住民への期待)

住民のいのちとくらしを支えていく取り組みとして、住民自身による助け合い活動があります。社会福祉協議会地区福祉委員会(以下、単に「地区福祉委員会」)の活動、民生委員・児童委員の活動、ボランティア・NPOの活動等(これらを総称して「地域福祉活動」とします。)です。行政施策のみで住民のいのちとくらしを全面的に支えることはできません。したがって、これら地域福祉活動の推進・発展により、地域住民のくらしを支えていくことが、今日、特に重要となっています。

吹田市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」でも述べられていますが、前述した実態調査や地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見等を踏まえながら、地域福祉活動の今後の方向としてどのようなことが大切であるかといった点について、以下、整理します。

地域福祉活動の現状と課題・地区福祉委員会の取り組みから

小地域ネットワーク活動[※]は、おおむね小学校区単位で組織された市内33地区の地区福祉委員会が中心となって行っています。

地区福祉委員会では、以前からひとり暮らし高齢者を対象とした「ふれあい昼食会」に取り組んでおり、平成10年(1998年)に大阪府の補助事業として小地域ネットワーク活動が始まると、「ふれあい・いきいきサロン」がまたたく間に各地区に広がりました。「無理をしない、長続きできる、お金をかけない、手づくりで」などの目標で取り組まれ、より住民に身近な場所での活動を心がけるなどの工夫が重ねられ、今では全地区において開催されています。「ふれあい・いきいきサロン」では、参加者にとっては仲間づくりや福祉情報を得る機会にもなり、また福祉委員との連携から個別援助につながることも多く、地域ぐるみで高齢者を見守るきっかけとなっています。

そのほかにも、高齢者への「配食サービス」、若い世代を対象とした「子育てサロン」や、「障害者(児)交流事業」「世代間交流事業」など、新しい活動も取り組まれ、各地区に広がってきています。

また、「見守り・声かけ活動」を中心とした個別援助活動は、地域全体で取り組む課題として、民生委員・児童委員や自治会とも協力しながら各地区でさまざまな形で取り組みがなされてきています。

①どのような活動が求められているか

ア. 地域課題についての学習会の開催

地域でどのようなことがくらしの課題として発生しているのかといったことについて、専門家の協力を得ながら学習していくことが大切です。世帯数の変化をはじめ、子どもの比率や高齢者の比率の年次推移等の基礎データを収集し、問題を探ってみるといった基礎作業が必要です。一定地域の市民が一堂に会し、日頃の思いを出し合い、地域の問題点や課題を探るといったことも学習活動の一つといえます。講師を招いた学習会の開催はもとより、このような学習活動を積極的に実施し、市民が取り組んでいかなければならない課題の発見と整理をしていく必要があります。

イ. 子育て家庭支援や子どもの安心・安全を守る活動の推進

地域社会の近隣関係が希薄になっており、孤立化した子育ての状況が見られます。子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えてきており、子育て中の親同士が集まって交流したり、悩みを話す場をつくる必要があります。また子育てを終えた住民が、子育てに不安を抱える親の相談にのるなどの機会をつくることも大切です。児童虐待防止のため、地域で早期に発見できるよう見守りの体制をつくることや、子どもの安全のため、登下校時などに子どもの見守り活動を行っていくことも求められています。地域みんなが子育てをするという環境づくりが必要です。

ウ. 障害のある人やその家族への理解、障害のある人を視野に入れた活動の推進

障害があっても地域で安心して暮らしていくには、身近な住民の理解と協力が不可欠です。地域福祉活動においても、障害のある人が参加しやすい配慮が必要です。送迎のこと、参加しやすいプログラム、手話通訳等、障害のある人を視野に入れた活動の進め方が求められています。また、障害のある人は集まる機会が比較的少なくなりがちであり、当事者（障害のある人）を中心にした活動を行っていくことも大切です。障害のある人やその家族と交流できる機会をつくり、思いや悩みを共有し、協力できることは実行に移していくことが必要です。

エ. 認知症高齢者やその家族への理解と協力

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増えてきています。認知症高齢者やその家族の思いや悩みを聞く機会を設け、お互いに支え合い協力していける地域づくりが必要です。

オ. ひとり暮らし高齢者の見守りと孤独死ゼロへの取り組み

ひとり暮らし高齢者が増えており、見守り・声かけ訪問などの安否確認、閉じこもりにならないための昼食会やサロンなどへのお誘いなどをさらに強める必要があります。

また、孤独死の問題を自治会や関係機関とも連携して地域ぐるみの課題としてとらえ、その早期対応の仕組みづくりを進める必要があります。

カ. 昼間独居・高齢者夫婦世帯向けの活動の推進

地域福祉活動の対象者としてひとり暮らし高齢者については想定しやすく、昼食会や配食サービス、見守り・声かけ訪問などの取り組みがありますが、昼間独居の方（昼間は家族が仕事等で外出し、実質的にひとり暮らしになっている方）や高齢者夫婦世帯も孤立しがちになっています。昼間独居の方や高齢者夫婦世帯も地域福祉活動の対象に加えた活動を推進していく必要があります。

キ. 当事者組織[※]づくり、当事者組織との連携・協働

認知症高齢者がいる家族、障害のある人の家族など、当事者やその家族にとってそれぞれが抱える固有の課題があります。当事者の仲間づくり・組織づくりを進め、またすでに当事者組織がある場合にはその中で、お互いの悩みを共有しながら課題の解決法を探っていくことが大切です。そして、当事者組織とボランティアグループ、当事者組織と地区福祉委員会などが交流を深め、地域において連携・協働を図っていくことが大切です。

ク. 今日的課題を意識した活動の推進

時代とともに、新たな課題が出てきます。今日的課題を意識した活動の推進が問われます。具体的には、発達障害[※]（学習障害・注意欠陥多動性障害・広汎性発達障害等）、難病[※]、ホームレス[※]、不登校・ひきこもり等を視野に入れ、専門機関の協力を得て学習会を開いたり、当事者や当事者組織との交流の場を設けていくことが大切です。

ケ. 日常的な活動の展開

身近な地域福祉活動を日常的に展開していくことも大切な視点です。高齢者宅のゴミ出し、エアコン等機器の操作、買い物、病院への送迎、よろず相談窓口の開設等、気軽にできる活動をみんなで考え実践していくことが必要です。

②活動の担い手をいかに増やすか

ア. 地域福祉活動の担い手の養成

地域福祉活動の担い手が不足していたり、高齢化していて後継者がいないなどの実態があります。社会福祉協議会の運営するボランティアセンターなどの支援を得ながら、新たな担い手の養成講座の開催を行っていく必要があります。特に、現在の担い手は女性中心となっていますが、男女共同参画社会においては男性の担い手を増やしていく必要があります。今後、団塊の世代の退職者が急増していくといったことも踏まえ、男性の担い手の養成に重点を置くことが大切です。また、当事者も担い手として活動に参加するという視点も大切です。

イ. 青少年も参加しやすい活動の展開

次世代を担う小・中学生、高校生、大学生に対して、活動への参加を呼びかけ、協力関係をつくっていくことが大切です。また学生に企画・運営をまかせるなど、主体的に活動参加できる環境を整えていくことも大切です。いずれにしても小・中学生、高校生、大学生など青少年が地域に目を向け、地域の中で役割を發揮できるようにしていくことが必要といえます。

ウ. 商店街等との連携・協力

地域住民との結びつきの強い商店街をはじめ、業者との連携・協力を図りながら活動展開していくことも大切です。安否確認を兼ねての食材の個別配達、商店街の一角に交流スペースを設ける等、商店街等が有する機能を地域福祉活動に活かす道を探っていくことが必要です。

エ. 「地域通貨」を使った活動展開

ボランティア活動や助け合い活動等を行う際、受ける側も行う側も無償ではなく「お礼」が仲立ちする方が好ましいことがあります。地域通貨というのは、ボランティア活動等の「お礼」として、サービスを受けた人から活動を行った人に渡され、協力店で商品やサービスの代価として利用できるといったものです。吹田市内にも地域通貨を創設して、ボランティア活動を地域に広げていく取り組みが始まっています。この地域通貨を使った活動を展開していくことも大切な視点です。

オ. 自治会活動の活性化

地域の美化活動や防犯の見回り、夏祭り・運動会・文化祭・もちつき大会など、市民にとって最も身近なコミュニティである自治会の活動や行事の活性化を図り、地域住民が交流することがとても大切です。さらに、地域の高齢者や子どもの見守り、災害への対応などにおいても自治会が大切な役割を果たしており、自治会活動は、地域福祉活動を展開していく上での土台になる取り組みといえます。

③さらなる活動の充実に向けて

ア. 公民館活動・健康づくり活動との連携

地区公民館で行われる生涯学習[※]活動や地区公民館を使って行われる機能訓練等の健康づくり活動は、地域福祉活動と重なる部分がたくさんあります。それぞれの活動をバラバラに展開するのではなく、地域レベルで互いに情報を交換しながら連携していくことが大切です。

イ. 保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関との連携

くらしの問題を解決していくには、住民の力だけでは十分な解決ができないことがあります。保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関や、地域の施設や事業所との連携をとりながら解決策を探っていくことが欠かせません。そのために地域レベルで連携のとれる体制をつくっていくことが必要です。すでに組織されている地域ケア会議、地域教育協議会[※]、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）、地域子育て支援関係機関連絡会等と積極的に連携していくことも大切です。

ウ. 地域福祉活動団体間の交流・連携

地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の地域福祉活動を担っている関係者が集い、活動交流を図り、連携・協力のあり方や、地域の課題を探っていくことが大切です。既存のネットワーク（連絡組織）の活用も含め、必要な場合は新たな交流・連携のできる場を地域ごとに設けていくといった取り組みが求められています。

エ. 広報活動の充実

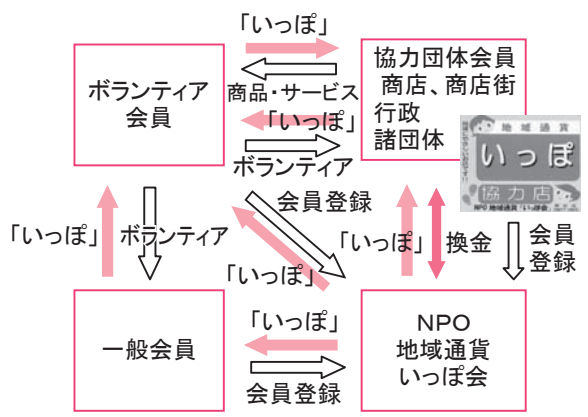
地域福祉活動の交流と情報提供を目的とした広報紙誌の充実、各種パンフレットやリーフレットなどの作成、人の集まる所への掲示板の設置、インターネットのホームページの活用等、さまざまな媒体によって市民に地域福祉活動を周知していくことが大切です。

コラム2

地域通貨「いっぽ」

助けてもらったときに、「ありがとう」と一緒に何か渡せたら…「地域通貨」は、お互いに助け支え合う行為を独自の「通貨」に置き換え、それをサービスやモノと交換することができるシステムです。

NPO法人友一友では、「地域の助け合いを大切に！」との発想から、地域通貨「いっぽ」をつくりました。



ボランティアや住民同士の助け合いのお礼としてサービスを提供した人に渡された「いっぽ」は、協力店や商店街などで買物やサービスの代価として使うことができます。

地域通貨「いっぽ」をやりとりすることで、住民間に共同意識が芽生え、コミュニティづくりにつながります。また、地域通貨が地域の商店街等を循環することで、地域経済の活性化にもつながります。

商店街やまちが活性化することで、子どもの見守りにもつながり、だれもが暮らしやすいまちづくりの「一歩」になるかもしれません。

発行元：NPO法人友一友（ゆうゆう）
事務局：地域通貨 いっぽ会
TEL：06-6877-1664

(3)地域福祉推進上の課題(行政の役割)

実態調査、地域検討会（地区の福祉を語るつどい）及び各種団体ヒアリング等から見てきた地域福祉推進上の課題について、ここで整理することにします。また、地域福祉を推進していくために吹田市として今まで取り組んできている現状についても整理してみます。

①地域福祉活動推進の条件整備

前述した住民の主体的な地域福祉活動は、行政が行う条件整備によって推進・発展していきます。地域福祉活動推進の条件整備の現状と課題をここで整理します。

ア. 地域福祉活動を支援する人員配置

地域福祉活動推進の条件整備として重要な点は、社会福祉協議会の基盤をいかに強化するかということです。住民をはじめ民間団体の行う地域福祉活動を推進していく上で、その中心的な役割は、民間団体（社会福祉法人）であり、かつ、公共性の高い社会福祉協議会が担うのがふさわしいといえます。社会福祉法において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（第109条）であると明確に規定されており、この意味からも、地域福祉活動を推進していくには、社会福祉協議会が重要な役割を發揮していくことが求められているといえます。

しかし、現状では、吹田市社会福祉協議会の事務局職員数（地域担当）の配置状況は、近隣の他市と比較しても少なく、十分ではありません。この点からも社会福祉協議会の基盤整備に重点を当てることが問われているといえます。特に、地域福祉活動を支援する福祉活動専門員（コミュニティソーシャルワーカー[※]）の配置数を増やして地区担当制を充実し、地域に足を運びやすい条件をつくり、地域の活動への支援機能をより強化していくことが必要です。

イ. 活動拠点の整備

地域福祉活動の推進・発展には、誰もが気軽に集まれる集会施設を身近な地域に整備していくことが欠かせません。集会施設がない自治会への設置に向けた支援が求められています。小学校区単位での活動を活性化していくには、小学校区ごとに設置している地区公民館や地区市民ホール等の有効活用が欠かせません。施設のバリアフリー化や設備の改善等を図り、また老朽化等で必要がある場合には改修を行うなど施設の改善を図り、市民活動の相談や交流の拠点として整備・推進していくことが必要です。

②総合的・体系的な生活保障

地域住民が抱えているくらしの問題は、社会福祉制度のみの対応では解決し得ません。生活問題の根底にある労働問題対策を基本に、保健・医療、教育・スポーツ、住宅、生活環境施設といった公共一般施策の整備を前提にしながら、それらの制度の不備を補完していく社会福祉施設・サービスの整備と拡充が欠かせません。具体的にどのような施策が必要とされているかについて、以下、述べていきます。

ア. 労働問題対策の充実

くらしの安定には、くらしの基盤である雇用・就労が安定的に確保されなければなりません。雇用・就労の支援、特に障害のある人、母子家庭の母親などの就労支援等の推進が必要です。また、くらしの安定には、労働者保護の推進、つまり、労働時間の短縮、育児休業、看護休暇、介護休業の普及と取得推進が必要です。さらに地域福祉活動の活性化のためにも、それら労働者保護の推進とあわせて、ボランティア休暇の普及や取得推進の啓発も必要といえます。

イ. 公共一般施策の充実

<保健・医療>

健康づくり事業の推進、疾病予防・介護予防事業の推進、救急・休日・夜間の医療体制の整備等、保健・医療の施策の推進が必要です。

<教育・スポーツ>

小・中学校の児童・生徒に対する福祉教育の推進、生涯学習の一環として実施されている小学校区単位の地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携、心身の健康の保持・増進や生涯スポーツの促進のための体育・スポーツ施設の有効利用を図ることが必要です。

<住宅>

高齢者・障害のある人向け住宅の確保、高齢者・障害のある人向け住宅改造助成等によって、誰もが安心して暮らせる住まいづくりが必要です。

<生活環境施設>

バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※の推進によって、誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくりをしていく必要があります。また、防災・防犯面での安全対策の充実を図っていく必要があります。

ウ. 社会福祉施設・サービスの充実

児童福祉・障害者福祉・高齢者福祉等の各分野の入所施設・通所施設・居宅サービス※等について、施設の適正配置と地域に密着したサービスの充実が必要です。また、サービス利用に係る経済的負担の軽減などサービス利用の抑制防止のための低所得者対策の充実、サービス利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実、福祉制度利用者の権利擁護事業の充実等が必要です。

エ. 保健・医療、社会福祉の相談・支援体制

公的な保健・福祉の相談・支援機能を持つ地域保健福祉センターは、現在、市域の6ブロックのうちJR以南地域と山田・千里丘地域の2か所に整備されています。地域福祉推進の拠点として、地域保健福祉センターを、既存施設の活用も図りながら、全ブロックに整備していくことが求められています。その場合、改正介護保険法に基づく地域包括支援センターの機能も備えていく必要があります。

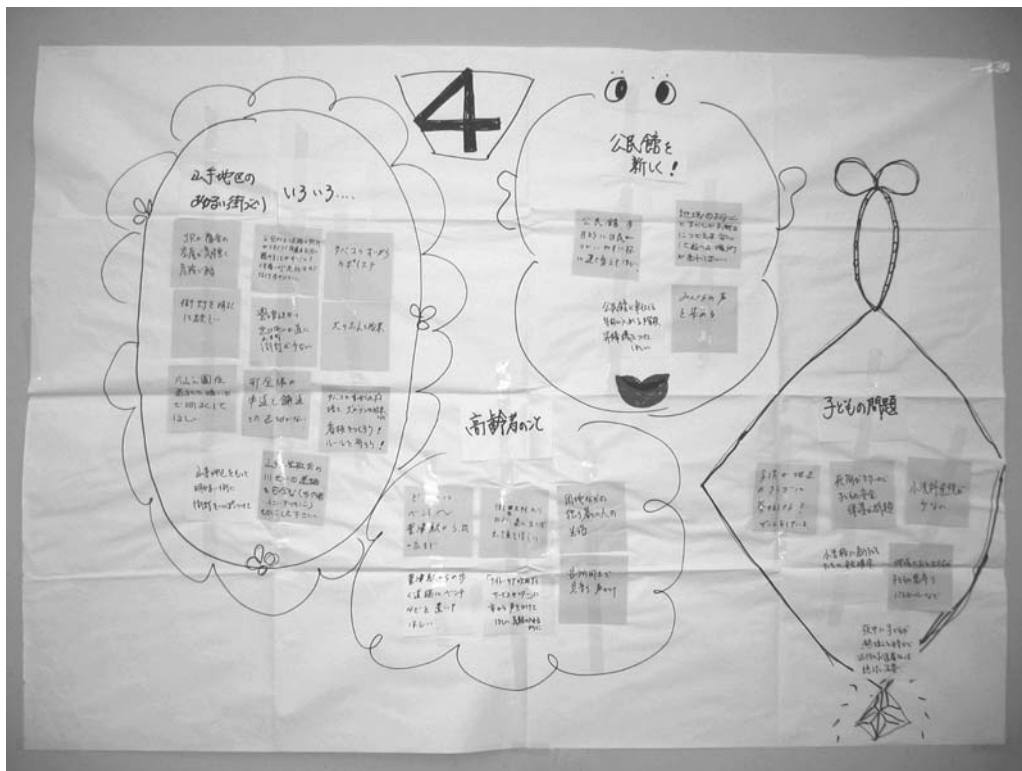
あわせて、おおむね中学校区単位で整備されている在宅介護支援センターを身近な相談窓口として定着させていくことが必要です。そして、地域保健福祉センター（地域包括支援センター）との連携を図りながら在宅介護支援センターで受けた相談を、必要な専門機関・サービス提供事業者等へとつないでいくことが求められています。

また、障害のある人のための地域生活支援センターが障害の種別ごとに設置されていますが、障害のある人の身近な相談・支援センターとして充実し定着させていくことが必要です。

地域子育て支援センターである保育所についても、身近な地域の子育て支援のセンターとして、地域や関係機関との連携を強め、さらにその機能の充実を図っていくことが必要です。

③重層的な課題としてとらえる

地域福祉を推進していく上での課題は、最も「身近な地域」の近隣（自治会）のエリア（圏域）、そして小学校区、中学校区、市の総合計画地域別計画の区分による6ブロック、全市といった、くらしのエリア（圏域）の各レベルで考えていく必要があります。つまり、地域福祉を推進していく上での課題は、課題の性格によって重層的にとらえていくことが大切であるといえます。そして、それぞれのエリア（圏域）ごとのくらしの課題に対応した取り組みや仕組みづくりを進めていくことが必要であるといえます。





吹田市地域福祉計画の基本方向

Ⅲ. 吹田市地域福祉計画の基本方向

1. 目標と目標達成の基本的枠組み

(1)本計画の目標

「いのちと暮らしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」

高齢者も子どもも、障害のある人も、認知症高齢者の人も、地域に住む誰もが生き生きと輝き、安心して暮らしていけるまちづくりをめざすということから、このような目標を設定します。

具体的な目標としては、次の目標を掲げます。

- 1 健康の保持・増進
- 2 社会的孤立の解消
- 3 安心・安全な地域生活

目 標

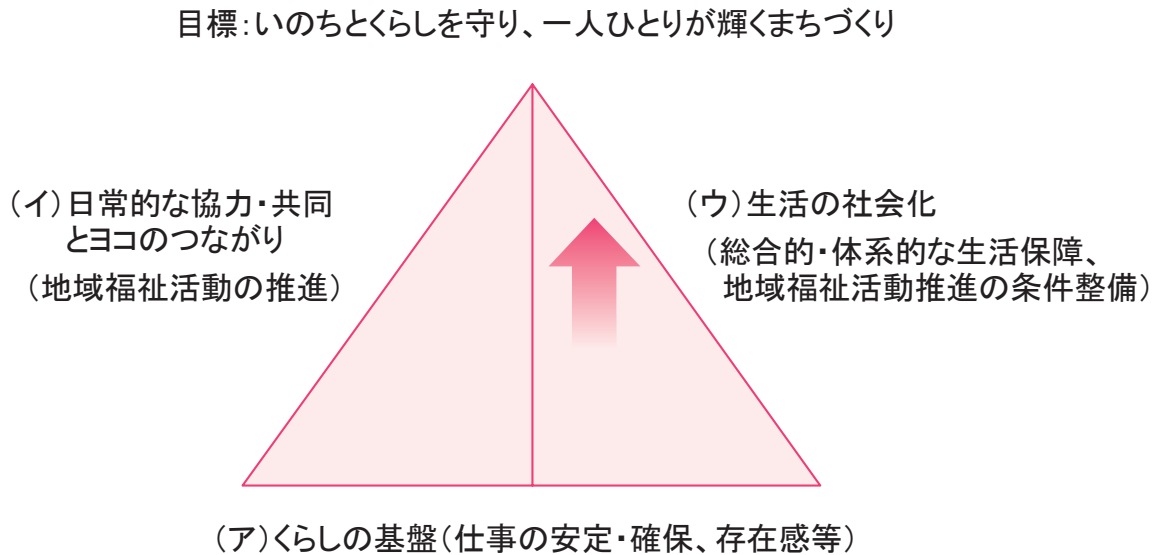
いのちと暮らしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

具 体 的 な 目 標

- ①健康の保持・増進
- ②社会的孤立の解消
- ③安心・安全な地域生活

(2) 目標達成の基本的枠組み

図Ⅲ－1 目標達成の基本的枠組み



目標達成の基本的枠組みは、図Ⅲ－1に示したとおりです。「いのちと暮らしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」といった目標を三角形の頂点に位置づけ、この頂点をより高くしていくことをめざします。そのためには、三角形の底辺（土台）の「(ア)暮らしの基盤（仕事の安定・確保、存在感等）」、左辺の「(イ)日常的な協力・共同とヨコのつながり（地域福祉活動の推進）」、右辺の「(ウ)生活の社会化（総合的・体系的な生活保障、地域福祉活動推進の条件整備）」、それぞれの充実・発展が必要となります。

(ア)の暮らしの基盤とは、暮らしを維持していく上で基本となるものです。暮らしを営む単位は世帯単位ですが、その世帯の暮らしは、生計中心者及びその家族の仕事（労働）が安定・確保され人間的な労働条件になっているか否かによって左右されます。つまり、暮らしの基盤の充実というのは、生計中心者及びその家族の仕事（労働）が安定・確保され人間らしい労働条件になっているということです。また、暮らしの基盤というのは、社会的な役割を担い存在感が見出されている状態にあるということでもあります。

(イ)の日常的な協力・共同とヨコのつながりとは、暮らしを支える条件のことであり、家族・となり近所・地域社会等において、対話・交流からはじまって互いに励まし助け合う関係のことを意味します。これは、地域住民の自治の基礎でもあります。地域社会の中における日常的な協力・共同の取り組みの中心は、地域住民による助け合い活動である地域福祉活動といえます。

(ウ)の**生活の社会化**とは、市民のくらしをより豊かにしていくために国・自治体によって整備された社会的共同生活手段・サービスのことで、今日のくらしは、先人の知恵と工夫によって共同利用できる施設・サービスを公的に整備してきたことによって豊かになってきているといえます。具体的には、保健・医療、教育・スポーツ、住宅、生活環境施設、社会福祉制度等です。また地域住民による地域福祉活動の推進・発展が可能となるような、ヒト・モノ・お金・情報に関する条件整備です。

以上、三つの要素（条件）がそれぞれ充実・発展していくことによって、目標は達成されていきます。

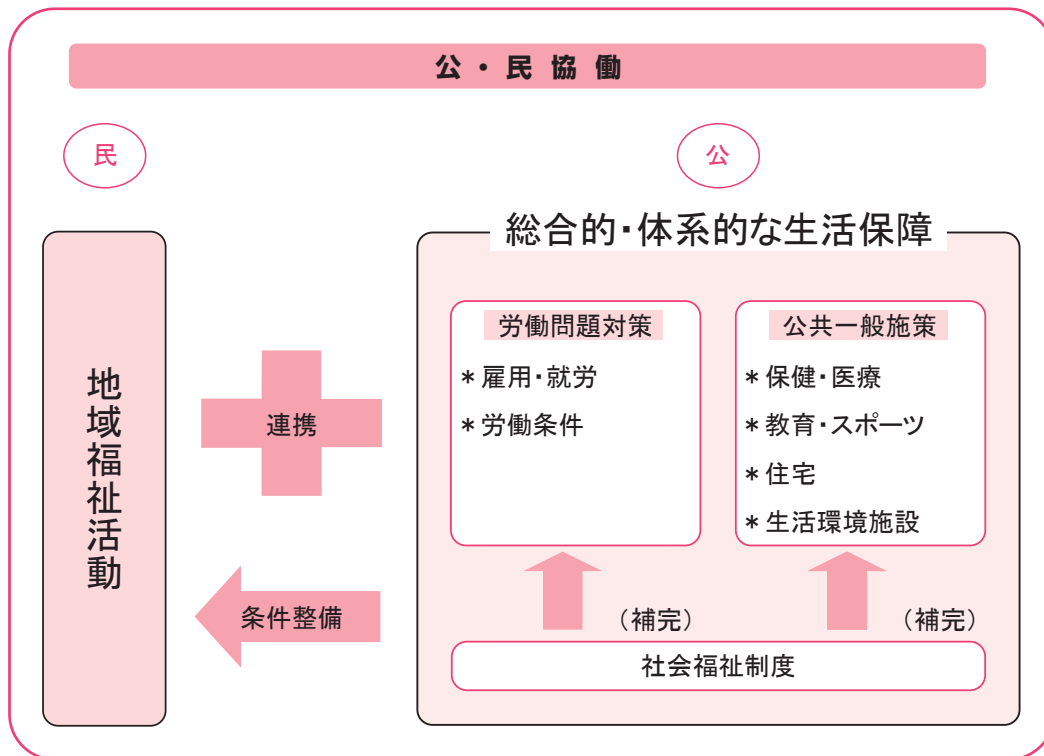
また、目標を達成していくには、公・民の役割分担と協働が求められています。「公」とは、吹田市、大阪府、国の行政をさします。「民」とは、住民、事業者（社会福祉法人・医療法人、NPO法人、企業等）をさします。これら公・民の役割分担と協働が、地域福祉の推進には欠かせません。目標達成の基本的枠組みを公・民の役割分担と協働の視点から説明すると、(ア)の「くらしの基盤」の充実には、「公」「民」それぞれの役割と協働が求められます。(イ)の「日常的な協力・共同とヨコのつながり」（地域福祉活動の推進）は、主として「民」が果たしていく役割といえます。(ウ)の「生活の社会化」（総合的・体系的な生活保障のための施策の整備・拡充や地域福祉活動推進の条件整備）は、主として「公」の役割といえます。

2. 地域福祉推進の基本方策

(1) 地域福祉推進の基本方策

前述したような目標達成の基本的な枠組みを押さえながら地域福祉推進の基本方策を整理すると図Ⅲ-2のようになります。

図Ⅲ-2 地域福祉推進の基本方策



① 地域福祉活動の推進(民の役割)

地域福祉は生活問題の地域性に着目しており、地域住民の暮らしに密着した取り組みといえます。日々の暮らしに密着した取り組みがどのようになっているかによって、暮らしの中身が左右されます。地域住民の暮らしに密着して、暮らしを支えていく活動として、社会福祉協議会地区福祉委員会（以下、単に「地区福祉委員会」）の活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動等（これらを総称して「地域福祉活動」とします。）の住民自身による助け合い活動があります。行政施策のみで住民のいのちと暮らしを全面的に支えることはできず、地域福祉活動の推進・発展により、地域住民の暮らしを支えていくことが、今日、特に重要となっています。地域福祉活動推進上の課題については、吹田市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」でも明らかにされていますし、Ⅱ-4-(2)においても述べたとおりです。

②地域福祉活動推進の条件整備(公の役割)

今日、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進と発展が求められていますが、地域福祉活動をより推進・発展させていくには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。住民が所有する力のみでは、地域福祉活動の内容や水準を豊かにすることは困難です。地域福祉活動を展開していく際、アドバイスをしてもらえる専門職員の存在(ヒト)や、交流の場・活動拠点の整備(モノ)、さらには財政支援(お金)及び情報提供の充実が重要です。地域福祉活動を推進・発展させていくための条件整備や仕組みづくりを行政によって進めていくことが必要です。

③総合的・体系的な生活保障(公の役割)

地域福祉の発展には、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要で、行政によるその条件整備が必要となりますが、さらに社会福祉制度をはじめ関連施策をどのように整備していくかが問われます。

地域住民が抱えているくらしの問題を軽減・解決していくためには、地域住民のくらしに密着した地域福祉活動も大切ですが、地域住民のみの取り組みには限界があります。図Ⅲ-2に示したような総合的・体系的な生活保障のための条件を整備し、推進していくことが必要です。くらしの問題を軽減・解決していくには、まず労働問題対策の充実が基本となり、関連的に公共一般施策の整備・推進が前提となるといえます。これらは国をはじめ大阪府及び吹田市の行政の責務として推進していかなければならないことです。そして、労働問題対策と公共一般施策の不十分なところを、国及び大阪府、吹田市の責務としての社会福祉制度が補完することになるといえます。

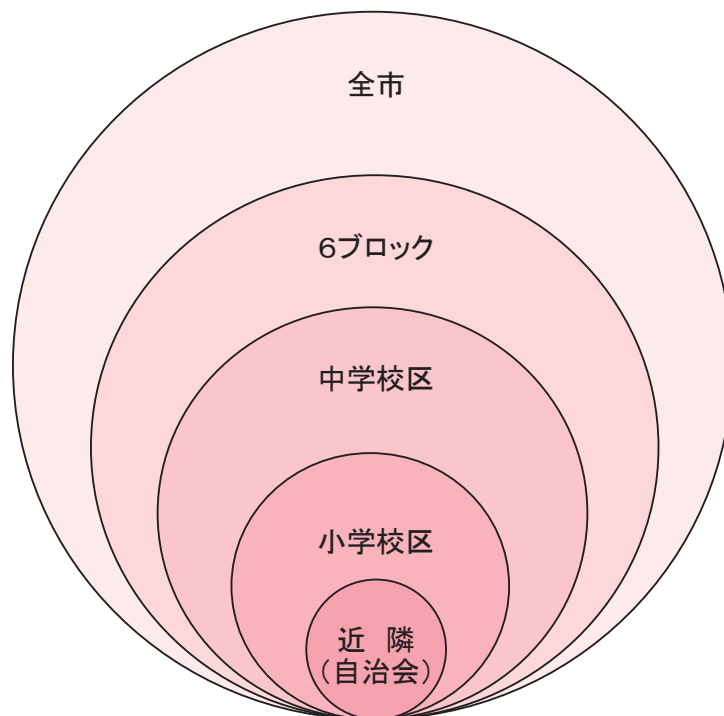
なお、本計画は、本市の総合計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、そして、男女共同参画計画、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画、さらには民間団体(社会福祉法人)である吹田市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と密接な関係があり、各計画において提起していることを本計画の中にも地域福祉の視点で再整理していくことが必要です。そのような意味合いから、本計画には各個別計画で提起されていることを再度表現しています。各個別計画が、それぞれの分野の具体的な施策・事業となって各担当部署において推進されることによって、地域福祉は推進・発展するという関係になります。

④公・民協働

地域福祉の推進・発展は、①で述べた地域福祉活動の展開と、②で述べたそのための条件整備、③で述べた総合的・体系的な生活保障のための条件整備（制度や施策）によって可能となります。地域福祉活動は主として民の役割であり、その条件整備と総合的・体系的な生活保障は主として公の役割です。そしてこれら二つが協働すること、つまり公・民協働によって地域福祉は推進・発展していきます。

(2)エリア(圏域)設定の必要性－5層構造－

図Ⅲ－3 地域福祉推進のエリア(圏域)



地域福祉を推進していく上での課題は、くらしに密着したものであり全市レベルのみからのとらえ方では不十分です。吹田市ではこれまでも市内を6地域（万博・阪大地域を含めて7地域）に区分し、地域の特性や課題を踏まえながら、ブロック単位でのまちづくり、公共施設等の整備や生活保障の仕組みづくりを推進してきました。第3次総合計画ではこれをさらに発展させ、部門別計画に加え新たに設定した6ブロック単位での地域別計画を策定しました。この地域に視点を当てた考え方をさらに進め、図Ⅲ－3に示したように、住民のくらしの視点から近隣（自治会）レベル、小学校区レベル、中学校区レベル、6ブロックレベル、全市レベルと、各レベルのエリア（圏域）ごとに課題をとらえ、それぞれのエリア（圏域）ごとに地域福祉の推進方策を考えるとといった、重層的な計画立案が問われているといえます。

3. 地域福祉計画の体系図

いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

- ①健康の保持・増進
- ②社会的孤立の解消
- ③安心・安全な地域生活

具体的施策の展開

(1) 地域福祉活動推進の条件整備

p.63

- ①社会福祉協議会の基盤強化とコミュニティソーシャルワーカーの計画的配置
 - 1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置
- ②ボランティアセンター(社会福祉協議会運営)の機能充実
 - 2) ボランティアコーディネーターの配置
 - 3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり
- ③交流の場・活動拠点の整備
 - 4) 広域コミュニティ施設の整備
 - 5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備
 - 6) 身近な地域での自治会集会施設の整備への支援
 - 7) 既存施設の福祉的活用の促進
- ④地域福祉活動を進めるための財政支援
 - 8) 地域福祉活動の財政支援策の充実

(2) 地域福祉活動への参加の促進

p.74

- 9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援
- 10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発
- 11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進
- 12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援
- 13) 大学との連携による地域福祉活動の促進
- 14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援
- 15) 地域福祉活動のための情報発信
- 16) 人権意識・福祉意識の向上

(3) 地域で活動する諸団体の活動への支援

p.78

- 17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援
- 18) 民生委員・児童委員活動への支援
- 19) 自治会を中心とした地域活動への支援
- 20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援
- 21) 当事者組織の活動への支援
- 22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援
- 23) 地域福祉活動団体間の交流への支援

(4) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

p.82

- ①情報提供の充実
 - 24) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
- ②身近な総合相談・支援体制の充実
 - 25) 保健・福祉の相談・支援体制の充実
- ③福祉サービスの利用支援と権利擁護
 - 26) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実
 - 27) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
 - 28) 福祉サービスの質の確保
- ④総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて
 - 29) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

(5) 保健・医療、社会福祉制度の充実

p.94

- ①健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実
 - 30) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進
 - 31) 地域医療体制の整備
- ②子ども・子育てを支援する基盤の充実
 - 32) 地域における子育て支援の充実
 - 33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進
 - 34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援
 - 35) 働くこと・育てることの両立への支援
- ③障害のある人と共に生きる社会の実現
 - 36) 障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進
 - 37) 障害のある人を支える福祉サービス等の充実
- ④高齢者が生き生きと地域で暮らしていくためのサービスの充実
 - 38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備
 - 39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
- ⑤新しい課題を抱える人たちへの地域と連携した支援
 - 40) 新しい課題を抱える人たちへの支援
 - 41) セーフティネットの構築
- ⑥安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実
 - 42) サービス利用のための低所得者対策の充実

(6) 関連施策の充実

p.112

- ①働く場所と働きやすい環境づくり
 - 43) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援
 - 44) 休日・休暇の拡充の促進
- ②安心・安全な住まいの整備
 - 45) 高齢者・障害のある人向け住宅の確保
 - 46) 高齢者・障害のある人向け住宅改造助成
- ③安全でバリアのない交通環境・まちづくり
 - 47) 誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり
 - 48) 移動手段の充実
- ④福祉教育の推進、生涯学習・生涯スポーツの振興
 - 49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進
 - 50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携
 - 51) 生涯スポーツの振興
- ⑤地域に密着した商業振興
 - 52) 地域に密着した商業振興
- ⑥みんなの居場所づくり
 - 53) 「まちの縁側」づくりへの支援
 - 54) 子どもの遊び場所・居場所の充実
- ⑦安心・安全なまちづくり
 - 55) 安全対策(防災・防犯)の充実

地域福祉計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

p.126

- 56) 住民参加による地域福祉計画の進行管理

(2) 行政の推進体制等

p.127

- 57) 地域福祉を推進する部署の充実
- 58) 市の関係部署間の連携・協力
- 59) 行政職員の意識向上と地域との連携

(3) 関係機関・団体等との連携

p.128

- 60) 関係機関・団体等との連携

「施策の整備エリア及び担い手」の表の見方について

それぞれの施策には、市、ブロック、中学校区、小学校区、近隣（自治会）の5層エリア（圏域）のどのエリア（圏域）で整備するかを示した表と、主に施策を推進する担い手を示した表を明記しています。表の見方については以下のとおりです。また、129ページには、全ての施策の整備エリア及び担い手の一覧表を掲載しています。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア		□	□		

「整備エリア」は、重層的にとらえた課題を主にどのエリア（圏域）で整備するかを示したものです。

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

「担い手」は、その施策・取り組みを実際に進めていく主体を示しています。

担い手が複数になる場合には、主な担い手を◎で示しています。（ただし、複数の担い手が並列の場合を除きます）

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		○

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

「国・府」「市」はそれぞれの行政をあらわします。また、「社協」は社会福祉協議会をあらわします。

「事業者」は、福祉サービスの提供をはじめ、社会福祉を目的とする事業を行う社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業、さらには学校・大学などをあらわします。

国・府	市	社協	事業者	市民
○	◎	○	○	○

「市民」は市内で生活する住民、市内に通勤、通学する人及びグループをあらわします。

4. 具体的施策の展開

(1) 地域福祉活動推進の条件整備

地域福祉の発展には、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要です。そして、この地域福祉活動をより一層推進していくには、行政による条件整備（ヒト・モノ・お金・情報）が重要となります。

① 社会福祉協議会の基盤強化とコミュニティソーシャルワーカーの計画的配置

現 状 と 課 題

- 社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的役割を持った団体として明確に規定されており、住民の視点・民間の立場から地域福祉を推進する、市のパートナーとして位置づけられています。地域福祉活動推進の条件整備においては、社会福祉協議会の基盤強化を図ることが不可欠です。
- 社会福祉協議会は、市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、地域の福祉活動推進のかなめとなって活動を展開しています。また、ボランティアセンターの運営、活動や役割の広報、賛助会費など活動財源確保の取り組み、寄附現金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取り組みなど、多岐にわたる活動を進めています。
- これらの活動の推進に重要な役割を果たしているのが、地域担当職員である福祉活動専門員（コミュニティソーシャルワーカー）ですが、その配置数は十分とはいえない状況で、地域からは、地域担当職員を増やし、もっと地区の活動に関わってほしい、との声があがっています。社会福祉協議会の体制を整備し、地域福祉活動のコーディネート機能に加え、支援を必要としている人々に対する身近な地域での相談・支援、さらに関係機関、関係団体、地域住民の活動等のネットワーク化を進めるなど、コミュニティソーシャルワーク機能を強化していくことが必要です。
- 吹田市社会福祉協議会では、地域福祉活動をさらに前進させるため平成16年度（2004年度）に住民の視点に立った地域福祉活動計画を策定し、その具体化に取り組んでいるところですが、計画推進のための条件整備として、地域担当職員の計画的配置への支援や人的支援など組織強化への市の支援・協力を求めています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から・・・

- 社会福祉協議会の地区担当職員（正規職員）を増やしてほしい
- 社会福祉協議会の地区担当職員を増員するための補助金を市が出してほしい

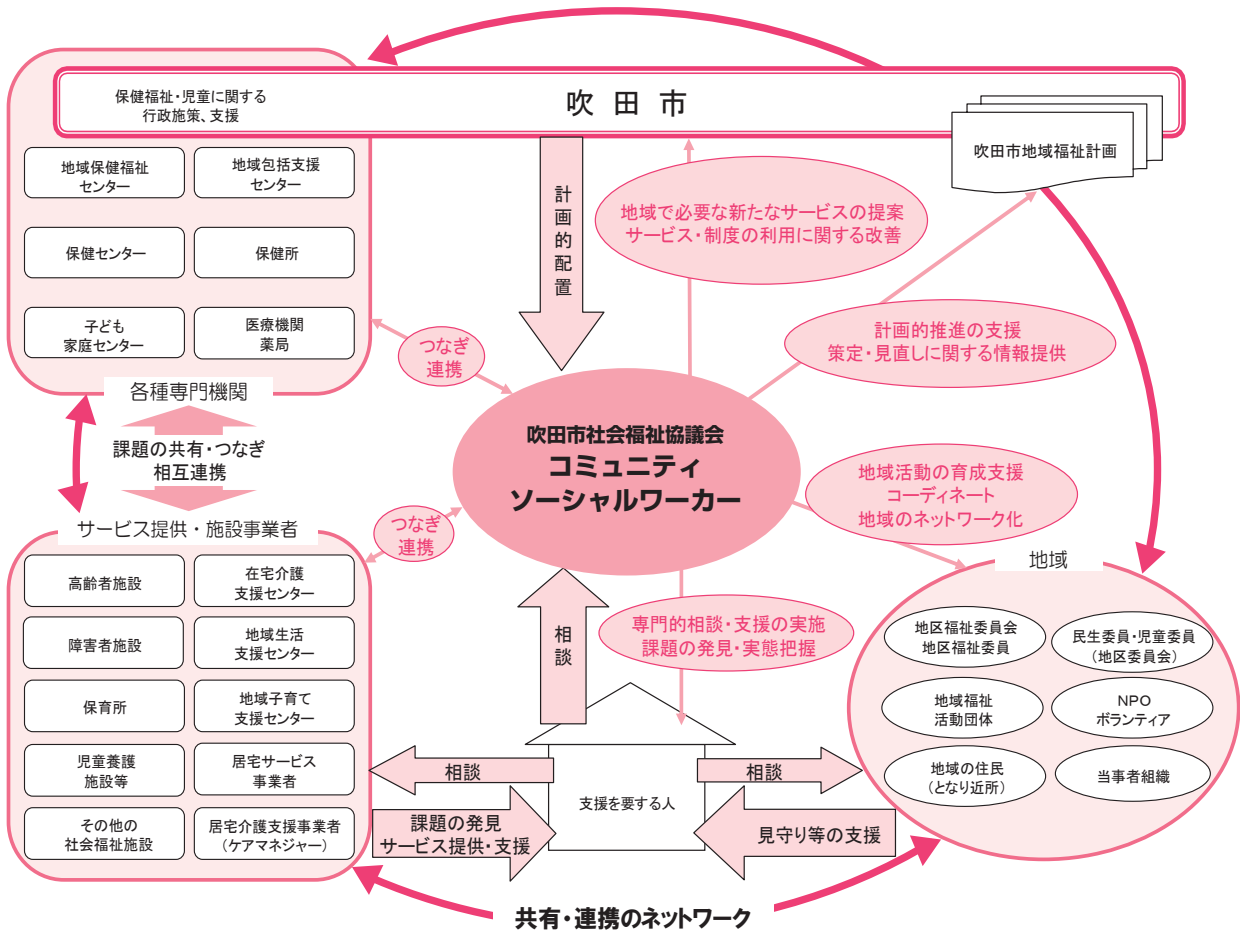
施策の方向

1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図るため、大阪府と連携して、コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に計画的に配置していきます。そして、地域福祉活動のコーディネートを進めながら、支援を必要としている高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などの実態把握や専門的相談を実施し、必要な公的サービスや地域福祉活動及び専門機関へのつなぎを行うとともに、関係機関、関係団体、地域住民等のネットワーク化を進めます。また、コミュニティソーシャルワーカーが、地域担当制をとって、地域住民からの相談にのりやすく、公的な保健・福祉サービスや地域福祉活動、地域包括支援センターや専門機関等との連携をとりやすくなるよう、支援します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア		□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

図Ⅲ-4 総合支援体制のネットワーク -コミュニティソーシャルワーカーの役割



コラム 3

地域支えあいネットワーク整備推進モデル事業が始まります！

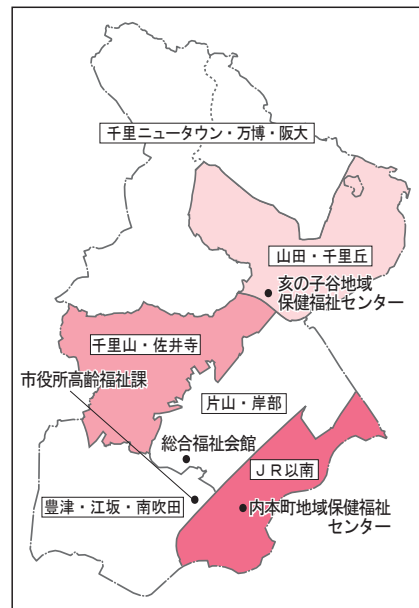
コミュニティソーシャルワーカーは、地域で困っている人と必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる、いわば「地域のつなぎ役」をする人です。主には、地区福祉委員会活動の支援、地域福祉活動計画や地域福祉計画の支援と推進、支援を要する人に対する相談などを行います。

地域福祉推進の新たな担い手として6ブロックごとの配置を目指しますが、まず平成18年度（2006年度）4月からは、社会福祉協議会の4人のコミュニティソーシャルワーカーが以下の施設に配置されます。

気軽にご相談ください！

- ☆総合福祉会館（担当：千里ニュータウン・万博・阪大地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域）
- ☆内本町地域保健福祉センター（担当：JR以南地域）
- ☆亥の子谷地域保健福祉センター（担当：山田・千里丘地域）
- ☆市役所高齢福祉課（担当：千里山・佐井寺地域）

社会福祉協議会への連絡先 06-6339-1205



コラム 4

吹田市ボランティアセンター

吹田市ボランティアセンターは、総合福祉会館の2階にあります。ボランティア活動への参加の相談や、ボランティア養成講座の開催、またボランティア室の提供等を行っています。

ボランティアセンターでは、学校からの出前講座の依頼も受け付けています。点訳の会「円（まどか）」が市内の小学校に出向き、点字体験の出前講座を行っています。子どもたちは、点字一覧表を見ながら自分の名前を点字で書きます。それをボランティ



アが触読（指で触れて読む）します。自分の名前を指で触って読んでもらったことに、子どもたちは大感激！「こんなボランティアもあるんだ」と体験・実感しながら知ってもらうことに、出前講座の意義があります。

ボランティアセンターがあるからこそ、ボランティアが楽しく気持ち良く活動できています。

ボランティアセンターへのお問い合わせ

06-6339-1210（月～金 午後1時～4時）



② ボランティアセンター(社会福祉協議会運営)の機能充実

現 状 と 課 題

- 社会福祉協議会が開設・運営しているボランティアセンターでは、ボランティア活動への参加の相談やボランティアの派遣希望の相談に応じています(ボランティアを始めたい人やグループの登録、ボランティアを頼みたい人・施設・団体等への紹介)。ボランティア相談には、登録グループで組織されたボランティア連絡会のスタッフが無償であたっています。また、ボランティアセンターでは、ボランティア養成講座の開催、ボランティア情報の提供、広報誌の発行などを行っており、福祉分野を中心にボランティア活動の推進に大きな役割を果たしています。
- 現在、ボランティアセンターには、60グループを超える団体登録、50名を超える個人登録があり、活動の情報交換や交流を深めています。また、ボランティア連絡会には30を超えるグループが加入しています。ボランティアグループと小学校や福祉施設・団体等との連携は広がってきていますが、さらに、ボランティア活動が地域で認知され、地区福祉委員会等と連携して取り組める状態にしていくことが必要です。
- ボランティアを育成し、裾野を広げるため、ボランティアの養成講座の充実や、地域での出前講座の開催、児童・生徒への福祉教育を進めることなどが求められています。また、大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢の整備も重要課題となっています。
- 現在、ボランティアセンターの運営業務を担当する社会福祉協議会の職員が、他の業務と兼務となっており、これらの課題に対応できる十分な体制になっていない実態があります。ボランティアセンターの体制整備と機能の充実が求められています。
- ボランティアセンターは総合福祉会館の2階の一室を事務所としており、市民が立ち寄るにはわかりにくいといった問題があります。立ち寄りやすい所での設置の可能性について検討が必要です。

実態調査から…

- 「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「ボランティア活動についての情報が少ない」が11.4%ありました。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- ボランティアをしたい人の窓口がほしい
- 社会福祉協議会のボランティアセンターを活発に
- 社会福祉協議会は地域とボランティアのコーディネートをしてほしい
- 福祉活動希望者と被対象者の要望を把握し、コーディネートをしてほしい
- 地区ボランティアの養成講座を開催してほしい

施策の方向

2) ボランティアコーディネーターの配置

ボランティア活動の発展には、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、活動しやすくなるための情報提供や助言等を行ったりするボランティアコーディネーターの存在が大きな役割を發揮します。ボランティアセンターに、専任のボランティアコーディネーター（社会福祉協議会所属）を配置し、事業の拡充と機能の強化を図ります。具体的には、ボランティア活動の登録や派遣の相談体制の充実、ボランティア活動の広報による紹介など情報提供の充実を図るとともに、関係機関・団体や学校、ボランティア連絡会等と連携して、ボランティアを育成し、裾野を広げるための養成講座（入門講座）や技能講座（スキルアップ講座）の充実、社会人向けの夜間・土日講座や地域での出前講座の開催、児童・生徒への福祉教育の推進等を図ります。さらに、大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢の計画的整備を図れるよう、支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり

ボランティア活動への参加の相談やコーディネート、ボランティアの育成やボランティア活動に関する情報提供など、ボランティア活動の促進のための支援を行うボランティアセンターが、ボランティアの交流と活動の拠点となるためには、交通アクセスの利便性が高く、当事者、青少年、高齢者、市民誰もが気軽に立ち寄れ、交流や情報の受発信を進めやすいことが求められます。社会福祉協議会と連携して、市民が立ち寄りやすいところへの事務室等を備えたボランティアセンターの設置の可能性について検討するなど、立ち寄りやすいボランティアセンターづくりへの支援に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

③交流の場・活動拠点の整備

現状と課題

- 地区福祉委員会などが地域で活動する場としては、身近にある地区公民館や地区市民ホール、コミュニティセンターをはじめ、地区集会所（幼稚園廃園跡の地域交流施設）や小学校の余裕教室を活用した地域交流室[※]などが利用されています。
- 近隣コミュニティ施設としては、地区公民館が小学校区単位を基本として29地区に整備され、地区市民ホールが千里ニュータウン地域の各住区ごとに8か所あります。
- また、全市・ブロックエリア（圏域）単位の広域コミュニティ施設としては、おおむね200人規模の集会等を開催できるよう多目的ホールを備えた、市民会館、コミュニティセンター（JR以南地域に内本町コミュニティセンター、山田・千里丘地域に亥の子谷コミュニティセンターの2館）、市民センター（4館）などが整備され、そのほかにも市民活動に利用されているさまざまなコミュニティ関連施設があります。
- 地区公民館や地区市民ホール、地区集会所、地域交流室などの施設が地域福祉活動の拠点として利用されている中で、利用の多様化に伴う設備の改善やバリアフリー化、また老朽化に伴う改修の必要性などの問題が出てきています。
- 新たな施設の建設が困難となっている中で、既存の公共施設や民間施設、空き店舗などを福祉の観点から見直し、地域住民が気軽に集い交流できる場として、また、さまざまな地域福祉活動を展開していく場として有効に活用していくことが求められています。

実態調査から…

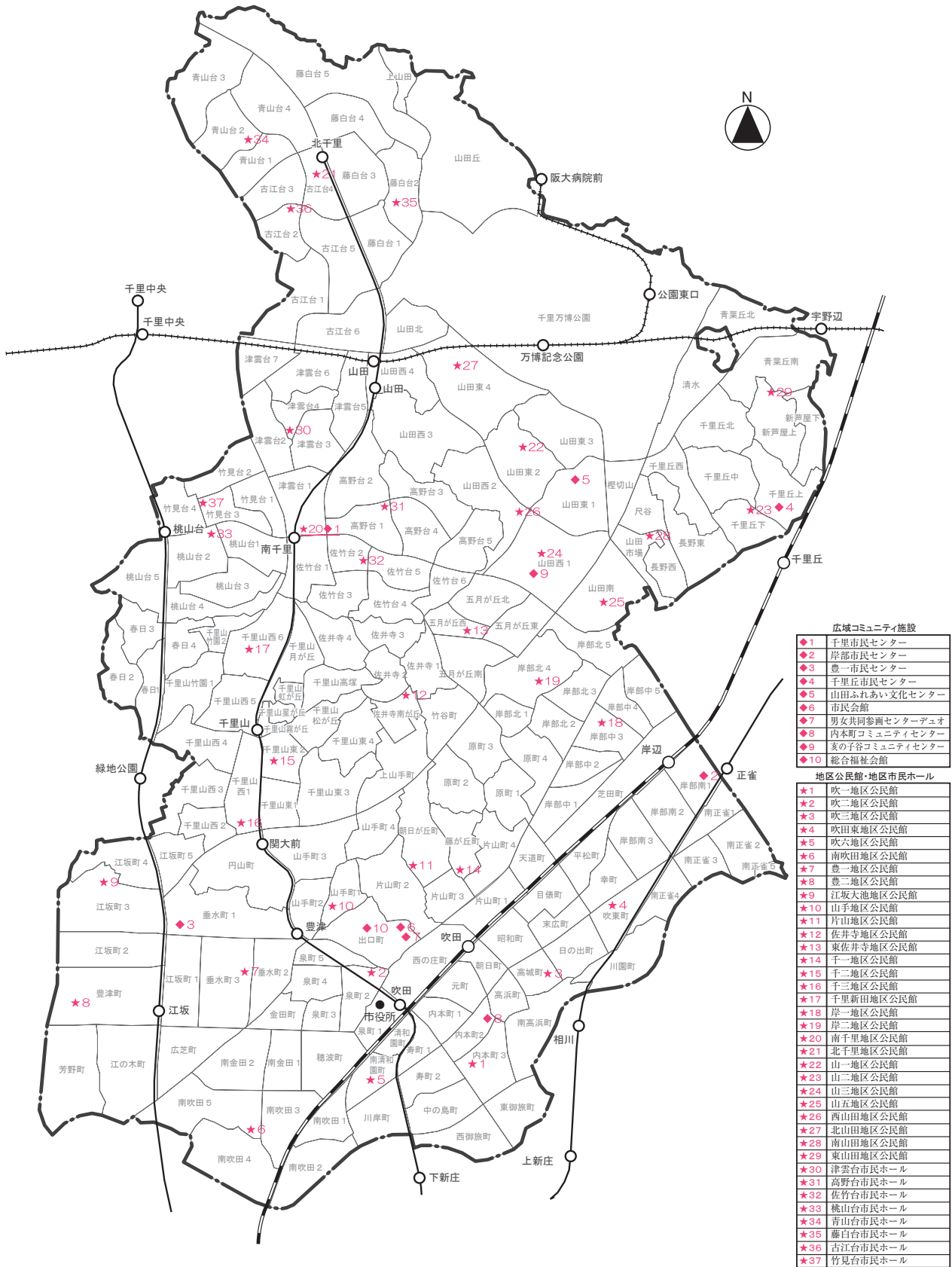
- 「日頃地域で集まったり話し合ったりする主な場所について不便を感じたこと」として、比率はそれほど高くありませんが、「駐車場がない・狭い・遠い」が11.6%、「集会室が少ない・狭い」が7.4%でした。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 地区の福祉活動の拠点となる施設がほしい
- コミュニティセンターを設置してほしい
- 地区公民館・地区市民ホールの入口のスロープ化やバリアフリー化、駐車場の設置



図Ⅲ-5 コミュニティ施設一覧(平成18年(2006年)1月末現在)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

施策の方向

4) 広域コミュニティ施設の整備

文化・学習活動やボランティア活動など市民の多様な地域活動の場として利用され、市民の交流と連帯の拠点としての機能を持つ内本町コミュニティセンター及び亥の子谷コミュニティセンターをはじめとした広域コミュニティ施設を、地域福祉活動の拠点としても、さらに有効に活用していきます。また、整備が予定されている(仮称)山田駅前公共公益施設の中の市民公益活動拠点施設は、市民、ボランティア・NPOなどの市民公益活動※を支援する機能を持つ施設であり、地域福祉活動推進の拠点としての側面も有しています。整備を推進し、市民公益活動団体と連携しながら、有効な活用のあり方を検討していきます。

広域コミュニティ施設の今後の整備については、既存施設の配置状況を勘案し、エリア(圏域)内の既存施設の機能の充実も考慮しつつ適正配置を検討していきます。

これらの施設が、地域福祉活動の相談・交流及び情報発信の拠点としてさらに有効に活用され、地域福祉活動が一層進んでいくような施設のあり方を検討していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備

身近なコミュニティ施設として、市民の文化・学習活動や交流の場となり、それぞれの地区の地域福祉活動の拠点としても活用されている地区公民館・地区市民ホール等について、老朽化している施設の改修や設備の改善等を地域の実情を考慮しながら行うとともに、施設のバリアフリー化を進めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				<input type="checkbox"/>	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

6) 身近な地域での自治会集会施設の整備への支援

市民にとって最も身近な地域である町内会・自治会単位で、市民が気軽に集える場の確保ができるよう、自治会が行う集会施設の整備に対して支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					<input type="checkbox"/>
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			◎

7) 既存施設の福祉的活用の促進

既存施設を地域住民の交流や地域福祉活動の場として活用するなど、既存施設の福祉的有効活用の促進について、関係者の理解と協力を求めています。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				<input type="checkbox"/>	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	

④地域福祉活動を進めるための財政支援

現状と課題

○地域福祉活動や市民公益活動の実施団体・グループ、市民等が、自らその活動（事業）資金の確保に努めることは不可欠となりますが、非営利の活動（事業）であるため、新しい活動（事業）の立ち上げ時の資金の調達や、運営を持続させていくための資金の安定的確保には、大変な困難を伴います。こうしたことから、「自立性」を促しながら活動を促進するための財政的な支援が必要となってきます。

○現在、市で制度化されている地域福祉活動や市民公益活動への主な財政支援策には、次のようなものがあります。

社会福祉活動補助金

社会福祉協議会が行う地域福祉活動への支援事業（小地域ネットワーク活動等）に対する補助です。

子育て広場助成事業

平成17年度（2005年度）に創設。
乳幼児とその親が気軽に集い、交流を図ることのできる場（子育て広場）を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援事業を行う団体の事業に対する助成です。

ふれあい交流サロンモデル事業補助金

平成17年度（2005年度）に創設。
高齢者から乳幼児までの市民が、気軽にふれあい交流できる場（ふれあい交流サロン）を設け、閉じこもりがちな高齢者の参加を促し、三世代の交流・ふれあい事業を実施する団体の事業に対して補助します。

市民公益活動促進補助金

平成17年度（2005年度）に創設。
市民公益活動団体を積極的に支援し育てることを目的に、市民公益活動を行う団体の事業への補助です。平成17年度（2005年度）においては、補助対象事業は（1）スタート支援、（2）協働支援、（3）自主事業支援の3つです。

そのほか、「民生委員・児童委員活動補助金」や「保護司※活動補助金」などの福祉団体活動補助金、また連合自治会等の活動への「自治会活動補助金」、自治会が行う集会所整備事業に対する「自治会集会所整備事業等補助金」、コミュニティ協議会※への「コミュニティ協議会事業助成金」などコミュニティ活動への補助金、さらに「障害者福祉団体活動補助金」「高齢クラブ連合会及び単位高齢クラブ活動助成補助金」など当事者組織活動への補助金があります。

実態調査から…

- 「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「交通費や活動費の確保が困難」が13.9%あり、ボランティア活動への財政的支援が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 福祉活動の資金を増やしてほしい
- ボランティアの活動補助金を増やしてほしい
- 地域での交流目的で結成された団体に助成を
- 地区福祉委員会でやっている配食サービスへの助成金を増額してほしい

施策の方向**8) 地域福祉活動の財政支援策の充実**

財政支援策を活用していくことによって地域福祉活動を推進していきます。また、今後においても、市民の自主的・主体的な活動が進展していくよう、市民が主体となった提案型の地域福祉活動への財政的な支援の充実に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		○

(2) 地域福祉活動への参加の促進

現 状 と 課 題

- 地域福祉活動は、地区福祉委員会活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動など、さまざまな団体、個人やグループによって進められています。地域の課題や地域住民の生活上の課題の解決に取り組む地域福祉活動への市民の主体的な参加を促進していくことが求められています。
- 地域福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化の問題が生じています。また、活動の担い手が女性中心となっており、男女共同参画の視点から男性の参加が求められています。ボランティア活動に参加するにはどうしたらいいかわからない人も存在します。団塊の世代が退職の時期を迎える今後、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の充実が必要です。
- サービスの受け手となる当事者やその家族も参加してみんなで支え合うという視点が大切です。当事者の地域福祉活動への参加の促進も求められています。
- 地域福祉活動をさらに発展させていくには、地域の取り組みと連携しながら青少年など若い世代の参加の促進を図っていくことが大切です。また、複数の大学が立地している条件を活かした大学との連携、商店街のコミュニティ形成機能を活かした商店街との連携を図っていくことも大切です。情報発信の充実も求められています。
- すべての地域住民が福祉活動に関心を持ち、自らの手で進め、共に生きる地域社会をつくり上げていくためには、人権意識や福祉意識を啓発していくことが大切な課題となります。

実態調査から…

- 「ボランティア活動に参加してよかったと思うこと」として、「仲間や友人・知り合いが増えた」「地域での交流や連帯の大切さがわかった」などが上位を占めており、ボランティア活動が地域での交流に大きな役割を果たしていることがうかがえます。
- 一方で、「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「若い人の参加が少ない」「実際に活動している人が少ない」といった指摘が多くありました。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 施設職員の地域福祉活動への参加を呼びかけてほしい
- 公務員の定年退職者はボランティアに参加してほしい
- 学生、高齢者のボランティア体験をもう少し多くしてほしい
- 地域福祉活動のボランティア養成講座をしてほしい

施策の方向

9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援

これからの地域福祉活動においては、特に男性の参加を増やしていくことが必要となります。働いている人が参加できるようにしていくことも必要です。また、団塊の世代が退職する平成19年（2007年）以降には、多くの人々が地域の活動に参加していく可能性が増大します。働いている人や団塊の世代などが、その知識・経験を活かして積極的に地域福祉活動の担い手となれるよう、社会福祉協議会と連携して地区福祉委員会等の活動メニューを充実するなど、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の充実を図ります。

また、ボランティア活動への参加の仕方や進め方について学びたいと思っている人々のニーズに対しては、本市や社会福祉協議会ボランティアセンター等が実施する養成講座や技術講座への参加を促し、活動の担い手づくりとスキルアップを図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○		

10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発

就労している社会人がボランティア活動など地域福祉活動に参加しやすくなるように、関係機関・団体と連携して、ボランティア休暇の普及や取得の推進について、啓発していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進

青少年の地域活動やボランティア活動への関心を広めながら、青少年が地域で活動できる場の整備に努め、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援

ひとり暮らし高齢者が高齢者の見守り・声かけ訪問活動に参加したり、認知症高齢者が子どもの保育に携わったり、障害のある人が地域でサロンを開くなど、当事者が活動の担い手となることもできます。当事者や当事者組織が地域の活動に担い手として参加する機会を増やし、地域で新たな活動展開ができるよう、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、施設・事業所と連携して、支援を進めていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				<input type="checkbox"/>	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

13) 大学との連携による地域福祉活動の促進

本市は、複数の大学が立地している環境にあります。市内にある大学との連携・協力のもと、大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域福祉活動に活かすことができるよう、大学との連携を促進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援

商品の提供だけではなく、文化、健康、福祉などに関連するサービスや情報を提供したり、商店街の一角に交流スペースや市民生活を支える施設等を設置するなど、商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みや、商業者と地域住民との連携による商店街を核としたコミュニティ活性化のまちづくりを支援します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	

15) 地域福祉活動のための情報発信

地域福祉活動の推進には、活動の内容を広く市民に知らせ、活動への参加を促す情報発信が欠かせません。地域福祉活動団体やグループが市民へ配布する情報誌・パンフレット等を市の施設等へ設置することについて協力・支援するとともに、新たな設置場所の確保に努めます。また、新たな媒体を活用しての情報発信等の可能性を検討していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

16) 人権意識・福祉意識の向上

地域においてすべての人々が豊かに暮らしていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが大切です。学校教育や生涯学習の取り組みを通じて人権意識・福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動における人と人との「つながり」づくりを通じて、お互いのことを理解し合い、すべての人々を社会の構成員として包み支え合うといったソーシャル・インクルージョンの理念を推進し、真にノーマライゼーションに基づいた共に生きる地域社会がつくられるよう、市民の人権意識・福祉意識の向上を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) 地域で活動する諸団体の活動への支援

現 状 と 課 題

- 地域福祉活動には、まず、おおむね小学校区単位の33の地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動があり、高齢者への「いきいきサロン」「ふれあい昼食会」「配食サービス」、子育て中の親子への「子育てサロン」、そのほか「世代間交流事業」「障害者（児）交流事業」などの活動が展開されています。また、「見守り・声かけ訪問」などの個別援助活動は、地域全体で取り組む課題として、地区福祉委員会、民生委員・児童委員や自治会が協力しながら各地区さまざまな形で取り組まれています。
- 地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員の活動があります。自治会は、最も身近なくらしのエリア（圏域）で、地域コミュニティ形成のための土台となる活動を進めています。高齢クラブ^{*}は、高齢者の親睦、レクリエーションでの仲間づくり、学習会や社会奉仕活動や友愛訪問活動などを展開しています。
- 新しい地域福祉活動団体として、ボランティア・NPOの活動が注目されており、グループ・団体数の増加とともにその活動分野も広がってきています。
- また、認知症高齢者の家族の会や障害のある人の当事者組織、難病者の連絡会などのさまざまな当事者組織もつくられ、それぞれの活動を進めています。
- さまざまな地域福祉課題に対応していくために、地域福祉活動団体同士が相互に連携することによって、総合的なネットワークづくりを強めていく必要があります。

実態調査から…

- 「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「地域で活動している人・グループとの連携・交流が少ない」「専門職などとのつながりが少ない」などの意見もあり、団体間や専門職員との交流が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 社会福祉協議会の仕事、地区福祉委員会のPRを
- 社会福祉協議会だよりを自治会を通じて地区会員に配布してほしい
- 自治会を通して、皆が一緒に参加できる行事をしてほしい
- ボランティア活動への行政支援、わかりやすいボランティア情報をつくってPRを
- 行政側から担当者を決めて地域交流を進んでやってほしい
- 地域のホームページ作成の支援
- 地域の活動団体や自治会、民生委員・児童委員、地域の人、医療・福祉事業者との連携の支援、地域福祉ネットワークの支援をしてほしい

施策の方向

17)社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援

社会福祉協議会が住民の視点から策定した「地域福祉活動計画」が円滑に推進されるよう、積極的な支援を行っていきます。

社会福祉協議会が住民や民間諸団体の行う地域福祉活動推進のかなめとなって地域福祉推進の中核的役割を發揮できるよう、体制整備等、その基盤強化に向けて支援します。あわせて、地域での活動推進の核となっている地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動の推進を支援していきます。また、社会福祉協議会及び地区福祉委員会の役割や活動内容を広く市民に知らせ、地域福祉活動への市民の参加を促していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

18)民生委員・児童委員活動への支援

地域でさまざまな困難を抱えた人、また孤立しがちな人が増えている中、住民の立場に立った地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員の役割はますます重要となってきています。また地区福祉委員会の活動を支える重要な構成メンバーともなって活動されています。民生委員・児童委員が地域福祉の推進・発展にその役割を發揮していけるよう、福祉諸制度に関する情報提供や研修活動の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容を広く市民に知らせていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

19)自治会を中心とした地域活動への支援

地域住民にとって最も身近な地域活動である自治会活動や、高齢クラブ、こども会などの地域住民組織を中心とした活動の活性化への支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				□	□
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援

ボランティア・NPO等が地区福祉委員会等の地域団体と連携し、地域の活動の担い手としてもその役割を發揮できるよう、ボランティア・NPO等の活動内容を広く市民に紹介するなど、必要な支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

21) 当事者組織の活動への支援

社会福祉協議会と連携して、当事者組織の活動を支援していきます。また、当事者組織が、組織内の情報交換や交流活動を行うだけでなく、地区福祉委員会などの活動と連携して、地域住民と交流したり、相談活動などを展開したりできるよう、必要な支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援

すでに組織されているさまざまなネットワークの取り組みを通じて、地域福祉活動団体と保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関や施設・事業所との連携を図ります。また、社会福祉協議会と連携して、施設・事業所が地域福祉活動に対して専門知識を提供したり、経験を交流したりできるよう、支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

23) 地域福祉活動団体間の交流への支援

地区福祉委員会、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア・NPO等の地域福祉活動を行っている関係者が互いに交流し連携を強化して、地域福祉活動がさらに発展していくよう、必要な支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

コラム 5

ボランティア・NPOをご紹介します！

吹田精神保健福祉ボランティアグループ「アムール」は、心の病をお持ちの方の社会参加を願って活動しています。傾聴ボランティアのほか、精神保健福祉ボランティア養成講座も行っています。「こころの風邪ひきさんに寄り添って過ごすことが大切です」ボランティア活動を通して、精神保健福祉の啓発を進めています。



アムール
共に生きる



吹田市民NPOが運営するグループホーム「あい」では、グループホームで暮らす認知症高齢者と地域高齢者のふれあい活動として、「地域ふれあいサロン・ほのぼの」を行っています。昼食を伴うサロンとカフェ・サロンが隔週で開設されます。「浜屋敷」のすてきな和室には、あたたかいごはんのかおりと楽しい笑顔があふれています。

地域にはボランティアグループなどが162団体（平成18年（2006年）3月現在）あります。まずはちょっと、その活動をのぞいて、あなたにあった活動を見つけてみませんか。

コラム 6

当事者組織をいくつかをご紹介します！

☆吹田コスモスの会(認知症家族の会)☆

1990年に、同じ悩みを持つ人々を中心に結成され、隔月で交流会を開催しています。同じ体験をしている者同士、本当に困っていること、心の中でもやっとなしていることを出し合っています。「私だけじゃないんだ」と思えること、それをまず大切に、安心して老いることのできる地域づくりにも参加しています。

電話相談を行っています 06-6339-1210(毎月第1火曜日午前10時~12時)

お問い合わせは 06-6339-1254

☆手をつなぐ親の会☆

1961年に、「どんな重い障害を持っていても、教育を受けることを保障しなければならない」「就学猶予、免除を許さない」との思いを持つ親たちが、知恵と力を出し合い手をつなぎあっていこうと結成されました。生まれ育った愛する吹田で生きがいを持って、生涯を送りたいとの願いで活動を続けています。

お問い合わせは 06-6878-2090(第二さつき障害者作業所内)

☆吹田難病者連絡会☆

1995年に、難病患者や慢性疾患患者、その家族が互いに助け合い励まし合って、闘病意欲を高め、親睦を深め、前向きに生活できる社会をつくるために結成されました。機関紙「波」を年4回以上発行し、交流会の開催や学習会、また難病の啓発活動、地域との交流を行っています。

難病患者生活相談を、第2土曜日(総合福祉会館)、第4月曜日(市役所市民相談課)に午後1時から4時まで行っています

吹田難病者連絡会へのお問い合わせは 06-6383-7603(山田)

(4) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

住民のいのちとくらしを守っていくには、保健・福祉サービスを利用しやすい仕組みが用意されていなければなりません。介護保険制度※や障害者自立支援法※におけるサービス提供に見られるように、サービス利用者である市民が自分に適したサービスを選択する制度への転換が進んでおり、利用者の選択の原則・自己決定の原則が強調されている今日、真に選択権が保障されるような仕組みづくりが問われています。

また、制度の狭間にあってサービス利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービス利用に結びついていない人、サービス利用に拒否的であったり消極的であったりしてサービス利用に結びついていない人たちが、適切にサービスを利用できるように支援していくことも必要です。

①情報提供の充実

現 状 と 課 題

- くらしや福祉に関するさまざまな制度やサービスなどについては、市の広報紙やホームページ、各種パンフレットやリーフレットなどによる広報活動、説明会の開催や出前講座※などによって、市民への周知に努めています。しかしながら、福祉サービスの内容や利用の手続きなどについて、サービスの必要な人に必要な情報が十分に伝わっていない、また、制度やサービスの内容が、特に高齢者や外国人にわかりにくい、といった声を聞きます。
- 介護保険制度や障害者自立支援法におけるサービス提供に見られるように、サービスの利用者が自ら選択し契約によってサービスを受ける制度となってきたため、サービスの利用について十分な情報提供がなされなければなりません。
- 地域へ出向いての講座の開催や市民による学習会等への支援、地域と連携した身近な相談体制づくりなど、積極的に地域に出向いて、福祉サービスを必要としている人に必要な情報がわかりやすい内容で提供される仕組みをつくっていくことが求められています。そのため、事業者や地域福祉活動を進める団体・ボランティア等の協力も得ながら、福祉サービスや地域福祉活動に関する情報の収集に努めることも必要です。

実態調査から…

- 介護保険や社会福祉サービス（行政サービス）を「利用していない理由」として、「利用方法がわからないから」「どのような社会福祉サービスがあるか知らないから」があり、福祉サービスの利用に関する情報の提供が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 保健・福祉に関する勉強会などの情報提供の充実を
- 福祉のいろんな制度をわかりやすく知らせてほしい
- 介護保険制度の説明をしてほしい
- 児童に関する研修会（関わり方など）をしてほしい
- 福祉ガイドを作成してほしい
- 高齢者福祉関連提供パンフレットの作成・配布
- 福祉施設などの情報が各家庭にまで行き渡るよう、活動を記した機関紙等の発行を
- 福祉よろず相談窓口のPR
- 行政の出前講座、地域の福祉団体と共催で、地域住民向け講座を開催してほしい

施 策 の 方 向**24)福祉サービスの利用に関する情報提供の充実**

市の広報紙やホームページ、各種パンフレットやリーフレット等のさまざまな情報媒体を活用し、保健・福祉サービスの利用に関する情報提供の充実に努めるとともに、わかりやすい情報提供となるよう、方法を工夫します。必要な情報に円滑に接することができるよう、インターネット等の情報通信機器の活用についても研究します。また、聴覚や視覚に障害のある人へのコミュニケーション支援の充実にも努めます。

また、講座（出前講座※を含む）や講演会等を開催して、健康づくりや福祉制度、ボランティアに関する情報提供を行うとともに、市民団体・グループが自主的に開催する学習会等への情報提供や職員派遣を行うなどの協力と支援に努めます。

さらに、地域のさまざまな団体や事業者の協力を得ながら、きめ細かな地域情報の収集・整理に努め、その提供を行うとともに、関係機関や地域の関係団体、ボランティア・NPO、事業者などと連携して、地域のネットワークを活かした身近な地域での情報交流・情報発信の方法を検討します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

②身近な総合相談・支援体制の充実

現 状 と 課 題

ア. 相談の増加と内容の多様化・深刻化

高齢者や障害のある人の介護や生活に関する相談、子育ての不安やひとり親家庭の生活の相談、生活困窮の相談等が増えています。また、児童虐待、高齢者虐待、配偶者への暴力やひきこもりといった新たな社会問題についての相談も見られ、相談内容も多様化・深刻化しています。

イ. 相談支援窓口の現状

《地域の相談・支援の拠点施設：地域保健福祉センター》

○本市では、高齢者や障害のある人の在宅での生活を支える地域の拠点施設として、地域保健福祉センターをコミュニティセンターの中に整備しています。現在、JR以南地域を担当する内本町地域保健福祉センターと山田・千里丘地域と五月が丘地区を担当する亥の子谷地域保健福祉センターの2か所が整備されています。

○地域保健福祉センターは、援助の必要な対象者の発見・把握、身近な相談の実施、サービスの提供、健康づくり・介護予防の取り組みの支援、地域福祉活動や介護者家族などの支援、関係機関との連絡・調整などの機能を持ち、高齢者や障害のある人及びその家族への相談・支援を推進する地域の拠点となっています。そして、その中の相談窓口機能としては、介護保険や市の保健福祉サービス（高齢者福祉、障害者福祉、保健事業）に関する相談、サービスの申請受付、福祉サービスの紹介等情報の提供、必要な手続きや関係機関等との連絡・調整などを行っています。

《高齢者等の介護の身近な相談窓口：在宅介護支援センター》

身近な相談窓口として、おおむね中学校区単位に在宅介護支援センターを設置しており（12か所）、介護保険や市の福祉サービスなど介護に関する相談、サービスに関する情報提供、必要な手続きや関係機関等との連絡・調整などを行っています。

《その他の相談窓口》

○障害のある人のための地域生活支援センターでは、障害のある人の相談の受付や専門機関・福祉サービスの紹介、情報提供などを行っています。（6か所）

○地域子育て支援センターとして位置付けられている保育所では、蓄積された保育のノウハウや経験を活かし、子育て相談にも取り組んでいます。（25か所）

○そのほか、市の保健・福祉関係各課、保健センター、総合福祉会館、また、府の機関である保健所、子ども家庭センター[※]等の関係行政機関の相談窓口、さらに、社会福祉協議会の心配ごと相談等の各種相談など、さまざまな相談窓口があります。

○住民による地域の身近な相談窓口としては、民生委員・児童委員の相談活動や地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動を通じての取り組みがあります。

ウ. 地域包括支援センターの整備

改正介護保険法の施行に伴い、新たな介護予防事業の創設とともに、「地域包括支援センター」を設置しました。地域包括支援センターは、①「高齢者やその家族への総合的な相談・支援や権利擁護事業」②要介護状態が軽度の高齢者に対する「介護予防のためのマネジメント」③「介護支援専門員（ケアマネジャー）※への支援や地域福祉のネットワーク形成などの包括的・継続的なマネジメント」などを行う、高齢者の生活を総合的に支援するための地域の中核的機関です。当面、市の6つのブロックを基本に設定した「サービス整備圏域※」を単位として、段階的に設置を進めています。

エ. 身近な所での相談体制の充実

市民からは、近くで気軽に相談にのってくれる所がほしい、との声を聞きます。相談に足を運べない人への対応や相談から適切なサービスにつないでいく仕組みも含めた、身近な所で気軽に相談できる体制の一層の充実が求められています。またそのためにも、今日の相談内容の多様化・深刻化にも対応できるような専門的な相談員の確保や、相談員の専門性を高める研修の充実が求められています。

実態調査から…

- 「安心して暮らせるまちづくりをすすめる上で何とかしなければならないと思っていること」で「行政に取り組んでほしいこと」として、「行政の施策をわかりやすく住民に知らせる」（36.7%）、「くらし・健康や福祉に関する相談窓口を充実する」（25.7%）の比率が高く、わかりやすい情報提供や身近な相談窓口が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 福祉のなんでも相談室が必要
- 総合的な相談窓口の設置と支援・指導制度を確立してほしい
- 福祉相談窓口の専門職員が少ない、福祉の相談ができる人を増やしてほしい
- 福祉について、行政の指導・アドバイスがほしい
- 巡回の相談窓口がほしい
- 困ったことを市へ気軽に相談できる関係づくり
- 高齢者の相談室の設置
- 医療・福祉の相談場所がない

施策の方向

25)保健・福祉の相談・支援体制の充実

ア. 地域保健福祉センター(地域包括支援センターの機能も備えた)の段階的整備

保健・福祉制度利用の入口となる相談・支援機能及び包括的・継続的マネジメントは公正性と中立性が要求され、公共性が高く、それらを担保できる行政機関が担っていくことが基本となり、市の責任で進めていく必要があります。

保健・福祉の地域拠点として、地域包括支援センターの体制を整えた内本町地域保健福祉センター及び亥の子谷地域保健福祉センターの2つのセンターの相談・支援機能及び包括的・継続的マネジメント機能を強化していきます。地域保健福祉センターが未整備の他の4地域については、当面の対応として、平成18年度(2006年度)4月から総合福祉会館及び市役所(高齢福祉課)に地域包括支援センターを設置し、総合福祉会館については千里ニュータウン・万博・阪大地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域の3圏域を担当、市役所(高齢福祉課)については千里山・佐井寺地域を担当しています。

今後の地域保健福祉センター(地域包括支援センターの機能も備えた)の整備については、高齢化等の進行状況を考慮しながら、公共施設の整備計画の中での整備や既存施設の活用などを検討していきます。

イ. 在宅介護支援センター等の身近な相談窓口の充実

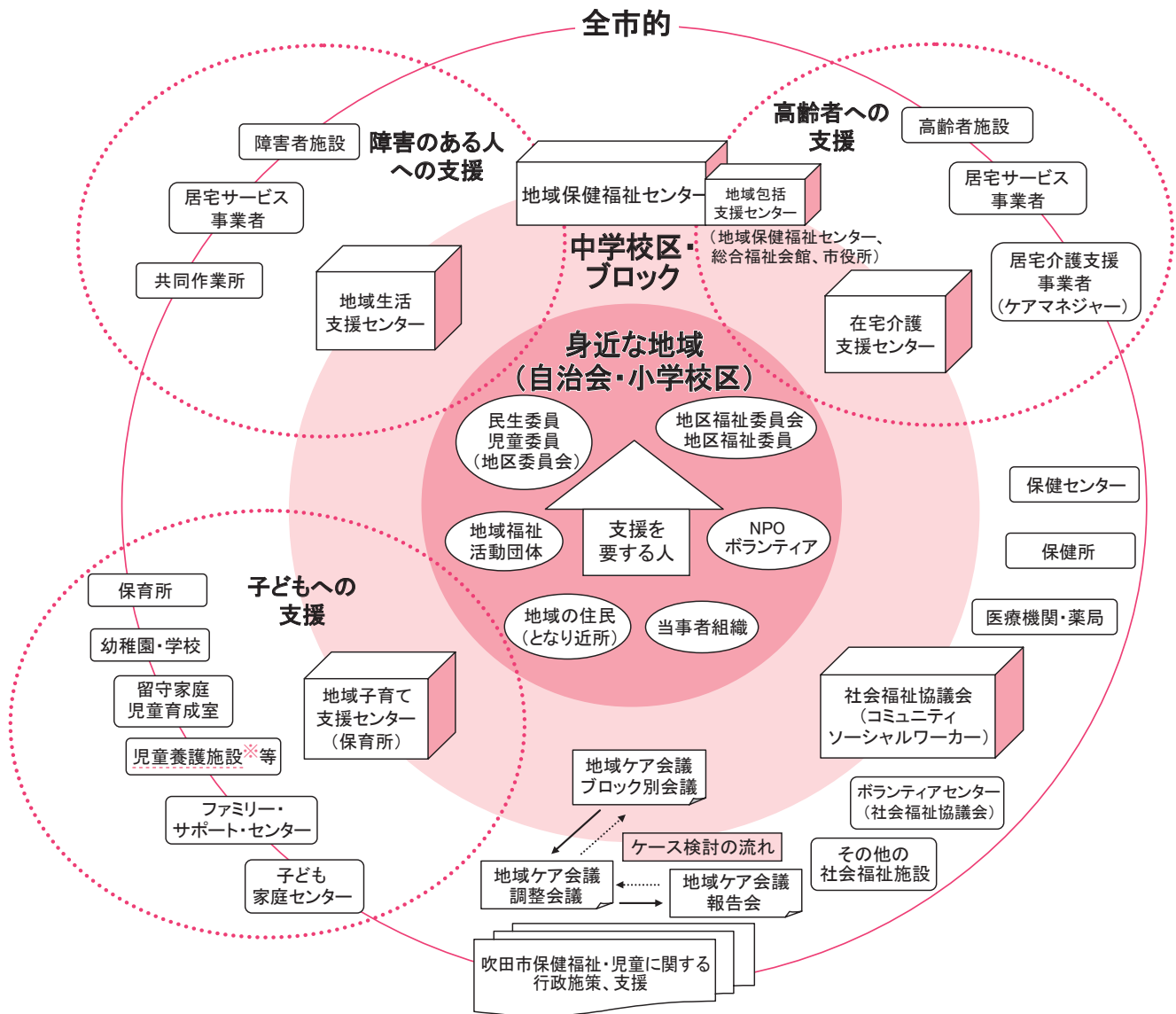
地域の身近な相談窓口として、在宅介護支援センターや障害のある人のための地域生活支援センター、また地域子育て支援センター(保育所)の充実を図ります。

ウ. 相談・支援のネットワークの整備

当面6つの「サービス整備圏域」を単位として整備された地域包括支援センターを核として、在宅介護支援センターや地域生活支援センター、大阪府の子ども家庭センターや保健所、医療機関などの各種相談機関、また居宅介護支援事業所のケアマネジャー、社会福祉施設の相談員や大阪府社会福祉協議会が社会福祉施設に配置した社会貢献支援員^{*}、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、社会福祉協議会ボランティアセンター、さらに地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の行う身近な相談・支援活動との連携を密にし、地域の相談・支援のネットワークの強化を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア		□	□	□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

図Ⅲ-6 相談・支援体制のネットワーク



③福祉サービスの利用支援と権利擁護

現 状 と 課 題

- 近年スタートした介護保険制度や障害者自立支援法におけるサービス提供は、事業者と本人との契約制度であり、認知症や知的障害・精神障害などのために福祉サービスの利用手続きがわからない、あるいはサービスの利用を拒否するなど、利用手続きに支障のある人にとってはなじみにくい制度となっています。市民が安心して適切なサービスを選択し利用できることが大切です。
- 福祉サービスの多くが利用者と事業者との直接契約方式に移行することに伴って、平成12年（2000年）の民法改正により成年後見制度が設けられ、また、これを補完する制度として、利用者本人の権利を擁護するための地域福祉権利擁護事業[※]が社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業として設けられていますが、これらの制度の利用は必ずしも進んでいる状況とはいえません。
- 市民が安心してサービスを利用できるよう、介護保険に関する相談窓口や介護相談員[※]、また福祉サービスに関する大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会[※]」などの苦情解決制度の周知・普及を図ることも必要です。さらに、サービス提供事業者とも連携して、事業者の自己評価や、公正・中立的な立場でサービス利用者からの苦情解決を図る第三者評価などによってサービスの質の確保と向上を図ることが必要です。
- 平成12年（2000年）7月から市の行う福祉・保健サービスに係る市民の苦情を公正・中立的な立場で迅速に処理するための福祉オンブズパーソン[※]（福祉保健サービス苦情調整委員）制度を整備しています。

実態調査から…

- 介護保険や社会福祉サービスを「利用していない理由」として、「行政の世話になりたくない」、「利用方法がわからない」などの回答が多くあり、サービスの利用に結びついていない要支援者への支援が必要です。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 高齢者に介護保険の内容や利用手続きについて、もっとわかりやすくする
- 介護保険制度・支援費制度などの福祉サービスの手続きの簡素化

施策の方向

26)福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実

認知症などがあって利用手続きに支障のある人や、さまざまな理由でサービスの利用に結びついていない人に必要なサービスが適切に提供されるよう、サービス利用について支援を必要としている人に対する相談・支援体制の充実を図っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

27)福祉サービス利用者の権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などがあって福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない人などに対して、福祉サービスの利用の援助や助言を行う、成年後見制度や社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の周知に努めるとともに、これらの制度の利用促進を図り、サービス利用者の権利擁護を推進していきます。また、身寄りがいないなどの理由で成年後見制度の後見等の審判の申立てができない人については、市長が本人に代わって審判の申立てを行うなどの利用支援を行います。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

28)福祉サービスの質の確保

市の福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度の周知・普及に努めます。また、介護保険に関する相談窓口や介護相談員、大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」などの苦情相談の窓口について周知・普及に努めます。

「第三者委員[※]」の設置などをサービス提供事業者に働きかけます。事業者が提供するサービスを民間の第三者機関が公正・中立的な立場で評価し、その結果を市民に公開する「第三者評価制度」については、国、府での検討状況を見ながら、その周知・普及に努めます。これらを通じて、サービス提供事業者と利用者の対等な関係づくりを進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。

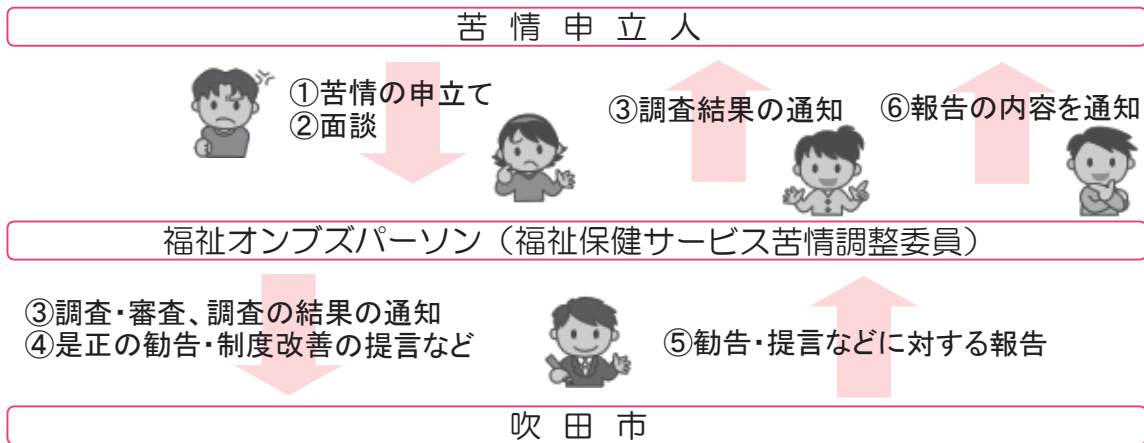
	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	

コラム 7

福祉オンブズパーソンって知ってますか？

「こんな不公平やん」「ぜったい納得でけへん！」など市が行った福祉保健サービスに対する苦情は、福祉オンブズパーソン（弁護士などの苦情調整委員）が公正・中立的な立場で調査し、必要であれば、サービスの内容や制度の改善などを求めます。

苦情処理の流れ



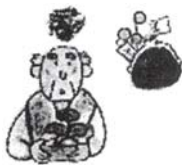
苦情申立ての受付 06-6384-1803（福祉保健部地域福祉室福祉総務課）

イラスト出典：イラスト工房（<http://www.illustration-factory.com/>）

コラム 8

地域福祉権利擁護事業（吹田市社会福祉協議会）

ご存知ですか？ 地域福祉権利擁護事業



福祉サービスを使いたいがどうすればよいかわからない。

計画的にお金を使いたいがいつも迷ってしまう。

通帳など大事な書類の管理に不安がある。



毎日の暮らしの中にはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。吹田市社協では、日常生活の判断に不安のある高齢者・障害者の方が、住みなれた地域で安心して生活できるように、地域福祉権利擁護事業というサービスを行っています。

利用できる方	吹田市在住の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など
サービス内容	①福祉サービスの利用援助（利用の手続き、利用料の支払いなど） ②日常的な金銭管理（預貯金の出し入れ、家賃の支払いなど） ③書類等の預かり（通帳や実印、権利証などの預かり）
利用料	相談は無料。福祉サービスの利用手続き、金銭管理などのサービスを利用する際は所得階層に応じた年会費・利用料がかかります。

このサービスを利用する場合には社会福祉協議会と「契約」を結ぶこととなりますので、ご本人にある程度の判断能力が必要となります。

社協だより第63号（平成17年12月15日）より抜粋

お問い合わせは……

地域福祉権利擁護事業担当
(☎6339-1205)

まで



④総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

現 状 と 課 題

- 住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、支援を必要としている人が適切なサービスを選択し利用できることが必要です。そのためには、相談体制の整備・充実とあわせて、保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域福祉活動諸団体が相互に連携してネットワーク化を図り、身近な相談窓口から適切なサービスの活用へとつないでいくための総合的なケアマネジメント体制の整備が必要です。
- ケアマネジメントは、介護保険制度においては制度化されており、相談受付、アセスメント（生活課題及び社会資源※の把握）、ケアプラン※の作成、ケアプランに基づくサービス利用のためのサービス提供事業者との連絡・調整、ケアプランの実施、サービス提供の管理・運営などの一連の流れの中で、さまざまな専門職、関係機関・事業者等が関わって行われています。支援を必要としている人の個々の生活課題に対応して適切なサービスの活用へとつないでいくだけでなく、福祉サービスの提供に必要な地域の社会資源の充実を図ることも必要となっています。
- 平成18年（2006年）4月から地域包括支援センターを2つの地域保健福祉センター及び総合福祉会館、市役所（高齢福祉課）の4か所に設置し、6つのブロック（サービス整備圏域）単位に高齢者の生活を地域で支えるための地域支援事業を展開しています。
- 保健・福祉サービスや地域ケアの総合調整を通して関係機関相互の連携を図り、支援を必要としている人を中心としたネットワークをつくること、同時にさまざまな関係機関・関係団体等のネットワークの形成を図ることを目的として、「地域ケア会議」を設置しています。地域ケア会議では、6つのブロックごとでのブロック別ケア会議（2か月に1回程度開催）、総合調整機能を持つ地域ケア会議調整会議（随時開催）、全体での地域ケア会議報告会（年1回開催）を開催しています。
- 障害のある人の福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なニーズに対応して、必要なサービスに適切に結びつけるとともに、地域のさまざまな社会資源を活用して、地域生活を総合的に支援していくためのケアマネジメント体制の整備・充実が求められています。
- 子どもの分野では、被虐待児童やひきこもり児童などの支援を必要としている子どもや家庭の援助に向けて、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関や関係団体で組織された児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）が結成されています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 地域ケア会議を強化してほしい

施策の方向

29)総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

市民から寄せられる生活上の課題の解決に向けて、地域レベルでの保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域福祉活動団体等の連携を密にしてネットワークづくりを進め、相談の受付からサービスの利用調整、適切なサービス提供や地域での支援につなぐ、総合的・継続的なケアマネジメント体制の整備をめざします。

ア. 地域保健福祉センター等の機能充実と地域ケア体制の整備

地域ケアに関わる包括的・継続的ケアマネジメントの拠点として、2つの地域保健福祉センターにおいて、高齢者や障害のある人及びその家族に対して、介護予防、在宅介護、地域生活支援などに関する総合相談を行うとともに、サービスの総合調整、地域のケアマネジャーや事業所等への指導・助言を行い、さらに、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーとも連携しながら関係機関・団体・事業者等のネットワークづくりを進めるなど、地域ケア体制の整備を図ります。あわせて、介護予防の総合的なケアマネジメントの拠点として、地域（圏域）の特性に応じた介護予防の仕組みづくりを進めます。

地域保健福祉センターの未整備の他の4つの地域（圏域）については、整備までの間、総合福祉会館及び市役所（高齢福祉課）に設置した地域包括支援センターにおいて、それぞれの担当地域（圏域）の高齢者の地域ケアに関わる拠点としての役割を担います。

イ. 「地域ケア会議」の充実

6つのサービス整備圏域を単位として設置された「地域ケア会議」の充実に努め、高齢者や障害のある人の保健・福祉サービスの総合調整を行うとともに、居宅介護支援事業者等の指導・支援等を進め福祉サービスの質の向上を図ります。

ウ. 障害のある人に対するケアマネジメント体制の整備

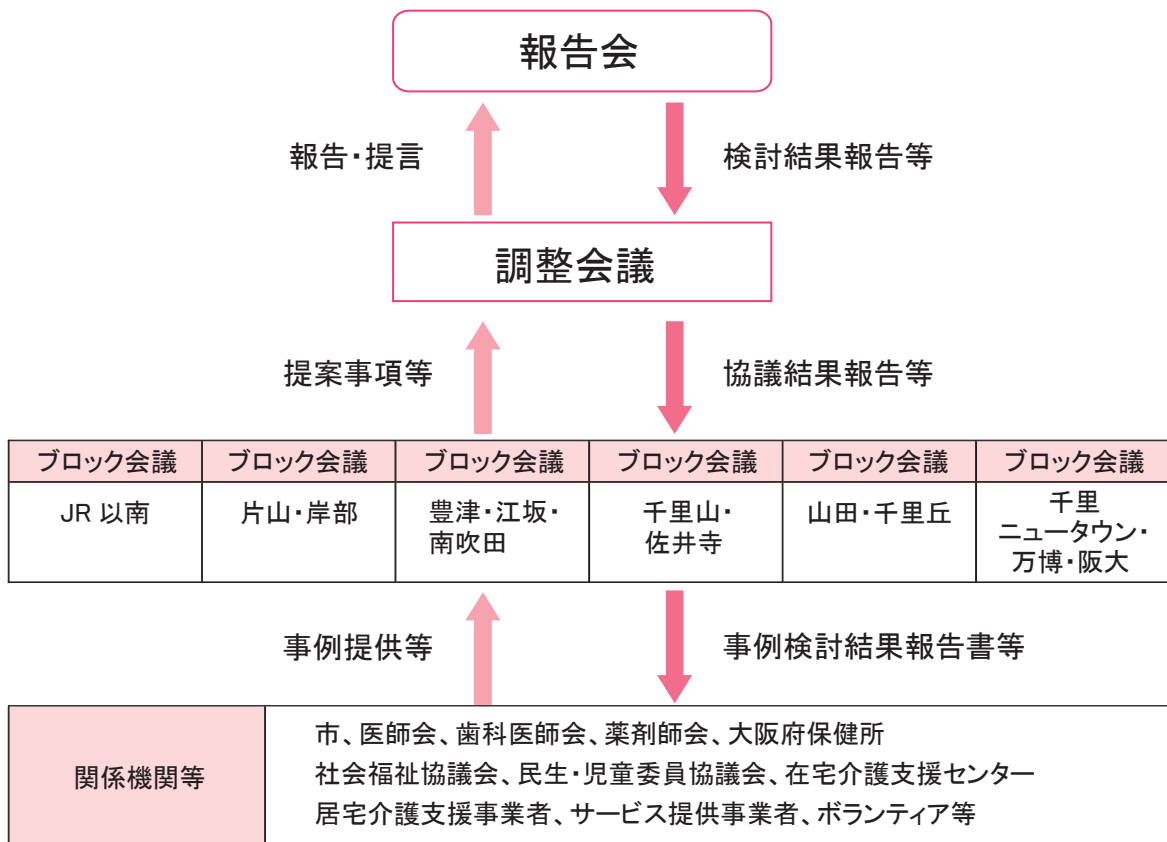
障害のある人の生活のニーズをくみ取り、サービス利用の調整をして適切なサービスに結びつけるために、障害者生活支援センター等へのケアマネジャーの配置を促進するなど、障害のある人に対するケアマネジメント体制の整備に努めます。

エ. 子どもの分野の取り組み

子どもの分野においても、被虐待児童やひきこもり児童などの支援を必要としている子どもとその家庭の援助に向けて、関係機関・団体で児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）が組織されており、総合的なケアマネジメント体制づくりの一環としてその活動の充実を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア		□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

図Ⅲ－7 地域ケア会議



ブロック別ケア会議の役割

事例検討、情報の提供・交換等を通じて

- ① 保健・医療・福祉サービスの総合調整
- ② 居宅介護支援事業者等の指導・支援
- ③ 解決困難な事項についての調整会議への提案 等を行う

(5) 保健・医療、社会福祉制度の充実

くらしの問題を解決していくには、保健・医療、社会福祉制度を、行政の責務において充実していくことが必要となります。

①健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

現状と課題

- 急速な高齢化の進行とともに、食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しています。それに伴い要介護者も増えています。高齢期を健やかで心豊かに過ごせるよう、子どもから高齢者まで市民すべての健康の保持・増進に向けた健康づくりを推進し、疾病予防・介護予防の充実を図っていくことが必要です。
- 吹田市健康づくり推進事業団や市民と連携して、健康づくりの取り組みを進めるとともに、健康相談や健康教室、出前講座、地域と連携した機能訓練、訪問指導等により疾病予防・介護予防の事業を積極的に展開しています。
- 今日の状況やこれまでの取り組みを踏まえ、病気の発生予防である「一次予防」を重視した計画「健康すいた21」を平成17年度（2005年度）に策定しました。
- 近年の小児科医確保の困難な中、平成16年（2004年）4月に、箕面市に小児救急の広域的施設「豊能広域こども急病センター」が整備されました。
- 市民の身近な医療の相談相手として、かかりつけ医の定着が求められています。また、地域医療連携体制の整備、医療機関と保健、福祉との連携などが大切です。

実態調査から...

- 生計中心者の健康状態について、「どこも悪くない」が13.7%にとどまっており、8割強の人が健康状態が良くないといった状況です。
- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」のうち、「制度や施設、サービスに関わること」では、「救急・休日・夜間の医療体制が不十分」が19.5%、「いつでも診てくれる医療機関が少ない」が16.8%でした。かかりつけ医の定着や休日・夜間の救急医療体制の整備が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から...

- 健康について気軽に相談できる施設がほしい
- 小児の夜間、緊急診療をする医療機関を増やしてほしい
- 病院の入院期間が短く、アフターケアを整えてほしい
- 医療機関マップをつくってほしい
- 医療・保健・福祉の関係者の会議を開催してほしい

施策の方向

30)健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進

「健康すいた21」で示された指標をもとに、健康づくり事業を推進していきます。また、健康診査や健康教育など壮年期からの保健サービスの充実を図り、生活習慣病等の疾病予防や閉じこもり予防など、介護予防事業を進めます。

健康づくり・介護予防事業を地域福祉活動の一つの取り組みとして位置づけ、6つの地域包括支援センターに配置された保健師等の専門職員により、健康や介護予防に関する健康教育（出前講座含む）、生活習慣病予防や介護予防等のための健康相談、地区福祉委員会等と連携しながらの身近な地域での機能訓練事業[※]、訪問指導などを推進していきます。あわせて、介護に携わる家族の心身の健康保持・増進を支援していく観点から、介護家族を対象とした健康教育・健康相談・訪問指導も行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

31)地域医療体制の整備

いのちを守り、地域でのくらしを支えるには医療体制の整備が欠かせません。小児科医確保の困難な中、府や隣接各市、関係医療機関との相互協力で開設された「豊能広域こども急病センター」での対応を行うとともに、引き続き本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備に努めます。また、病院や診療所の相互の連携を強め地域医療連携体制の整備を図ります。さらに、関係機関と連携して、かかりつけ医の定着を図るとともに、地域の医療・保健・福祉のネットワークづくりを推進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

②子ども・子育てを支援する基盤の充実

現 状 と 課 題

- 家庭や地域の育児力が弱まり、子育ての負担感や不安感が増している中、孤立した子育てをなくし、地域の仲間と共に楽しく子育てできる環境づくりが必要です。地域子育て支援センターとして位置づけられている公立18か所と私立7か所の保育所を中心に、子育て相談・育児教室、子育てサークルの育成支援や子育て情報の提供など、総合的な子育て支援を展開しています。平成17年度（2005年度）からは、地域における子育て支援のネットワークとして、「地域子育て支援関係機関連絡会」の活動も始まっています。子育て・子育てに関する身近な地域での相談支援体制の整備や情報提供の充実を図ることが求められています。
- 子育てを支え合う市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の拡充や、緊急時などの一時保育の充実が求められています。
- 緊急課題となっている児童虐待への対応は、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）を中心として取り組んできていますが、相談体制の充実や未然防止の取り組みの強化が求められています。また、障害のある子どもへの支援やひとり親家庭への支援などが必要となっています。
- 保育所や留守家庭児童育成室[※]は、仕事と子育ての両立を支える施設として重要な役割を果たしています。保育所の整備等による待機児対策により、待機児童は解消方向にあります。働き方の多様化の中で、保育所での休日保育、病後児保育等の拡充や、留守家庭児童育成室の保育時間の延長等の充実が求められています。

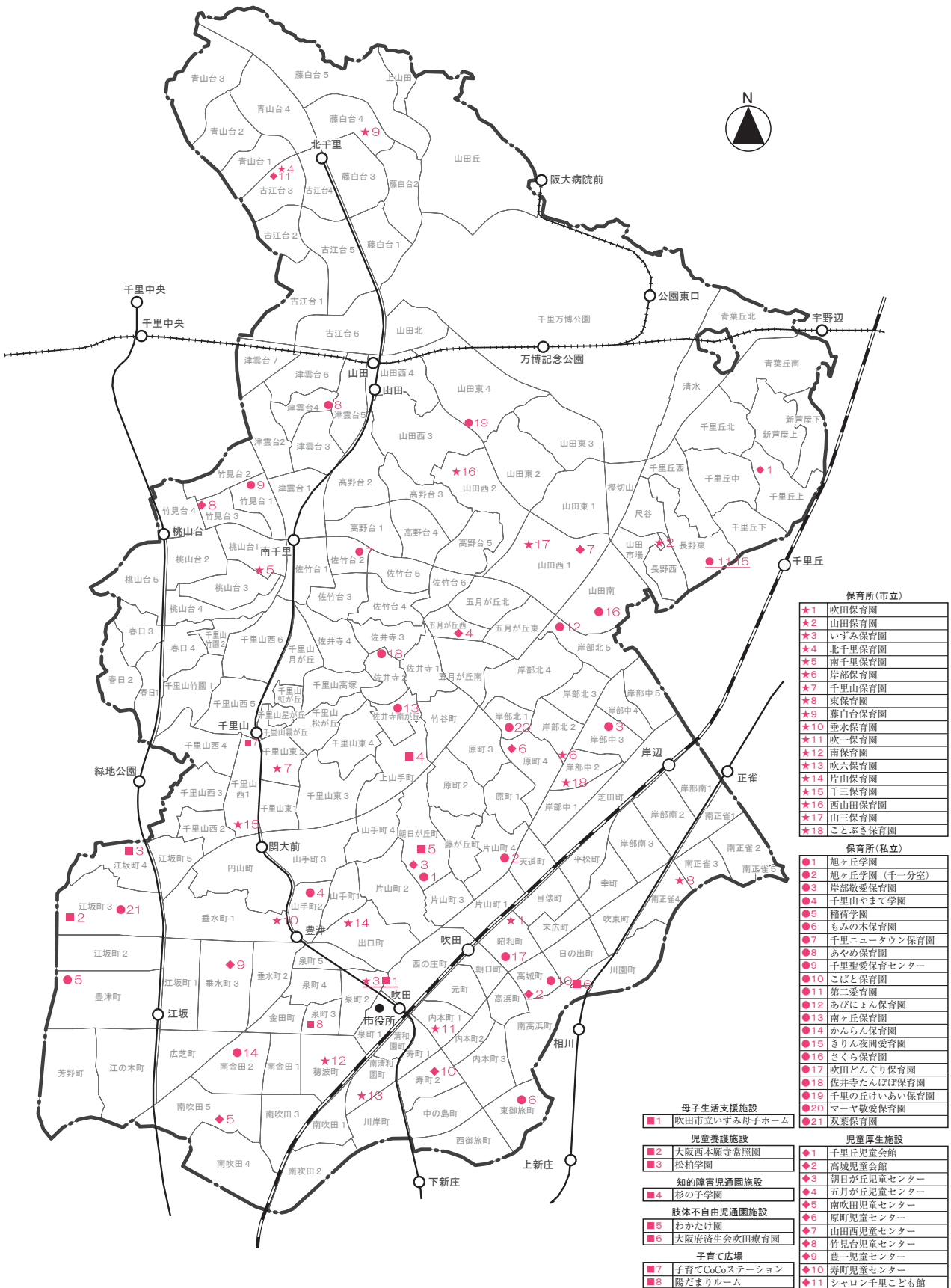
実態調査から…

- 0歳から1歳の子どもがいる世帯では、「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「子育ての不安をかかえている世帯のこと」と答えた人の比率は、46.2%と高くなっています。中学生以下の子どもが「いる」世帯では、「児童に対する虐待」と答えた人は20.4%となっています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 子育てボランティアを増やす。困った時、身近に声を聞いてもらえる人を増やす
- 母子世帯や子育て不安を抱える世帯、若い世帯への子育て支援をしてほしい
- 子育てボランティアの養成、子育てに関する研修会・子育て教室を開催してほしい
- 児童センターの設置をしてほしい
- 障害児の学童保育を小学校6年生までにしてほしい
- 子育てのネットワーク（保育所、幼稚園、学童、児童館、子育てサロンなど）を

図Ⅲ-8 児童福祉施設等一覧(平成18年(2006年)1月末現在)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

施策の方向

32) 地域における子育て支援の充実

子育て・子育てに関する身近な地域での相談支援体制の整備や情報の提供の充実を図るとともに、地域の子育て支援の拠点としてその役割を一層発揮できるよう、地域子育て支援センターの事業の充実を図ります。

また、子育てサークルの活動場所や子育てに関する情報の提供など子育てサークルの育成・支援を進めるとともに、子育て中の親子が気軽に集い、子育て支援を受けられる「子育て広場」をNPOなど市民との協働で整備するなど、地域における子育て支援の活動を一層充実していきます。さらに、ファミリー・サポート・センター事業の拡充や緊急時等に子どもを安心して預けることのできる保育所での一時保育の充実を図ります。

児童会館・児童センターの事業の充実を図るとともに、整備されていない北千里や千里山地域の整備に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	○

33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進

身近な地域で関係機関や地域団体が連携し、子育てに関する問題や取り組みについての学習や交流を積み重ね、情報を共有しながら協働して「子育てを支援し合えるまちづくり」を進めます。そのため、地域子育て支援センターである保育所を中心として、幼稚園、保健センター、児童会館・児童センターなどの関係機関、さらに民生委員・児童委員や地区福祉委員など地域の担い手も含めて構成された「地域子育て支援関係機関連絡会」の活動を充実していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア			□		
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

子育てが特に困難な状況にある家庭への支援体制の整備を図ります。また、児童虐待の未然防止や被虐待児童・ひきこもり児童に対する支援に向けて、子ども家庭センターと連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。あわせて、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の活動の充実を図り、福祉、教育、保健、医療、警察等の関係機関が、民生委員・児童委員やボランティア・NPO等の関係団体と連携した地域の見守り体制を整備します。

障害のある子どもへの支援については、本市の療育※システムに基づいて、乳幼児健診等の実施により、早期発見と適切な事後指導に努め、子どもの障害に応じた療育と保護者への相談支援について、子どものライフステージに沿って療育施設や保育所、幼稚園、学校などで継続して行うとともに、関係機関との連携を図り、療育システムの充実に努めます。また、市立杉の子学園（知的障害児通園施設）の建替えに伴い、これまでの通園療育に加え、地域に暮らす児童、保護者、家族に対して総合的な支援を行う地域療育支援機能を併せ持つ（仮称）療育センターとして整備します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

35) 働くこと・育てることの両立への支援

仕事と子育ての両立を支える保育所の入所待機児童は解消方向にありますが、今後の保育需要の推移や待機児童の発生状況を見ながら、必要に応じて保育所の整備に努め、対策を行います。休日保育や、子どもの病気やけがの回復期に保育や看護を行う病後児保育についても、さらに整備をめざします。また、子どもが病気やけがのときにも保育や看護を行う病児保育の整備に向けて検討します。

子どもたちが豊かな放課後を過ごせ、保護者が安心して過ごせるよう、留守家庭児童育成室の保育時間の延長に向けて検討します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

③障害のある人と共に生きる社会の実現

現 状 と 課 題

- 障害のある人も、ない人も、すべて一人の人間として、お互いに尊重し合うことが大切です。障害の種別や程度にかかわらず、住み慣れた地域で、一人の地域住民として安心して生活が送れるようにしていくことが求められています。地域社会から必要な支援を得ながら、一人ひとりのニーズに合ったくらしを生き生きと送り、社会活動に参加しながら自己実現を図っていけるよう、環境を整えていくことが大切です。
- また、障害の状態や年齢によって、支援の必要性や支援の内容は大きく異なるため、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、保健・医療、福祉等の適切な諸サービスが受けられるよう、きめ細かな支援を行っていく必要があります。
- 精神疾患への誤解や偏見（こころのバリア）は、依然として解消されていない現実があります。精神障害についての正しい理解と認識が深まるよう、市民の意識啓発を推進し、共に地域で暮らしていけるよう、支援していく必要があります。
- 一方、障害のある人の福祉サービスや活動についての市民の関心はまだ十分とはいえない状況です。障害や障害のある人に対する、市民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進めるとともに、地域における交流活動を支援し、障害のある人が地域活動に気軽に参加し、共に活動できるための環境づくりが必要です。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」で、「福祉の課題」としては「ひとり暮らしの高齢者のこと」が43.1%なのに対して、「障害児・者がいる世帯のこと」は10.9%でした。障害児・者がいる世帯への関心がまだまだ低い実態がうかがわれます。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- ひとり暮らしの障害者への緊急時の対応
- 重度障害者施設・施策を強化してほしい
- 精神科に入院・通院だけでなく、訪問看護・往診等在宅ケアを望む
- 障害者が気軽に集える場所がほしい
- 社会福祉協議会一福祉委員で障害児・者とその家族を中心としたサロンの開催
- 身体に障害のある子を持つ親に支援を
- 障害者を地域で手助けしたいとき対象者がわからない。把握方法を検討してほしい
- 障害者が地域で活動することを支援するヘルパーを増やしてほしい
- 障害者と地域住民とのコミュニケーションの仲立ちをしてほしい
- 障害者への理解を深める講習会や啓発活動を積極的に実施してほしい

施策の方向

36) 障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進

障害や障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人もお互いに尊重し合い、共に生き、交流をし、支え合うことができる地域社会をめざします。

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害や障害のある人への正しい理解と認識を促進するための啓発を進めます。あわせて、地域のさまざまな団体や小・中学校等との協力、連携のもとに、障害のある人と地域住民や児童・生徒との交流の機会を増やしていくための交流活動等を支援していきます。

また、障害のある人の雇用や就労に関する民間事業者や市民の関心をより一層深めるため、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

さらに、障害のある人が、自分自身の地域でのくらしに対して積極的に意見を言うことができ、地域の一員として主体的に社会活動に参加・参画していけるための環境づくりを進めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

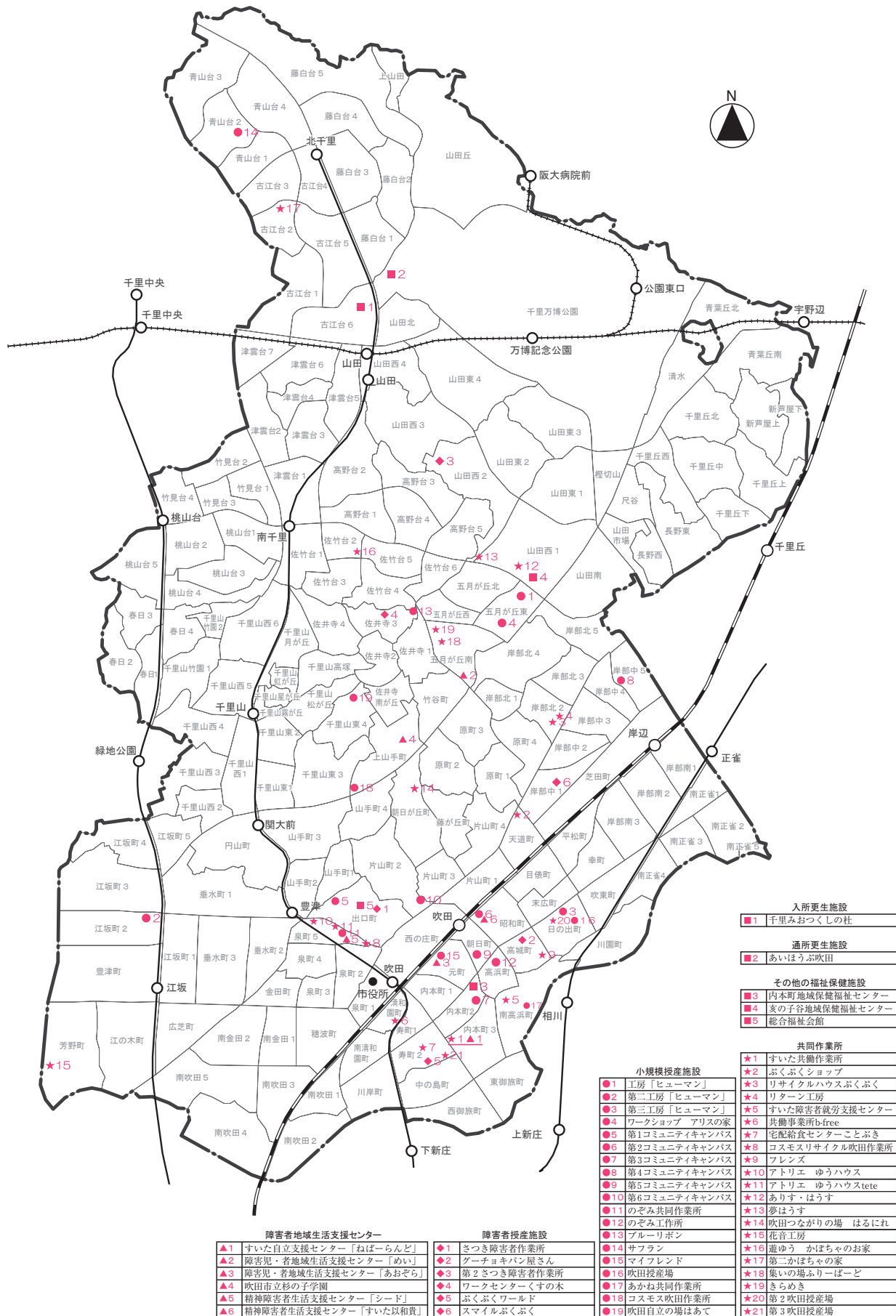
37) 障害のある人を支える福祉サービス等の充実

障害のある人が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ホームヘルプサービス※やガイドヘルプサービス※、ショートステイ※、デイサービス※、グループホーム※などの在宅生活・地域生活を支えるサービス基盤の整備について、それぞれの整備状況を勘案しながら、必要なサービスの整備・充実に努めます。また、企業に雇用されることが困難な障害のある人の訓練や活動の場となり、生きがいや社会参加の場ともなっている授産施設※や共同作業所※などの通所型施設についても、必要な整備と運営助成に努めます。

また、市民の自主的・自発的なボランティアの参加及び養成を図るとともに、交流活動等を通じて障害のある人と地域との関わりを進めることにより、共に助け合う環境を整備し、身近な地域での継続的な支援の基盤づくりに努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

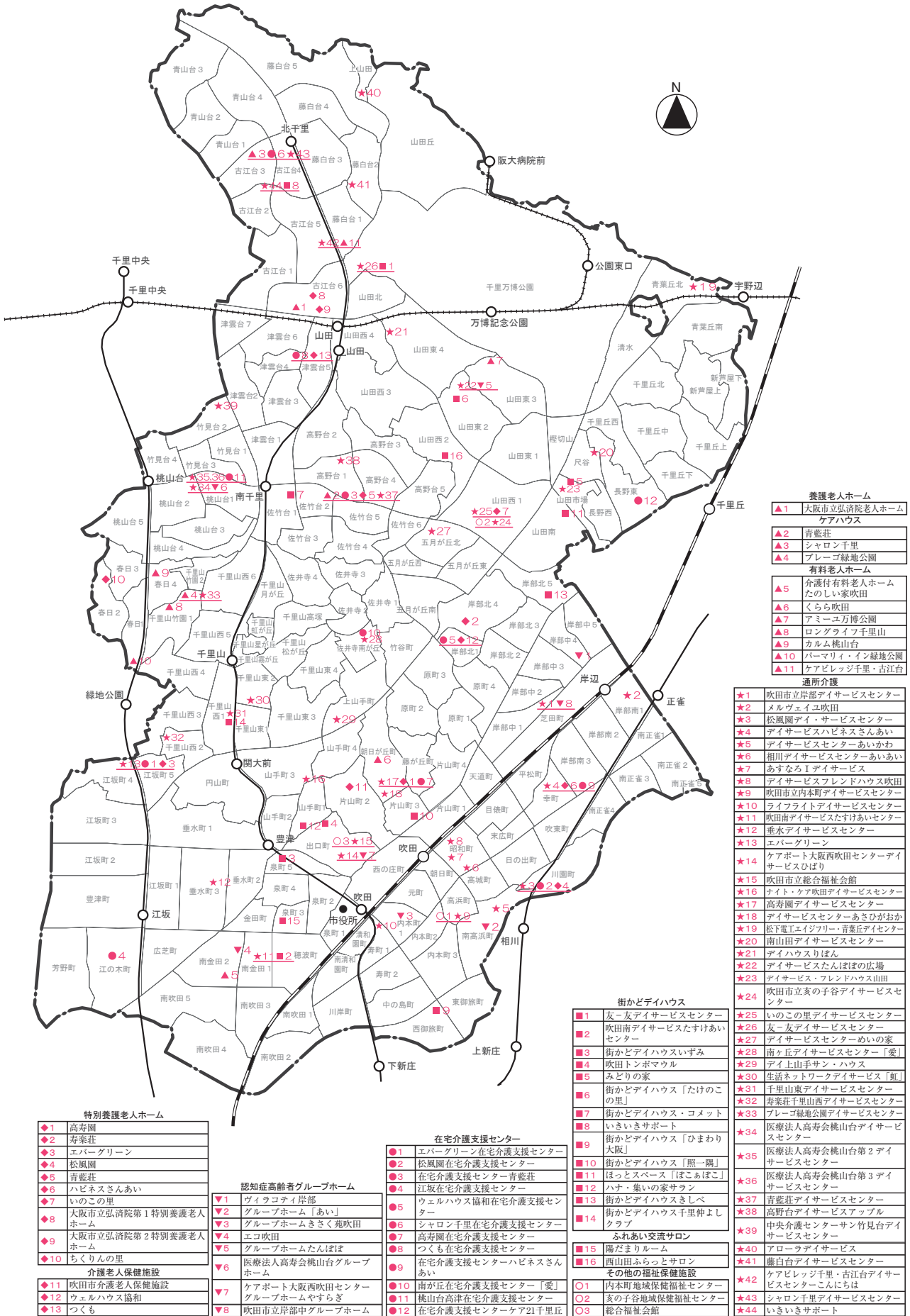
図Ⅲ-9 障害のある人の施設一覧(平成18年(2006年)1月末現在)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。



図Ⅲ-10 高齢者福祉施設一覽(平成18年(2006年)1月末現在)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

④高齢者が生き生きと地域で暮らしていくためのサービスの充実

現状と課題

- 本市の65歳以上人口の割合である高齢化率は急速に高まっており、16.36%（平成17年（2005年）9月現在）に達しています。高齢者のいる世帯やひとり暮らし世帯の数も増加してきています。今後、認知症高齢者の数も増えてくると見られています。
- 高齢期を迎えても住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らしていくためには、地域生活を支える居宅サービス・通所施設・入所施設等の各種施策が必要です。要介護状態となることを予防するための介護予防サービスの充実が求められています。また、地域で安心して暮らしていくためには、地域密着型のさまざまなサービスの提供が必要です。緊急時に利用できるショートステイサービス、認知症対応型のサービスや夜間対応型のサービスなどの確保も欠かせません。
- 保健・福祉サービスを提供する施設が身近にない地域もあり、地域の実情を踏まえた整備が求められています。
- 高齢者の相互交流と社会参加を進め、生きがいを高めるため、高齢クラブ連合会と連携して各種の「いきがい教室」、寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者を対象とした訪問事業（高齢者友愛訪問※）などを行っています。また、高齢クラブの行う講習会、研修会、福祉バスでのレクリエーション活動、社会奉仕活動などへの活動助成を行っています。高齢者の交流施設として、高齢者いきいの間※を市内35か所、高齢者いきいの家※を1か所設置しています。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」のうち、「制度や施設、サービスに関わること」では、「特別養護老人ホームが少ない」が14.4%、「高齢者ショートステイの施設が少ない」が9.3%、「高齢者グループホームが少ない」が6.6%、「高齢者デイサービスセンターが少ない」が6.0%でした。施設・サービスの整備と充実が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 地域保健福祉センターの保健師が訪問等を行ってほしい
- 高齢者施設、介護保険施設を増やしてほしい
- 高齢者医療付き老人ホームの拡大
- 高齢者のひきこもりに対応できる専門家の体制を
- 緊急時のショートステイやヘルパーの利用ができるシステムをつくる
- ショートステイの確保を真剣に取り組んでほしい

＜施策の方向＞

38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備

介護予防事業の充実を図るとともに、介護を必要とする状態になっても、必要な時に適切なサービスが受けられ、住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービス※の整備を図ります。6ブロックのサービス整備圏域ごとの既存施設や居宅サービスの整備状況等を勘案しながら、施設や居宅サービス等の基盤整備に努めます。

また、介護保険事業と整合を図りながら、高齢者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。介護保険で非該当（自立）と認定された高齢者等の介護予防、生活支援を図るため、街かどデイハウス※を運営するNPOに対する助成を継続して行います。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

高齢者が自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、府立老人総合センター、総合福祉会館、シルバーワークプラザ※等での高齢者の「いきがい教室」の充実を図るとともに、地区公民館等での生涯学習の取り組みと連携して、学習機会の充実を図ります。また、高齢者が自らの経験と知識を地域福祉活動や地域のまちづくりに活かすことができるよう、高齢者の社会参加を促進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□			□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

⑤新しい課題を抱える人たちへの地域と連携した支援

現 状 と 課 題

- ひとり暮らし高齢者の孤独死の防止は、地域の重要課題となっています。高齢者への虐待や配偶者への暴力の防止、発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・広汎性発達障害等）のある人への支援などが新たな社会的課題となっています。
- また、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在し、地域社会との摩擦が生じる場合がある中で、人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な支援施策を講じる必要があります。平成15年（2003年）7月に結成された大阪府下の広域組織「ホームレス自立支援推進協議会※」に本市も加盟し、その豊能・三島ブロック分科会の広域的な自立支援事業として、総合相談事業を実施しています。
- こういった課題に対して、国においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年（2001年）10月施行）、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年（2002年）8月施行）、発達障害者支援法（平成17年（2005年）4月施行）、高齢者虐待防止法（平成18年（2006年）4月施行）など、法律による制度の整備が進められています。
- 現在の公的な制度では解決できない不安や孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えている人々の発見と、それらの人々に対する相談・支援も必要となってきています。
- これらの問題は、問題が見えにくく把握を困難にしています。また、課題を抱える当事者と地域社会との摩擦が生じたりすることもあります。そのため、社会全体で包み支え合うソーシャル・インクルージョンの視点に立って支援の取り組みを進めることが大切です。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならぬと思っていること」で、「福祉の課題」としては「ひとり暮らしの高齢者のこと」が43.1%で最も高い率でした。
- また、同じ問の中で、「高齢者に対する虐待」や「女性に対する暴力」に回答した人の数は少数でしたが、地域の課題としてあがってきています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）等、学校側に理解を深めてほしい
- こころの病についての知識を広く知ってほしい
- 不登校児童など青少年を対象とする憩いの場所を設置してほしい
- 高齢者のひきこもりに対応できる専門家の体制を
- ホームレスが公園で夜間寝泊りしている。公園のホームレスへの対応を

施策の方向

40)新しい課題を抱える人たちへの支援

高齢者への虐待には介護負担がその背景となっている場合が多いといわれます。地域包括支援センターなどにおいて、介護に悩む家族が気軽に相談できる体制の整備を図るとともに、虐待の未然防止や早期発見につながる地域と連携した見守り機能の強化や虐待を受けた高齢者のケアに努めます。また、配偶者への暴力の未然防止や被害者の保護・支援のため、教育や意識啓発、相談体制の充実を図るとともに、被害者の生活自立への支援を進めます。

発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・広汎性発達障害等）のある人に対しては、当事者グループや関係機関等と連携して支援を図っていきます。

広域的な連携による自立支援事業として総合相談事業を進め、ホームレスの実態把握とあわせたアウトリーチ[※]の相談の実施と福祉施策の適用などの支援を行っていきます。さらに、国や大阪府、関係機関をはじめ、ホームレスとなっている人の支援に関わるボランティア・NPOと連携、協力し自立の支援を図っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			○

41)セーフティネット※の構築

ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢者夫婦のみの世帯、ひとり親世帯、障害のある人の世帯、生活保護世帯などの生活困窮世帯、外国人など孤立しがちな世帯を孤立させない取り組みが求められており、これらの世帯の状況把握に努めるとともに、市民、関係機関等と連携して、問題の早期発見と、個々の状況に応じた具体的な支援の方法を検討していきます。

ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢者夫婦のみの世帯に対しては、地域包括支援センターによる高齢者の実態把握事業や、配食サービスによる安否確認、地域の「見守り・声かけ訪問」活動や閉じこもりにならないための昼食会・サロン等の活動と連携した取り組みを行います。これらを通じて高齢者の孤独死の未然防止にも努めます。

不登校やひきこもりとなっている人々の問題に対しては、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の中で、地域住民の理解と協力を進めながら、実態把握や予防及び支援の方法について検討していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

コラム 9

高齢者見守り・支援マニュアル

吹田市民生・児童委員協議会では、平成17年（2005年）6月に「高齢者見守り・支援マニュアル」をつくりました。事例検討研修会等で、「独居高齢者の孤独死」が特徴的な事例として報告され、「高齢者見守りマニュアルの作成を」との声が多くあがったことがきっかけです。

「日頃から高齢者を見守るためのマニュアル」では、日常的に生活状況を把握する方法や、訪問しても面接にに応じていただけない場合の対応などを、民生委員全員に行ったアンケートの中から「工夫していること」を拾い出し、項目別に整理しました。

また、「異変を感じたときの行動マニュアル」では、異変を感じた時の連絡方法や緊急立ち入りなどについて整理しました。平常時からこのマニュアルを読んで対応を考えるとともに、異変を感じたときに対応できるようなフローチャートを作成し、電話の前などに貼っておけるようにしました。

「マニュアルは全民生委員の強い味方である」との声もあり、マニュアルを片手に孤独死ゼロに向けて見守り・支援活動を強化しています。孤独死が起これないように、民生委員や地域住民と、行政とが連携して見守っていく必要があります。



⑥安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実

現 状 と 課 題

- 経済的な理由により必要な医療や福祉サービスの利用が困難となったり、幼稚園への就園や高等学校等での修学など教育の機会を得ることが阻害されたりしないよう、助成金等の支給、保険料や負担金等の減免措置など、経済的な支援策を行っています。
- 子どもを育てる家庭が安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費の助成制度やひとり親家庭医療費助成制度など、医療費の公費負担制度を実施しています。乳幼児医療費の助成制度においては、平成16年（2004年）11月から対象を就学前児童まで引き上げるなどの改善を行いました。
- 低所得者が介護保険サービスを安心して受けられるよう、居宅サービスや福祉用具購入・住宅改修などに対する利用料の一部助成、本市の行う通所サービスに係る利用者食費の一部助成などを行っています。また、低所得者への介護保険料軽減措置を行っています。
- 経済的な理由により就園や就学が困難な人を対象に、公立幼稚園就園における保護者の保育料負担の減免措置や、高等学校等での修学に係る奨学金の支給を行っています。また、私立幼稚園児の保護者に対して、国の就園奨励費補助金に加えて市独自に保護者補助金（全員対象）を支給しています。

実態調査から…

- 「くらしや医療の困りごと」として、生活費に関することや病気及び医療費負担に関することの比率が上位を占めています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 少子化対策として出産費用の補助を
- 児童手当の増額を
- 医療費助成をしてほしい
- 障害者の医療費の補助がなくなったので、元に戻してほしい
- 介護保険料・利用料の見直し
- 所得の少ない高齢者に支援を
- 生活保護世帯が自立できるよう支援してほしい
- 生活保護をもう少し簡単に受けられるようにしてほしい
- 生活に困っている人をどのように助けるかの手段を提供してほしい

施策の方向

42) サービス利用のための低所得者対策の充実

安心して医療を受けられ、必要な福祉サービスを利用することができ、就園や就学など教育を受ける機会を得ることができるよう、市民税非課税世帯などの経済的に困難な人や家庭に対する、医療費の助成や福祉サービス利用料などの負担軽減助成金の支給、保険料や負担金等の減免措置など、経済的支援に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			

(6) 関連施策の充実

くらしの問題は、保健・医療、社会福祉制度のみでは解決できません。労働問題対策、住宅、生活環境施設といった関連施策の充実を図り、総合的・体系的に生活保障をしていく必要があります。

①働く場所と働きやすい環境づくり

現 状 と 課 題

○障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者等で、働く意欲を持ちながら、阻害要因のため雇用・就労に際して困難な課題、問題を抱えており、雇用・就労に結びつかない人々の雇用・就労を支援することが求められています。

○平成15年(2003年)3月、雇用・就労に結びつかない就職困難者等を対象に「吹田市地域就労支援計画」を策定しました。

実態調査から…

- 「くらしや医療の困りごと」としては、「収入が不足」が20.4%、「自由な時間や休日が少ない」が9.4%、「労働時間が長い」が8.9%、「失業や事業の不振」が4.4%、「就職が困難」が4.2%ありました。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 若い人の働く場所をつくってほしい
- 障害者の働く場所がない
- 障害者の雇用を促進してほしい

施策の方向

43) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援

暮らしの基盤を安定させるには、仕事の確保が欠かせません。ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関と連携を図り、雇用・就労の支援を行います。特に、障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などの就労を支援するため、求人・求職情報など、雇用・就労に関する情報の提供や相談の充実を図ります。また、講座や研修の開催など雇用につながる能力開発に努めるとともに、企業・事業所に対して、職場体験や職業訓練の場・機会の提供を求めています。

さらに、障害のある人が、身近な地域において就労し、生きがいが高められるよう、授産施設や共同作業所等の福祉的就労[※]の場の充実を図ります。高齢者においては、働く場であり、生きがいづくりの場でもある就業を支援するため、シルバー人材センター[※]の事業の充実に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

44) 休日・休暇の拡充の促進

保育、教育、介護など、家庭をめぐるさまざまな問題の背後には、生活時間が十分に確保できないといった長時間労働をはじめとした労働問題があります。ボランティア活動や地域福祉活動を行っていく上でも、生活時間の確保が欠かせません。労働時間の短縮、年次有給休暇の取得、育児休業や看護休暇・介護休業の普及と取得推進を事業所や関係機関に対して働きかけていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

②安心・安全な住まいの整備

現 状 と 課 題

- 平成8年（1996年）に改正された公営住宅法では、住宅困窮者のための住宅の供給だけでなく、福祉の視点からの公営住宅の役割の大切さが強調されています。
- これまで、市営住宅の建替に際しては、バリアフリー住宅の供給、車いす常用世帯向け住宅の確保に努めています。また、あき家募集に際しては、福祉枠（高齢者、障害のある人、母子家庭）の確保に努めています。
- 高齢者や障害のある人で、身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象に、住宅の改造工事費用の一部を助成しています。介護保険の適用となる方のほか、介護保険で非該当と認定された方でも、障害の程度により介護予防の観点から住宅改造が必要な方に対しても助成を行っています。
- 平成17年度（2005年度）に「吹田市住宅マスタープラン」を策定しました。「マスタープラン」では、住まいに対する多様なニーズに対応して、高齢者や障害のある人が自立して暮らして、子育て世帯が暮らしやすく、ライフスタイルやライフステージに応じて誰もが暮らしやすい住まいとまちづくり、公的賃貸住宅を活用した住宅困窮者の居住の安定確保、災害に強く犯罪のない安心・安全な住まいとまちづくりなどを進めることをめざしています。

実態調査から…

- 「くらしや医療の困りごと」として、「住まいのこと」と答えた人の理由としては、「住宅の老朽化」と「手すりをつけるなどの住宅改修」が多くを占めています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 低家賃の住宅がない
- 高齢者に対して、府営、市営等、家賃の低い公営住宅を提供してほしい
- 高齢者や障害者が住みやすいバリアフリー住宅をつくってほしい
- 高齢者の住宅はどこまで改修できるか(公団住宅・公社住宅・府営住宅)
- あき家対策を早急にしてほしい(府営住宅・公社住宅)
- 府と市がタイアップして公営住宅の改修案を出してほしい(府営住宅)

施策の方向

45) 高齢者・障害のある人向け住宅の確保

市営住宅におけるバリアフリー化の推進、車いす常用者世帯向け住宅（府・市営住宅）の整備、シルバーハウジング・プロジェクト※の推進、福祉型借上公共賃貸住宅制度※や大阪府の高齢者向け優良賃貸住宅制度※の活用などによって、高齢者・障害のある人に適した住宅の確保を図っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

46) 高齢者・障害のある人向け住宅改造助成

高齢者や障害のある人で、身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象とした、住宅のバリアフリー化等の改造工事費用への一部助成（介護保険で非該当と認定された方でも、障害の程度により助成）を引き続き行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

③安全でバリアのない交通環境・まちづくり

現状と課題

- 安全で快適な交通環境の整備のため、平成12年（2000年）11月に「交通バリアフリー法[※]」が施行され、平成15年（2003年）4月には「吹田市交通バリアフリー基本構想」を策定し「誰もがやさしくなれる吹田のまちづくりーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー」をめざしています。
- 改正ハートビル法[※]（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）（平成15年（2003年）4月1日施行）により、公共施設等のバリアフリー化も進められています。また、身体障害者補助犬法（平成14年（2002年）10月1日施行）が制定されるなど、誰もが住みよいまちづくり、ユニバーサルデザインの推進に向けて制度も整備されてきています。
- 大阪府福祉のまちづくり条例[※]に基づき、大阪府の施策とあいまって、都市施設を障害のある人、高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう整備するために必要な基準を定めた「吹田市福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」を制定しています。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「路上駐車が多い」「自転車が走りにくい」「誰でも安心して往き来できる歩道が少ない」「段差などがありバリアフリーになっていない」など交通環境への回答が上位を占めています。
- 高齢者が多い無業者層で「毎月の暮らしの中で支出を切りつめているものがありますか」の間に「交通費・タクシー代」と答えた人が18.8%と高く、高齢者の移動手段の充実が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 駅周辺、道路・歩道のバリアフリーを推進してほしい
- バリアフリー化を駅周辺だけでなく、その他の地域でも拡充してほしい
- 路上駐車・放置自転車がが多い
- 坂道に休憩できるベンチなどを置いてほしい
- 歩道・自転車道が不足している、歩道・自転車道の整備をしてほしい
- 障害者が利用できる交通機関が少ない
- 福祉巡回バスのPRがもっと必要
- 福祉巡回バスの経路が地域から遠いので、細い道の中まで走らせてほしい
- 吹田市バス、コミュニティバスの運行をしてほしい

施策の方向

47)誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり

バリアフリーを含むユニバーサルデザインを推進し、障害のある人、高齢者、子どもをはじめあらゆる人が、不自由なく安心して移動でき、社会に参加できる環境の整備に努めます。

道路や公園をはじめとする公共空間において、歩道の確保や段差の解消、防護柵を設置、夜間の歩道照明の照度を確保するなど安全性の向上を図るとともに、ベンチの設置、ポケットパーク※（小規模なオープンスペース）の設置などにより、安全で快適な移動環境づくりに努めます。また、地域にある多様な「花と緑、水」を活かした、安心して歩ける遊歩道づくりを市民参加で進めていきます。

公共交通機関のターミナル及びその周辺の公共施設を結ぶエリアにおいては、「吹田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、歩道等のバリアフリー化を進めます。公共施設や病院など多くの人々が利用する施設についても、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「吹田市福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」などに基づき、バリアフリー化を推進します。

また、関係機関・地域住民と連携して、歩行者の安全な通行の妨げとなっている違法駐車の一掃に向けた指導や啓発に取り組みます。自転車利用者のマナーの向上を図り、レンタサイクル（自転車駐車場に設置）の活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協議し路上放置の解消に努めます。駅周辺整備事業の中で必要な場合、自転車駐車場の整備を検討します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

48)移動手段の充実

高齢者、障害のある人等が出かけやすく、積極的に社会参加ができるよう、市内の公共施設や主な駅を結ぶ経路の福祉巡回バスの運行を継続して行います。福祉巡回バスの運行方法の改善に努め、利用促進を図ります。また、公共交通機関の不便な地域においてコミュニティバス※の運行を検討します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

④福祉教育の推進、生涯学習・生涯スポーツの振興

現 状 と 課 題

- 地域福祉活動を発展させていくには、学校教育での福祉教育の取り組みを充実していくこと、また、おおむね小学校区ごとに整備された地区公民館を有効に活用して、生涯学習事業との連携を図っていくことも大切です。
- 整備された体育施設を有効に活用し、市民誰もが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、生涯スポーツの普及が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 地区公民館などを利用して福祉についてのPR活動をしてほしい
- 高齢者、障害者のための軽スポーツをつくってほしい

施策の方向

49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進

関係機関・団体・施設や社会福祉協議会（ボランティアセンター）等の協力を得ながら、また連携しながら、小・中学校のすべての児童・生徒に対する福祉教育の推進に努めます。幼児、障害のある人、高齢者などとの交流や、車いす体験、手話・点字学習体験などの福祉体験学習の機会をつくり、これらを通じて、幼児や障害のある人や高齢者などがおかれている実態や、どのような関わりが求められているかについての正しい理解と認識を深めるとともに、お互いのことを理解し、多様な個性を認め合い、共に支え合って生きていくための人権意識・福祉意識を育て、豊かな人間性をつちかうことに努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携

地区公民館で地域と共同して取り組む健康づくり教室や福祉に関する学習会などは、地域福祉活動の一環ともいえます。地区公民館の生涯学習事業と地域福祉活動との連携を強め、地域住民参加型の健康づくり教室や福祉ボランティア活動に関する学習活動の促進を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				<input type="checkbox"/>	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○		○

51) 生涯スポーツの振興

心身のリフレッシュ、健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、また高齢者にとっては介護予防にもつながるよう、生涯スポーツに取り組める環境を整備していきます。そして、健康づくり事業との連携を図りながら、地域福祉活動の一環としてのスポーツ・レクリエーション活動を促進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

⑤地域に密着した商業振興

現 状 と 課 題

○地域の商業は市民の日常生活を支える機能を有していることが求められます。高齢化が急速に進む今日、高齢者や障害のある人も子育て中の人も身近な地域で買い物ができ、市民の日常生活を支え、また地域の活性化にもつながる、地域密着型の商業振興を図ることが特に必要です。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 買い物するところが少ない、遠い
- 高齢者の日常生活品を扱う店が少なく、買い物が不便
- 近隣センターを充実させてほしい
- 車いすで行ける、段差のないショッピングセンターがほしい
- 地元の商工業の振興
- スーパーがほしい

施 策 の 方 向

52)地域に密着した商業振興

市民の日常生活を支え、高齢者も障害のある人も子育て中の人も安心して買い物ができるよう、地域に密着した商業振興を図ります。また、高齢者や子ども、障害のある人などさまざまな生活者が快適に利用できる商業地づくりの取り組みを支援します。商業地の整備にあたっては、歩道や休憩コーナーなどのオープンスペースの整備やバリアフリー化も含めた、高齢者や子ども、障害のある人などにも配慮した環境整備を行うなどの支援を進めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

⑥ みんなの居場所づくり

現 状 と 課 題

○地域の人と人とのつながりが希薄化し、世代を超えたふれあいが少なくなる中で、気軽に集まって交流できる場所や、憩い・集い・語らい合える場がほしいという声がある。いろいろな世代から出されており、市民の取り組みも始まっています。

○子どもたちをとりまく環境を整え、遊び場所・活動の場（拠点）を確保し、さまざまな人との交流の機会を充実することにより、子どもたちの生活・自主的な活動を支援して、子どもの居場所の充実を図ることが求められています。

○また、学校や地区公民館、児童会館・児童センターなどを使った地域の事業に子どもたちが積極的に参加できる環境を整えることが大切です。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「若い人と高齢者の世代間交流が乏しい」が24.6%と高く、世代を超えて交流する場が求められています。
- また、同じ問の中で、「子どもの遊び場やスポーツをする場所が少ない」が22.3%あり、その割合は中学生以下の子どもが「いる」世帯では、44.4%と非常に高くなります。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 気軽に集まれる場所がほしい、世代間交流のできる場の提供をしてほしい
- 高齢者、障害者、青少年など区別なく気軽に利用できる（集まれる）場所をつくってほしい
- 「福祉の家」（高齢者から子どもまで集まれる場所、子育て中の親の集まれる場所）を建設してほしい
- 地域の人たちの集まりを楽しい場にする、ティーコーナーや地域食堂をつくる
- コミュニケーションが図れる街かどステーションをつくる
- 子どもが遊べる安全な公園・緑地を増やしてほしい
- 不登校児童など青少年を対象とする憩いの場所を設置してほしい（ライブ会場等の利用や不登校児には昼間の塾）
- 青少年のコミュニティづくりの施設をつくってほしい

施策の方向

53)「まちの縁側」づくりへの支援

市民が気軽に集まって交流できるたまり場といったイメージの「まちの縁側」が地域のいろいろなところで生まれるよう、NPO等の取り組みへの支援に努めます。

また、交流と語らいの場として、公園・散歩道等へのベンチの設置や、憩い・語らいのコーナーの設置などを検討していきます。

NPOの取り組みへの支援として本市で現在進行中の「子育て広場」「ふれあい交流サロン（地区集会所での高齢者閉じこもり対策）」も「まちの縁側」づくりの一環といえます。また、全国各地で始まっているコミュニティレストラン（食事はもちろんのこと、交流スペースともなる地域食堂やティーコーナーなど）も「まちの縁側」づくりといえます。集合住宅の一角（共用部分）や空き家・空き店舗などを活用しての「まちの縁側」づくりも考えられます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				□	□
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	◎

54)子どもの遊び場所・居場所の充実

子どもたちが安全で安心して遊べる場所・活動できる場所（拠点）の確保と充実に努めるとともに、家庭、地域の諸団体、保育所、幼稚園、児童会館・児童センター、留守家庭児童育成室、学校、地区公民館、ボランティア・NPO等が連携して、遊びや生活体験活動、スポーツや文化・芸術活動など子どもたちの多彩な活動の機会の確保・充実に努めていきます。

小学校の校庭等を使った「こどもプラザ事業」（水曜日の放課後と長期休業日の「太陽の広場」、土曜日の「地域の学校」）を推進していきます。また、整備が予定されている（仮称）山田駅前公共公益施設の中の青少年拠点施設（青少年・子どもたちの交流支援・活動支援機能、相談機能、子育て支援機能などを併せ持った施設として計画されている。）の整備を推進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□			□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎			○

コラム 10

ふれあい喫茶「さくらんぼ」

「吹田にも『まちの縁側』みたいなのがあるよ」との噂を聞いて、東地区福祉委員会のふれあい喫茶「さくらんぼ」にやってきました。毎月第3日曜日に川園第一会館で開催されています。



11時の開始とともに、地域のひとり暮らし高齢者の方や、お孫さんを連れてご夫婦、小学生4人組、若い親子づれなどが、美味しいごはんとスタッフのみなさんの笑顔に会いに続々とやってきました。



今月のメニューはホットドックとドリンクつきで200円、カレーセットは250円です。メニューは毎月変わります。

6人がけのテーブルに、ひとり暮らし高齢者の方が集まると、おしゃべりしながら楽しい昼食の時間が始まりました。「ひとり暮らしだとレトルトのカレーしか食べられないから、こんな手づくりのカレーは久しぶりで、美味しいわ。また来月もカレーにしてね」との声に、「来月もカレーだね」と、スタッフが笑顔でこたえます。

「今日のカレーはどう?」と、子どもたちにもスタッフが声をかけてまわります。「めっちゃおいしいで!」と子どもたち。ごはんを食べ終わった後も、トランプをしたり、楽しい時間を過ごしています。



会館まで出てこれない人には、「おでかけさん」が出前をします。自宅のテーブルにランチョンマットをひいてセッティング、ごはんだけではなく「ふれあい喫茶」の雰囲気そのものが自宅に運ばれてきます。

子どもたちも、高齢者の方も、地域みんながつどえる場、ごはんを食べて、おしゃべりをして、そんな場所が地域のあちこちにあれば…。

これがすいた版「まちの縁側」なのかもしれません。

あなたのまちにもつくってみませんか。



⑦安心・安全なまちづくり

現 状 と 課 題

- 阪神・淡路大震災、近年の地震や台風による大きな災害の発生などにより、防災や安心・安全に暮らせるまちづくりへの市民の関心が高まっています。
- 施設の不燃化・耐震性の促進や市街地内の防災空間の確保など、防災性を高めるまちづくりが求められています。
- 災害時には、地域住民の協力体制が不可欠です。市民の防災意識・防災力の向上に向けた啓発活動や「自主防災組織[※]」づくりを進めることが重要です。
- 市では、防災ハンドブックを市民全戸に配布するなど啓発に努めるとともに、地域住民と連携して、「自主防災組織」づくりへの支援に取り組んでいます。
- 子どもたちや高齢者が巻き込まれる事件が多発する中、地域での安全な暮らしを求める声が強くなっています。こうした中、市では、保育所・小学校等への防犯警備員の配置、防犯パトロール車（青パト）の運行などを実施しています。また、小学校PTAの協力を得て子どもたちと一緒に防犯マップを作成し、防犯意識の向上を図るなどの取り組みも進めています。地域では、「こども110番の家[※]」や地域諸団体による地域パトロール活動などが取り組まれています。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「夜道が暗い・街灯がない」や「犯罪・防災などに対する安全なまちづくりが不十分」という回答が、ともに高い比率でした。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 自主防災活動の推進と支援
- 地域の特性を把握した上での防災マニュアルの作成と住民への周知が必要
- 高齢者の防災について地域全体で考えることが必要
- 災害要援護者の居住マップの作成が必要
- 防災資材置き場のPRをしてほしい
- 特別の事態に対応できる体制、緊急時の連絡網を充実する
- 地域防災を考え、近隣との交流を深めて防災につなげることが必要
- 避難経路マップ作り「歩いて確かめましょう」
- 子どもの安全のため保育園、幼稚園、小学校にキッズセーバーを設置してほしい
- 防犯パトロールを増やしてほしい

施策の方向

55)安全対策(防災・防犯)の充実

防災については、施設の不燃化・耐震性の促進、市街地の防災空間の確保のための整備等により市街地の防災性の向上を図るとともに、防災情報の提供システムの確立に努め、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めるなど、防災体制の確立を図ります。また、地域防災力の向上のため、地域において防災ハンドブックや洪水ハザードマップ[※]を活用した防災講座を開催するなど、市民への啓発活動に努め、自主防災組織の結成を促進します。また、災害発生時において、高齢者や障害のある人等の要支援者への対応(避難誘導や避難生活における支援等)が的確に行われるよう、地域との連携・協力体制の確立に努めます。

防犯については、街頭犯罪[※]の防止のため、犯罪防止を考慮した道路・公園等の整備を行い、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置、歩道照明の照度の確保を行うなど、防犯環境の整備に努めます。また、保育所・幼稚園・小学校等への防犯警備員の配置、防犯パトロール車の運行、地域諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの見守り活動の促進等、防犯体制の充実を図ります。あわせて、警察、防犯協議会等と連携して、犯罪・防犯情報の提供、防犯教室の開催等によって市民の防犯意識の向上を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

コラム 11

自主防災組織

市内で連合自治会単位で自主防災組織をつくっている地区は6地区(青山台地区、川園地区、五月が丘地区、高野台地区、竹見台地区、古江台地区(平成18年(2006年)5月現在)あります。



五月が丘地区では、阪神・淡路大震災から1年経った平成8年(1996年)に、市内で最も早く自主防災組織「防災委員会」を結成しました。

毎年11月に行われる「総合訓練」には、約250名の住民が参加し、屋内消火栓訓練などを行います。

また、実際にまちを歩き、落下物の危険があるところを調査して地図におとし、防災マップを作成しています。災害時の人命救助のため、20世帯程度の小グループごとに、近所の人にあらかじめ知っておいてほしい情報の交換を始めています。これを「防災ご近所助け合い登録活動」(略して「近助登録」といっています)。

気楽に楽しくやれること、それが、地域の防災力を高める出発点です。



5. 地域福祉計画の推進に向けて

市民誰もが生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりをめざすことを地域福祉の中心目的に据え、本計画の基本目標を「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」と設定しました。そして、計画全体を通してめざす具体的な目標を①「健康の保持・増進」②「社会的孤立の解消」③「安心・安全な地域生活」としました。これらの目標を実現していくためには、市民（地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア・NPOなど）、社会福祉協議会、事業者、行政・関係機関等がそれぞれの役割を發揮するとともに、協働によって生み出される力を生かし、英知を集めて取り組んでいく必要があります。とりわけ、行政には、総合的・体系的な生活保障のための制度の整備やサービスの提供を行う責任にとどまらず、市民のさまざまな地域福祉活動が進む条件を整備し、地域福祉推進の中心的担い手である社会福祉協議会と連携して、協働の広がりをはっきりと支える役割が求められます。

市民の暮らす地域は、それぞれに特徴があり、くらしの場に根ざした地域福祉の活動やさまざまなボランティアの取り組みなど、市民自らの手による地域づくりの取り組みも広がってきています。計画の基本目標の実現のために、市民参画、協働の仕組みをさらに整え、また、今まで以上に市民と共にまちづくりに取り組む行政組織や職場づくりを進め、総合的・体系的な生活保障と地域に視点を置いたきめ細かな施策の展開を図っていかねばなりません。

ここでは、本計画で示された地域福祉推進の基本方策及び施策を具体化し、計画的に進めるための方策を示します。

(1) 計画の進行管理

56) 住民参加による地域福祉計画の進行管理

福祉審議会[※]において本計画の進行状況の報告を行うとともに、必要に応じて、社会福祉協議会と連携して、地域住民、関係機関や団体、事業者と共に進行状況を検討する場を開催する等により、本計画の推進状況を点検し、住民等の意見が反映できる進行管理に努めるとともに、必要な内容の見直しを行っていきます。6ブロック単位での進行管理を特に重視していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

(2) 行政の推進体制等

57) 地域福祉を推進する部署の充実

本計画を推進していくため、福祉保健部地域福祉室福祉総務課が中心となって、市の関係部署間の相互連携と調整を図るとともに、社会福祉協議会と連携して計画推進の進行管理を行い、また、そのための体制の充実を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

58) 市の関係部署間の連携・協力

本計画は広範な分野にまたがる既存の計画や施策とも密接に関係しており、本計画の実行は、全庁の関係部署の連携・協力がなくては進みません。さまざまな施策を地域で総合的に展開するために、庁内の連携や調整を強化する仕組みの確立をめざす全庁的な取り組みの中で、それぞれの部署が所管事業について地域福祉を推進する視点で取り組み、関係部署と連携・協力しながら事業展開を図っていきます。そして、必要に応じて計画の進行状況を把握・検討する場を持つ等により、本計画の推進状況を点検していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

59) 行政職員の意識向上と地域との連携

地域福祉の推進、協働によるまちづくりを市民と共に進めていくため、積極的に行政情報や地域情報の収集・提供に努め、情報の共有化を図ります。また、職員の意識向上を図り、仕事を通じて地域と連携し、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

(3) 関係機関・団体等との連携

60) 関係機関・団体等との連携

本計画を推進し、計画に基づく施策を展開していくためには、当事者組織をはじめ、自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業者、保健・医療機関、関係行政機関などとの連携が重要です。これらの関係機関・団体等との連携を強めながら、本計画を推進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

施策の整備エリア及び担い手一覧

	整備エリア					担い手				
	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)	国・府	市	社協	事業者	市民
1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置		□				○	◎	○		
2) ボランティアコーディネーターの配置	□					○	◎	○		
3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	□						◎	○		
4) 広域コミュニティ施設の整備	□	□					○			
5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備				□			○			
6) 身近な地域での自治会集会所の整備への支援					□		○			◎
7) 既存施設の福祉的活用の促進				□			○		○	
8) 地域福祉活動の財政支援策の充実	□					○	◎	○		○
9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援				□			○	○		
10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発	□					○	○		○	
11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	□						○	○	○	
12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援				□			○	○	○	○
13) 大学との連携による地域福祉活動の促進	□						○	○	○	
14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援	□						○		○	
15) 地域福祉活動のための情報発信	□						○	○	○	○
16) 人権意識・福祉意識の向上	□						○	○	○	○
17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	□						○			
18) 民生委員・児童委員活動への支援	□						○			
19) 自治会を中心とした地域活動への支援				□	□		○			
20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援	□						○			
21) 当事者組織の活動への支援	□						◎	○		
22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	□						◎	○	○	
23) 地域福祉活動団体間の交流への支援	□	□					◎	○	○	○
24) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	□	□					◎	○	○	○
25) 保健・福祉の相談・支援体制の充実	□	□	□	□		○	◎	○	○	○
26) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	□	□					◎	○	○	○
27) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	□					○	◎	○		
28) 福祉サービスの質の確保	□						○		○	
29) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて		□					◎	○	○	○
30) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進	□	□		□	□	○	◎	○	○	○
31) 地域医療体制の整備	□	□				○	○			
32) 地域における子育て支援の充実	□	□					◎		○	○
33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進				□			◎	○	○	○
34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	□					○	◎	○	○	○
35) 働くこと・育てることの両立への支援	□					○	◎		○	
36) 障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	□						◎	○	○	○
37) 障害のある人を支える福祉サービス等の充実	□					○	◎		○	
38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	□	□				○	◎		○	
39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	□			□			◎	○	○	○
40) 新しい課題を抱える人たちへの支援	□					○	◎			○
41) セーフティネットの構築	□					○	◎	○	○	○
42) サービス利用のための低所得者対策の充実	□					○	◎			
43) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援	□					○	○		○	
44) 休日・休暇の拡充の促進	□					○	○		○	
45) 高齢者・障害のある人向け住宅の確保	□					○	○			
46) 高齢者・障害のある人向け住宅改造助成	□						○			
47) 誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	□					○	◎		○	○
48) 移動手段の充実	□					○	◎		○	
49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進	□						○	○	○	
50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携				□			○	○		○
51) 生涯スポーツの振興	□	□					○			
52) 地域に密着した商業振興	□					○	○		○	
53) 「まちの縁側」づくりへの支援				□	□		○	○	○	◎
54) 子どもの遊び場所・居場所の充実	□			□			◎			○
55) 安全対策(防災・防犯)の充実	□						◎	○	○	○
56) 住民参加による地域福祉計画の進行管理	□	□					○	○	○	○
57) 地域福祉を推進する部署の充実	□						◎	○		
58) 市の関係部署間の連携・協力	□						○			
59) 行政職員の意識向上と地域との連携	□						○			
60) 関係機関・団体等との連携	□						○	○	○	○





卷末資料

吹田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職等
1号委員 (学識経験者)	◎ 井岡 勉	同志社大学 社会学部 社会福祉学科教授
	四宮 眞男	吹田市医師会 副会長
	○◇ 藤井 伸生	華頂短期大学 社会福祉学科教授
2号委員 (市民)	◆ 上山 克彦	市民委員
	瓜原 まき子	市民委員
	◆ 武内 明美	市民委員
	◆ 村住 和子	市民委員
3号委員 (市内の社会福祉を 目的とする団体及び 事業者並びに市内の 公共的団体の代表者)	石黒 正巳(16.6~17.5)	吹田市自治会連合協議会 理事
	石田 富佐吉(17.6~)	吹田市自治会連合協議会 相談役
	岩井 深之	吹田市介護保険事業者連絡会 (特別養護老人ホーム施設長)
	◆ 北嶋 玉枝	吹田市ボランティア連絡会 会長
	◆ 倉本 浩礼	在宅介護支援センター 相談員
	林 智子(16.6~17.3)	吹田市障害者等居宅介護等事務所 連絡会 会長
	小松 育子(17.4~)	
	白川 薫久(16.6~17.6)	吹田市社会福祉協議会 副会長
立川 浩次(17.6~)		
松橋 継男	吹田市民生・児童委員協議会 会計	
4号委員 (関係行政機関の職員)	山下 由紀(16.6~17.3)	大阪府吹田子ども家庭センター 地域育成課長
	南田 誠三(17.4~)	

◎委員長 ○委員長職務代理者 ◇作業部会長 ◆作業部会員

吹田市地域福祉計画策定庁内検討委員会・同作業部会を構成する部室課

部	室	課	
企画部	政策推進室		
	安心安全室		
人権部	人権平和室		
	男女共同参画室		
市民文化部	市民協働ふれあい室		
	産業労働室		
	市民生活室	国保年金課	
福祉保健部	地域福祉室	生活福祉課	
		障害福祉課	
		内本町地域保健福祉センター	
		亥の子谷地域保健福祉センター	
		総合福祉会館	
		福祉総務課	
	高齢福祉推進室	高齢生きがい課	
		高齢福祉課	
		介護保険課	
	健康づくり推進室	保健センター	
児童部	こども政策室		
	子育て支援室	保育課 子育て支援課	
都市整備部	建築住宅室	住宅政策課	
建設緑化部	道路安全室	交通政策課	
教育委員会	学校教育部	学校教育室	指導課
		教育センター	
	社会教育部	生涯学習推進室	生涯学習課
		青少年室	

吹田市地域福祉計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45条)第107条の規定に基づき吹田市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、吹田市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- | | |
|---|------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) 市民 | 4人以内 |
| (3) 市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者
並びに市内の公共的団体の代表者 | 7人以内 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 1人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は地域福祉計画策定の完了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の策定作業の円滑な推進を図るため、必要な場合に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。
- 3 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

- 4 作業部会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。
- 5 部会長は、作業部会で検討を行った事項について、委員会に報告を行うものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

吹田市地域福祉計画策定委員会開催状況

開催日		出席委員数 (傍聴者数)	主な議事内容
第1回	平成16年度 (2004年度)	6/24	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定の概要(案) ・策定体制とスケジュール(案)
第2回		7/22	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」について ・要援護高齢者の生活と介護をめぐる課題について
第3回		10/8	<ul style="list-style-type: none"> ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の実施状況報告 ・地域検討会(地区の福祉を語るつどい)について ・地域の福祉活動とボランティア活動の連携について
第4回		2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」結果の中間報告(案)について ・地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の開催状況について ・支援費制度からみる現状と課題について
第5回	平成17年度 (2005年度)	8/3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定の取り組み経過について ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の報告について ・地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の報告について ・吹田市地域福祉計画骨子案について ・地域福祉計画策定スケジュールの変更について
第6回		12/8	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定の取り組みについて ・吹田市地域福祉計画素案について ・地域福祉計画策定スケジュールの変更について
第7回		2/2	<ul style="list-style-type: none"> ・吹田市地域福祉計画案について
第8回	平成18年度 (2006年度)	4/27	<ul style="list-style-type: none"> ・吹田市地域福祉計画案について ・地域福祉市民フォーラムについて

吹田市地域福祉計画策定委員会作業部会開催状況

開催日		出席委員数	主な議事内容
第1回	平成16年度 (2004年度)	7/12	6 ・(仮称)「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」について ・第2回吹田市地域福祉計画策定委員会について
第2回		8/19	6 ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」について ・地域検討会について ・第3回吹田市地域福祉計画策定委員会について
第3回		11/12	6 ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の報告について ・地域検討会の取り組みについて
第4回		1/11	4 ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の報告について ・地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の中間報告について ・第4回吹田市地域福祉計画策定委員会について
第5回		3/3	6 ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の結果から ・地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の中間報告について ・地域福祉計画骨子案の検討について
第6回	平成17年度 (2005年度)	4/7	6 ・地域福祉活動計画について ・地域福祉計画骨子(素案)について ・地域検討会の中間報告(案)について ・平成17年度のスケジュールについて
第7回		4/28	4 ・吹田市次世代育成支援行動計画について ・地域福祉計画骨子(素案)について ・平成17年度のスケジュールについて
第8回		5/13	6 ・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の報告について ・地域検討会(福祉を語るつどい)の中間報告について ・地域福祉計画骨子(素案)について ・第5回吹田市地域福祉計画策定委員会について
第9回		6/9	4 ・地域福祉計画骨子案の検討について
第10回		7/5	5 ・吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査報告書について ・地域福祉計画骨子案について
第11回		7/26	6 ・地域福祉計画骨子案について ・第5回吹田市地域福祉計画策定委員会について
第12回		8/26	6 ・地域福祉計画骨子案について ・庁内ヒアリングの日程について
第13回		9/30	4 ・地域福祉計画素案について ・第6回吹田市地域福祉計画策定委員会について
第14回		1/26	5 ・地域福祉計画案の検討について ・第7回吹田市地域福祉計画策定委員会について
第15回		平成18年度 (2006年度)	4/18

吹田市地域福祉計画策定庁内検討委員会・同作業部会開催状況

開催日			出席 委員数	主な議事内容
平成16年度 (2004年度)	5/12	第1回庁内検討委員会・同作業部会合同会議	49	・吹田市地域福祉計画策定庁内検討委員会 設置要領について ・地域福祉計画の策定について
	7/20	第2回庁内検討委員会作業部会	23	・(仮称)「吹田市民のくらしと地域福祉に関 する実態調査」について ・地域福祉計画に係る業務調査について
	11/9	第2回庁内検討委員会	26	・「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態 調査」について ・地域検討会について
		第3回庁内検討委員会作業部会	24	
平成17年度 (2005年度)	7/7	第3回庁内検討委員会	19	・「吹田市地域福祉計画」策定状況について ・地域福祉計画骨子案について
		第4回庁内検討委員会作業部会	17	
	8/26	第4回庁内検討委員会	24	・地域福祉計画骨子案について
		第5回庁内検討委員会作業部会	24	
	1/10	第5回庁内検討委員会	19	・吹田市地域福祉計画素案について ・地域福祉計画策定スケジュールの変更につ いて
	1/17	第6回庁内検討委員会作業部会	14	・吹田市地域福祉計画素案について ・地域福祉計画策定スケジュールの変更につ いて

吹田市地域福祉計画策定地域検討会（地区の福祉を語るつどい）開催状況

地 区	開 催 日	時 間	場 所	参加者数
千三	11月21日(日)	午後1時30分	千三地区公民館	27
吹六	11月25日(木)	午後7時	吹六地区福祉会館	23
佐竹台	11月27日(土)	午後2時	佐竹台市民ホール	41
西山田	12月 3日(金)	午後7時	西山田地区集会所	39
豊一	12月14日(火)	午後7時30分	垂水会館(さわらびホール)	54
千一	12月22日(水)	午後7時	千一小学校(多目的教室)	66
山五	1月17日(月)	午後6時30分	山五地区公民館	46
青山台	1月17日(月)	午後7時	青山台市民ホール	46
片山	1月19日(水)	午後7時	片山小学校(多目的教室)	31
南山田	1月19日(水)	午後7時	南山田地区公民館	27
吹南	1月20日(木)	午後7時	下新田自治会館	58
岸部	1月20日(木)	午後7時	岸一地区公民館	27
山一	1月21日(金)	午後7時	山一地区公民館	22
山手	1月22日(土)	午後7時30分	山手小学校(地域交流室)	27
東	1月28日(金)	午後7時30分	吹田東地区公民館	53
豊津西	1月29日(土)	午後1時30分	豊二小学校(多目的教室)	54
千新	1月29日(土)	午後1時30分	千里新田小学校(高学年図書室)	20
山三	1月29日(土)	午後7時30分	亥の子谷コミュニティセンター	67
竹見台	1月29日(土)	午後7時	竹見台市民ホール	44
五月が丘	1月30日(日)	午後1時	東佐井寺地区公民館	50
吹三	2月 4日(金)	午後7時30分	吹田勤労者会館(大研修室)	61
吹一	2月 5日(土)	午後1時30分	内本町コミュニティセンター(多目的室)	77
吹二	2月 5日(土)	午後7時	メイシアター(集会室)	59
佐井寺	2月 5日(土)	午後7時	佐井寺地区公民館	45
古江台	2月 5日(土)	午後7時30分	古江台市民ホール	44
山二	2月 6日(日)	午後1時30分	山二地区公民館	29
東山田	2月 6日(日)	午後7時	東山田地区公民館	38
桃山台	2月 6日(日)	午後7時	桃山台市民ホール	49
藤白台	2月14日(月)	午後7時	藤白台市民ホール	45
北山田	2月19日(土)	午後1時30分	北山田地区公民館	27
高野台	2月19日(土)	午後7時30分	高野台市民ホール	34
津雲台	2月26日(土)	午後2時	津雲台市民ホール	31
千二	2月27日(日)	午後7時	千二地区公民館	58
合 計				1419

用語集

(本文中、※がついている用語について説明しています)

[N]

NPO

民間非営利団体 (Nonprofit Organization) のこと。この計画の中では、平成 10 年 (1998 年) に制定された特定非営利活動促進法 (NPO 法) による特定非営利活動法人だけではなく、広く営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間の組織を指す。

[あ]

アウトリーチ

問題状況を抱えながらも、そのことを自覚していない人や福祉サービスの利用に拒否的な人に対して、相談窓口への来所を待つのではなく、社会福祉実施機関や援助者が対象者の元へ出向き、積極的に手を差し伸べて、福祉サービスの利用に結びつけることを指す。

いきいきサロン

地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動のひとつで、地区公民館や地区市民ホール、集会所などで、おおむね 65 歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っている。仲間づくりや情報交換の場であり、また社会参加の場を提供することで「閉じこもり」予防にもなっている。

運営適正化委員会

福祉サービス利用者の利益保護と権利擁護の仕組みとして、社会福祉法第 83 条に基づき、大阪府社会福祉協議会に置かれている機関で、「地域福祉権利擁護事業運営監視小委員会」と福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するための「福祉サービス苦情解決小委員会」とにより構成される。

[か]

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

介護を要する高齢者などからの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスが受けられるよう、関係機関や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画 (ケアプラン) の作成などを行う専門職。

介護相談員

市が市民の中から選任し、派遣している相談員で、介護サービスを提供している事業所 (特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等) を訪ね、サービスの利用者等の話を聞き、相談に応じることにより、利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所の介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

介護保険制度

介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成 12 年 (2000 年) 4 月より実施されている社会保険制度。加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた被保険者に、必要な保険給付 (介護サービスの提供) を行う。平成 18 年 (2006 年) 4 月からは、介護予防をより推進するために、軽度者には新予防給付サービスを提供するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者には、市が設置する地域包括支援センターが地域支援事業を実施することとなった。

街頭犯罪

街頭における犯罪で、路上強盗、ひったくり、部品盗、車上ねらい、自動販売機荒し、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗の 8 罪種がこれにあたる。

ガイドヘルプサービス

ホームヘルプサービス事業の一環として、一人で外出するのが困難な障害のある人 (重度の視覚障害のある人、重度の全身性障害のある人、知的障害のある人など) に、移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うヘルパーによるサービス。

キッズセーバー

「防犯警備協力員」のことで、幼稚園及び小学校における幼児や児童の安全対策の充実を図るため、正門等や校区内における子どもたちの安全に関わる協力活動を行う。校長が保護者、地域住民等に依頼する。

機能訓練事業

住民の心身機能の維持、回復を図るために行う事業。

協働

共通の目的のために協力して働くこと。本計画では、誰もが生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりのため、行政、市民、社会福祉協議会、事業者などが、互いの立場を理解しながら、協力、連携して、それぞれの役割を發揮していくことを意味する。

共同作業所

雇用されることの困難な、障害のある人の地域で働く場として、本人やその保護者、関係者などが運営し、生きがいづくりや機能訓練、生活指導等を通じて自立を支援する施設。授産施設と異なり、法定施設ではない。福祉作業所・小規模授産所などの名称でも呼ばれている。

居宅介護支援事業所

介護保険の給付対象となる居宅サービスをはじめとする各種のサービスを、居宅の要介護者などが適切に利用できるように介護サービスの計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づいてサービスが適正に提供されるよう、サービス提供事業者と連絡・調整を図る事業所のこと。

居宅サービス

居宅で生活する高齢者や障害のある人などに提供される介護等の福祉サービスのこと。また、介護保険の給付対象となる、居宅の要介護者などに提供されるサービスのこと。訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス。

グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、障害のある人や高齢者等が数人で、一定の経済的負担を負って、家庭的な雰囲気の中で共同生活をする場のこと。同居あるいは近隣に居住している専任の介護職員により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。

ケアプラン(介護サービス計画)

要介護者の心身の状況や生活環境などを考慮し、個々のニーズに合わせた適切な介護サービスが提供されるよう、サービスの種類や内容、頻度などを具体的に定める計画のこと。居宅介護サービス計画と施設介護サービス計画の総称。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

「介護支援専門員」の項を参照のこと。

交通バリアフリー法

平成12年（2000年）11月に施行された法律で、正式には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といい、高齢者、身体障害のある方、その他妊産婦の方などの公共交通機関を利用した、移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通機関や駅などのバリアフリー化を推進するもの。

コーディネーター

円滑に物事を推進するために連携を図り、調整すること。特に、地域援助活動においては、地域内の機関、施設、団体間の連携を図り、調整することが重要となる。コーディネーターは、その調整を行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

高齢クラブ

「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい」などの願いを持つ、おおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営しているクラブ。活動内容は、レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動など。運営は、会費や国、府、市の補助金などで行っている。

高齢者いきいの家

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で、高齢者の相互交流や社会参加の促進、高齢者の自立支援等を目的として設置している。市内に1か所（岸部中1丁目）ある。

高齢者いこいの間

地域の高齢者が、いつでも気軽に集まれて、談話や囲碁、将棋などでもできる身近な交流の場として、主に地区公民館や地区市民ホールなどに併設されている。各小学校区単位に、市内に35か所ある。

高齢者向け優良賃貸住宅制度

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者が居住できる良好な居住環境を備えた優良な賃貸住宅を供給する制度。

高齢者友愛訪問

寝たきりやひとり暮らし高齢者を定期的に訪問するもので、本市においては高齢クラブ連合会に委託して行っている。同じ地域の高齢クラブ会員が自作の土産品を持参して訪問激励している。

子育てサロン

地域で就学前の子どもを子育て中の親子が互いに交流し、子育てを楽しみながら仲間をつくり、子育ての悩みを話し合ったりできる支え合いの活動をいう。子育て中の親子を地域で支援する活動で、開催する地区福祉委員会は会場やおもちゃなどを提供し、また、子育ての相談にも応じる。

孤独死

だれにも看取られずに亡くなること。特に、ひとり暮らし高齢者が自室内で亡くなり、死後しばらく経ってから初めて遺体が発見されるような場合をいう。「孤独死」という言葉は阪神・淡路大震災後に使われ出した言葉で、新たな課題となっている。

子ども家庭センター(児童相談所)

0歳からおおむね25歳までの児童・青少年に関するさまざまな相談(虐待・非行・不登校・障害等)、配偶者からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)被害者の相談などに応じている。市内に「大阪府吹田子ども家庭センター」がある。

こども110番の家

不審者(犯人)から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保する場所。小学校区単位で協力家庭(商店・事務所等も含む)を募っていて、協力家庭は玄関先等、よく見えるところに「こども110番の家」の旗やプレート等を掲示している。本市では、個人・法人・団体を含めて約6,700件(平成18年(2006年)1月現在)の協力家庭がある。

コミュニティ

一般的には、地域性と共同意識によって成立する地域社会のことを指す。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団のことを指す。

コミュニティ協議会

現在、吹田市JR以南コミュニティ協議会と、吹田市亥の子谷コミュニティ協議会がある。市民自らが主体的にさまざまな地域活動を通じてまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に組織された団体で、コミュニティセンター内のコミュニティプラザの運営管理を受託している。

コミュニティソーシャルワーカー

コラム③(65ページ)参照。

コミュニティバス

高齢者・障害のある人などの移動手段確保、交通不便地域の解消、地域住民の利便性の向上を目指して、道幅の狭い道路の運行など、地域のニーズに応じてサービスを工夫した新しいバス運行システム。

[さ]

サービス整備圏域

改正介護保険制度の中で、「日常生活圏域」を中心として「地域密着型サービス」や、介護予防を含めた包括的・継続的なサービスの提供が行われることとなった。本市では、第3期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「日常生活圏域」を施策を進める単位にとらえ、「サービス整備圏域」として位置づけ、その設定は、「吹田市第3次総合計画」の「地域別計画」を踏まえることとし、「JR以南」「片山・岸部」「豊津・江坂・南吹田」「千里山・佐井寺」「山田・千里丘」「千里ニュータウン・万博・阪大」の6つの「サービス整備圏域」を設定している。

在宅介護支援センター

在宅の要介護者やその家族のために、介護に関する相談や問い合わせに応じ、介護保険制度や市の保健福祉サービスについての申請、受付、問い合わせなど、介護に関する相談をすることができ、必要な手続きや連絡・調整を行う。市内には12か所ある。

自主防災組織

コラム⑩（125ページ）参照。

児童福祉施設

児童及びその保護者を対象に、療育、保護、訓練、育成などについて適切な環境を提供し、児童の福祉を図る施設をいう。児童福祉法の規定では、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童自立支援施設などがある。

児童養護施設

児童福祉法における児童福祉施設のひとつで、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。市内には2か所の児童養護施設がある。

市民公益活動

平成14年（2002年）に制定された「吹田市市民公益活動の促進に関する条例」において、「市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動」と定義されている。

社会貢献支援員

大阪府社会福祉協議会老人施設部会が、老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）において、総合生活相談員を配置し、地域の関係諸機関と連携しつつ、福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている人の相談に応じ、生活の見守りや情報提供、必要と思われる場合には経済的支援を行い、問題解決を図るために実施している事業を社会貢献支援事業という。この事業において、施設で総合生活相談員が配置できない場合に大阪府社会福祉協議会から派遣している相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を「社会貢献支援員」という。

社会資源

色々な社会の問題を解決するために使われる各種制度や施設、機関、知識、技術、資金など、人的・物的な資源の総称。

授産施設

一般就労が困難な障害のある人が入所又は通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労として、自立に必要な支援などを受ける施設。授産施設には、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設がある。

生涯学習

一人ひとりが、それぞれに適した手段・方法で、主体的に生涯のあらゆる時期を通じて行うさまざまな学習をいい、それを通じて豊かで生きがいのある充実した生活の創造をめざすもの。学校教育などで行われる学習だけではなく、コミュニティ活動のような意識されない自主的な活動や、日常の経験などから偶然学ぶ学習まで広範囲に及び。

障害者自立支援法

障害のある人の地域での生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する制度。平成18年（2006年）4月1日施行。

小地域ネットワーク活動

吹田市内にある33の地区福祉委員会それぞれの地区内で、高齢者や障害のある人など支援を必要としている人に対して、同じ地区内の住民が行うさまざまな援助活動のこと。「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」「子育てサロン」のような集団で集団を援助する活動（集団援助活動）や、「見守り・声かけ訪問」のような一人に数人で援助を行う活動（個別援助活動）がある。

ショートステイ

短期入所のことで、家族が介護している障害のある人や高齢者が、身体障害者の施設や老人福祉施設で短期間入所し、必要な介護を受けるサービス。家族がショートステイを希望する理由については、冠婚葬祭や用事だけではなく、体を休めたりレクリエーション行事への参加など、多岐にわたり、希望する理由は問われない。

シルバー人材センター・シルバーワークプラザ

市内に住む60歳以上の人々が、就職は希望しないが、経験や技術を活かし、生きがいの充実や社会参加を希望する場合に、会員登録を行い、臨時的・短期的・その他軽易な仕事を提供される機関。センターが会員の希望と能力に応じて仕事をわりあて、就業実績に応じて配分金（報酬）を支払う。同センターの事務所は、千里山松ヶ丘のシルバーワークプラザ内に置かれている。

シルバーハウジング・プロジェクト

65歳以上の高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅の供給と、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を合わせて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業。

セーフティネット

直訳は安全網。ライフセーフティネットワークのことで、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に陥らないように、安全網（セーフティネット）として生活を支える制度やしきみのこと。

ソーシャル・インクルージョン

すべての人々を社会の構成員として包み支え合う「社会的包摂」のことで、貧困者や失業者、ホームレス等、社会福祉制度からまれ、社会的に排除されたり孤立している人々を排除せず、社会の一員として迎え入れることによって、健康で文化的な生活の実現につなげるという考え方。イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている理念。日本においては、平成12年（2000年）12月に、社会保障審議会が発表した「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」で示されている。

[た]

第三者委員

福祉サービスを提供する事業所に寄せられた利用者及びその家族等からの苦情に対応するため、事業者が設置した人で、苦情内容の確認、解決案の調整、助言等を行う人。

地域教育協議会

家庭・地域・学校が互いに子どもたちの育成の手助けになるように協議して取り組む教育コミュニティづくりの中心となる中学校区単位の組織で、地域のいろいろな活動や取り組みのネットワーク化を進め、子どもに「生きる力」を育むための支援を行っている。地域で青少年の育成にかかわっているさまざまな団体で構成されている。

地域交流室

市民の生涯学習や交流の場として使うため、小学校の余裕教室を整備したもの。現在、山手小学校と桃山台小学校内にある。

地域通貨

コラム②（48ページ）参照。

地域福祉活動計画

吹田市社会福祉協議会が策定した、住民の視点に立った地域福祉の行動計画。33地区福祉委員会も自らの活動計画となる「地区福祉委員会5ヵ年計画」を策定した。「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」を目指しており、市の策定する地域福祉計画と連携して進める。計画期間は平成17年（2005年）度から平成21年（2009年）度までの5年間。

地域福祉権利擁護事業

コラム⑧（90ページ）参照。

地域密着型サービス

平成18年4月の介護保険制度改正により新設された、住みなれた地域での生活を支えるためのサービス。介護給付として夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等、また予防給付として介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）がある。

地区福祉委員会

社会福祉協議会の地域組織として、おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、33の地区福祉委員会がある。自治会・婦人会・高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどが福祉委員となって、ひとり暮らし高齢者への「ふれあい昼食会」や「見守り・声かけ訪問」、「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、多彩な地域福祉の活動を行っている。

昼間独居

三世同居などでひとり暮らしではない高齢者が、昼間、同居する家族等が仕事等で留守にし、実質的にひとり暮らしと同じ状態になることを指す。

デイサービス

通所介護のことで、障害のある人や高齢者が施設に通い、入浴、食事の提供や機能訓練などのサービスを受ける。行き帰りの送迎サービスを伴う場合もある。

出前講座

市民の学習活動を支援するため、市の各所管課が担当の業務や取り組んでいる施策について、学習講座という形でメニュー化し、職員が地域に出向いて話をする。市民は知りたい、聞きたい、学びたいものを講座メニューの中から選ぶ。

当事者組織

コラム⑥（81ページ）参照。

特別養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設のひとつ。65歳以上の者であって身体上又は精神上において著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ在宅において生活することが困難な人が入所対象となる。市内には10か所の特別養護老人ホームがある。

【な】

難病

難病とは、①原因不明、治療方法未確定、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。121疾病プラス関節リウマチが指定されている。難病のうち、指定された特定の疾患を特定疾患という。45疾病。

ノーマライゼーション

障害のある人も高齢者も特別扱いされるのではなく、すべての人がお互いを尊重しながら通常の生活ができること。

【は】

ハートビル法

改正ハートビル法が平成15年（2003年）4月1日に施行された。正式名称は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」という。銀行やコンビニエンスストアなど誰もが日常的に利用する建築物や、学校、マンションなど多くの人が利用する建築物を、皆が利用しやすくすることを促進するもの。

ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害に備えた、災害が起こった場合の「被害予測図」のことで、地域の状況に合わせ、被害の程度の予測とともに、避難場所や避難経路などを掲載している。本市においては「洪水ハザードマップ」を作成し、防災ハンドブックと同様に全戸に配布している。

発達障害

発達障害者支援法（平成17年（2005年）4月施行）によると、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。

パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障害のある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的なバリアなど、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障害を除去すること。また、こういった人たちへの偏見・差別を取り除くことを「心のバリアフリー」という。

ひきこもり

ひとつの疾患や障害を表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられる。「社会的ひきこもり」は「20代後半までに現われ、6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障害が第一の原因とは考えられないもの」と定義される。

福祉オンブズパーソン

コラム⑦（90ページ）参照。

福祉型借上公共賃貸住宅制度

民間の土地所有者等が建設する一定の水準と設備をもつ福祉型の賃貸住宅を市が20年間借り上げ、住宅に困窮する高齢者や障害のある人に市営住宅として供給する制度。

福祉審議会

「市民」「学識経験者」「市内の福祉団体及び公共的団体の代表者」「市議会議員」「関係行政機関の職員」で構成され、高齢者や障害者、児童の福祉に関する事項、その他社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申することを任務として設置された附属機関。

福祉的就労

障害のある人が、授産施設や共同作業所などの福祉的な支援のある環境で就労することにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労（企業等での就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うこと。

福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人等が安心して快適に生活し、自らの意思で自由に行動し、平等に参加できる福祉のまちづくりをめざすための条例で、誰もが自由に安心して出かけられる「やさしいまち」をみんなで作るため、大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例」を定めている。

ふれあい昼食会

地区福祉委員会が行う、地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会。日頃は一人で食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員と一緒に楽しく食事をする場になっている。

ホームヘルプサービス

訪問介護のことで、ホームヘルパー（訪問介護員）が障害のある人や高齢者の家を訪問し、入浴、排泄、食事、移動、外出介助などの身体介助や、調理、掃除、洗濯、買物などの生活援助を行うサービス。

ホームレス

平成14年（2002年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、この法律においてホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を指す。自立の意思がありながらやむをえずホームレスとなっている者も多く、健康で文化的な生活を送ることができないでいる。

ホームレス自立支援推進協議会

ホームレス問題を大阪府内全域の問題として捉え、大阪府、市町村が連携・協力して対策を推進していくために、平成15年（2003年）7月に設立されたもの。その後、平成16年（2004年）4月には「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」が策定された。

ポケットパーク

ビルなどが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小さな公園のこと。より広くは、都心部に限らず市街地内につくられた人々が自由に利用できる小規模なオープンスペースのことを指す。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える更生保護活動や「社会を明るくする運動」など犯罪予防活動を行うボランティア。

ボランティアセンター

コラム④（65ページ）参照。

[ま]

街かどデイハウス

おおむね65歳以上で、介護保険で非該当とされた方や要支援1または要支援2と認定された方で、継続的な介護保険サービスを利用していない方（要介護の認定を受けられた方は対象にならない）に対して、民間の非営利団体が市の補助を受けて運営している、小規模で家庭的な雰囲気施設の施設で、少人数のグループでレクリエーションや体操、昼食などのサービスを行い、介護が必要にならないように予防する。

民生委員・児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場にたって相談・支援を行うボランティア。市内を461の区域に分け、それぞれに区域担当の民生委員・児童委員がおり、市内を20地区に分け、それぞれの地区に児童問題を専門とする主任児童委員が一人ずつ置かれている。市内全ての民生委員・児童委員で「吹田市民生・児童委員協議会」を組織している。

[や]

ユニバーサルデザイン

バリアフリーから一歩進んで、高齢者や障害のある人等の利用に限定せず、年齢、性別、人種、障害の有無や身体能力にかかわらず、できるだけ多くの人が美しいと感じ、かつ使いやすいように、製品や建築物、生活環境をデザインする考え方。

[ら]

療育

障害のある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障害に応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

留守家庭児童育成室

保護者が働いていたり、病気などのため、放課後など、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために開設されている。本市ではすべての小学校内に開設し、対象は小学1年生から3年生まで、月曜日から金曜日までの放課後から午後5時までと、春・夏・冬休みの期間中の午前9時から午後5時までとなっている。

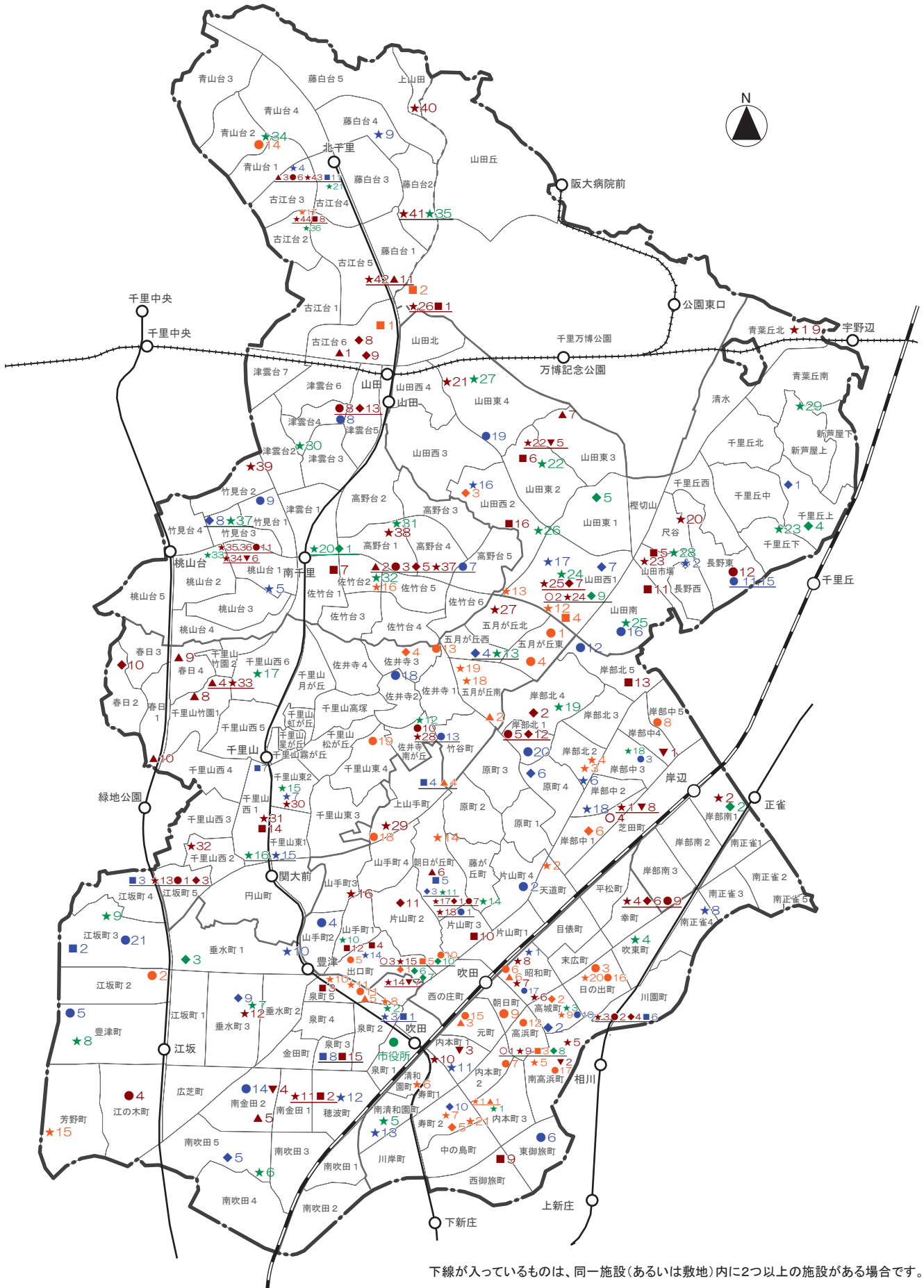
[わ]

ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりや計画づくりの方法。通常の会議とは違って、グループに分かれて、意見交換をしたりグループで簡単な作業をしながら、参加者全員が立場を越えて自由に意見を言える、参加体験型の活動。

市内施設一覽地図 (平成18年(2006年)1月末現在)

(コミュニティ施設・児童福祉施設等・障害のある人の施設・高齢者福祉施設)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

吹田市地域福祉計画

平成 18 年（2006 年）5 月

●発行 吹田市

●編集 福祉保健部 地域福祉室 福祉総務課

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3-40

TEL 06-6384-1815（直通）

●イラスト 田中 美由紀

この冊子は1,700部作成し、1部あたりの単価は600円です。



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び大豆インキを使用しています